

編	章	節	条	項	頁	以上	編章節条項頁以上	編	章	節	条	項	頁	以上	編章節条項頁以上	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報		
1	0	0	0	0	1		第1編	1	0	0	0	0	1		第1編	共通編
1	1	0	0	0	1		第1章	1	1	0	0	0	1		第1章	総則
1	1	0	1	0	1		1-1-1	1	1	0	1	0	1		1-1-1	適用
1	1	0	1	5	1		5.	1	1	0	1	5	1			*削除
1	1	0	1	6	1		6.	1	1	0	1	6	1		5.	*変更
1	1	0	2	0	1		1-1-2	1	1	0	2	0	1		1-1-2	用語の定義
1	1	0	2	4	1		4.	1	1	0	2	4	1		4.	*変更
1	1	0	2	20	1		20.	1	1	0	2	20	1		20.	*変更
1	1	0	5	0	1		1-1-5	1	1	0	5	0	1		1-1-5	施工計画書
1	1	0	5	1	1		1.	1	1	0	5	1	1		1.	
1	1	0	6	0	1		1-1-6	1	1	0	6	0	1		1-1-6	工事カルテ作成、登録

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考	
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報							
1	1	0	6	0	2														*変更
						請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が2,500万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し工事監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。													
1	1	0	6	0	3														*変更
						また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。													
1	1	0	9	0	1	1-1-9	1	1	0	9	0	1	1-1-9						
						工事用地等の使用													
1	1	0	9	2	1	2.	1	1	0	9	2	1	2.						
						設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地(請負者の現場事務所、宿舍)および型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に併う借地等をいう													
1	1	0	12	0	1	1-1-12	1	1	0	12	0	1	1-1-12						
						施工体制台帳													
1	1	0	12	1	1	1.	1	1	0	12	1	1	1.						
						請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になるときは、建設業法施行規則に基づき記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により工事監督員に提出しなければならない。													
1	1	0	12	2	1	2.	1	1	0	12	2	1	2.						
						請負者は、第1項に示建設業法施行規則に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は、施工体系図を所定の様式により工事監督員に提出しなければならない。													
							1	1	0	12	4	1	4.						
1	1	0	14	0	1	1-1-14	1	1	0	14	0	1	1-1-14						
						調査試験に対する協力													

編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	備考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文							備考		
														4.								請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。	*新規
1	1	0	15	0	1	1	1	0	15	0	1	1	1	0	15	0	1	1 - 1 - 15				工事の一時中止	
1	1	0	15	1	1	1	1	0	15	1	1	1	1	0	15	1	1	1.				発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。	*変更
1	1	0	15	1	5	1	1	0	15	1	5	1	1	0	15	1	5	(4)				第三者、請負者、使用人等及び工事監督員の安全のため必要があると認める場合	*削除
1	1	0	20	0	1	1	1	0	20	0	1	1	1	0	20	0	1	1 - 1 - 20				建設副産物	
1	1	0	20	3	1	1	1	0	20	3	1	1	1	0	20	3	1	3.				請負者は、建設副産物適正処理推進要綱(建設事務次官通達、平成10年12月1日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	*変更
1	1	0	21	0	1	1	1	0	21	0	1	1	1	0	21	0	1	1 - 1 - 21				工事監督員による検査(確認を含む)及び立会	
1	1	0	21	5	1	1	1	0	21	5	1	1	1	0	21	5	1	5.				請負者は、契約書第9条第2項第3号又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、工事監督員の立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとす	
1	1	0	24	0	1	1	1	0	24	0	1	1	1	0	24	0	1	1 - 1 - 24				竣工検査	
1	1	0	24	2	4	1	1	0	24	2	4	1	1	0	24	2	4	(4)				契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。ただし、工事関係図及び工事報告書等については、特記仕様書に定めた場合に限る。	
1	1	0	28	0	1	1	1	0	28	0	1	1	1	0	28	0	1	1 - 1 - 28				施工管理	
1	1	0	28	3	1	1	1	0	28	3	1	1	1	0	28	3	1	3.				請負者は、香川県が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。なお、「土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、工事監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。	
1	1	0	30	0	1	1	1	0	30	0	1	1	1	0	30	0	1	1 - 1 - 30				使用人等の管理	*削除
1	1	0	30	1	1	1	1	0	30	0	2	1	1	0	30	0	2	1.				請負者は、使用人等(下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない	*削除

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文						備考
1	1	0	30	2	1	1	1	0	30	0	3							*削除
0	0	0	0	0	3	1	1	0	30	0	1	1	1	0	30	0	1	*追加
0	0	0	0	0	3	1	1	0	30	1	1	1	1	0	30	1	1	*追加
0	0	0	0	0	3	1	1	0	30	2	1	1	1	0	30	2	1	*追加
1	1	0	31	0	1	1	1	0	31	0	1	1	1	0	31	0	1	
1	1	0	31	1	1	1	1	0	31	1	1	1	1	0	31	1	1	*変更
1	1	0	31	10	4	1	1	0	31	10	4							*削除
1	1	0	31	10	5	1	1	0	31	10	5	1	1	0	31	10	5	*変更
1	1	0	31	10	6	1	1	0	31	10	6	1	1	0	31	10	6	*変更
1	1	0	31	10	7	1	1	0	31	10	7	1	1	0	31	10	7	*変更
1	1	0	32	0	1	1	1	0	32	0	1	1	1	0	32	0	1	
1	1	0	32	4	1	1	1	0	32	4	1	1	1	0	32	4	1	*変更
1	1	0	35	0	1	1	1	0	35	0	1	1	1	0	35	0	1	
1	1	0	35	1	1	1	1	0	35	1	1	1	1	0	35	1	1	*変更
1	1	0	35	2	1	1	1	0	35	2	1	1	1	0	35	2	1	*変更
1	1	0	37	0	1	1	1	0	37	0	1	1	1	0	37	0	1	

編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報							
1	1	0	37	1	1		1	1	0	37	1	1		1	1	0	37	1	1		*変更
1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。							1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に <b>工事公害による損害</b> を与えないようにしなければならない。なお、第三者に <b>工事公害による損害</b> を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。							*変更							
1	1	0	37	2	1		1	1	0	37	2	1		1	1	0	37	2	1		*変更
2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。							2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、 <b>交通誘導員</b> の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。							*変更							
1	1	0	37				1	1	0	37	10	1		1	1	0	37	10	1		*追加
							10. 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 表1-2 一般的制限値(略) ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。							*追加							
0	0	0	0	0	3		1	1	0	38	0	1		1	1	0	38	0	1		*追加
							1-1-38 施設管理							*追加							
0	0	0	0	0	3		1	1	0	38	1	1		1	1	0	38	1	1		*追加
							請負者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について <b>工事監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</b>							*追加							
1	1	0	38	0	1		1	1	0	39	0	1		1	1	0	39	0	1		*変更
1-1-38 諸法令の遵守							1-1-39 諸法令の遵守							*変更							
1	1	0	38	1	1		1	1	0	39	1	1		1	1	0	39	1	1		*追加
1. 別紙新旧対照表							1. 別紙新旧対照表							*追加							
1	1	0	38	3	1		1	1	0	39	3	1		1	1	0	39	3	1		*追加
3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに工事監督員に報告しなければならない。							3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに工事監督員に <b>通知し、その確認を請求</b> しなければならない。							*追加							
1	1	0	39	0	1		1	1	0	40	0	1		1	1	0	40	0	1		*変更
1-1-39 官公庁等への手続等							1-1-40 官公庁等への手続等							*変更							
1	1	0	40	0	1		1	1	0	41	0	1		1	1	0	41	0	1		*変更
1-1-40 施工時期及び施工時間の変更							1-1-41 施工時期及び施工時間の変更							*変更							
1	1	0	40	1	1		1	1	0	41	1	1		1	1	0	41	1	1		*変更
1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ工事監督員の承諾を得なければならない。							1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ工事監督員と <b>協議するものとする。</b>							*変更							
1	1	0	41	0	1		1	1	0	42	0	1		1	1	0	42	0	1		*変更
1-1-41 工事測量							1-1-42 工事測量							*変更							

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
1	1	0	41	3	1	3	1	1	0	42	3	1	3	*変更				
1	1	0	42	0	1	1-1-42	1	1	0	43	0	1	1-1-43	*変更				
1	1	0	43	0	1	1-1-43	1	1	0	44	0	1	1-1-44	*変更				
1	1	0	44	0	1	1-1-44	1	1	0	44	2	5	1-1-45	*追加				
1	1	0	45	0	1	1-1-45	1	1	0	45	0	1	1-1-45	*変更				
1	1	0	46	0	1	1-1-46	1	1	0	46	0	1	1-1-46	*変更				
0	0	0	0	0	3		1	1	0	47	0	1	1-1-47	*追加				
0	0	0	0	0	3		1	1	0	47	1	1	1	*追加				
0	0	0	0	0	3		1	1	0	47	2	1	2	*追加				
1	2	0	0	0	1	第2章	材 料	1	2	0	0	0	1	第2章	材 料			
1	2	1	0	0	2		1	2	1	0	0	2		*変更				
1	2	5	0	0	1	第5節	骨 材	1	2	5	0	0	1	第5節	骨 材			
1	2	5	3	0	1	2-5-3	アスファルト舗装用骨材	1	2	5	3	0	1	2-5-3				
1	2	5	6	0	1	2-5-6	安定材	1	2	5	6	0	1	2-5-6				
1	2	7	0	0	1	第7節	鋼 材	1	2	7	0	0	1	第7節	鋼 材			
1	2	7	4	0	1	2-7-4	鋼 管	1	2	7	4	0	1	2-7-4				
0	0	0	0	0	3		1	2	7	4	0	7	JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)	*新規				
0	0	0	0	0	3		1	2	7	4	0	8	JIS G 3466 (ダクタイル鋳鉄異形管)	*新規				
1	2	8	0	0	1	第8節	セメント及び混和材料	1	2	8	0	0	1	第8節	セメント及び混和材料			
1	2	8	2	0	1	2-8-2	セメント	1	2	8	2	0	1	2-8-2				
1	2	8	2	3	2	表2-22 普通ポルトランドセメントの品質	1	2	8	2	3	2	表2-22 普通ポルトランドセメントの品質	*変更				

編	章	節	条	項	頁以下	編	章	節	条	項	頁以下	編	章	節	条	項	頁以下	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
1	2	8	4	0	1	1	2	8	4	0	1	1	2	8	4	0	1	
1	2	8	4	1	1	1	2	8	4	1	1	1	2	8	4	1	1	コンクリートに使用する水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含まないものとする。
1	2	9	0	0	1	1	2	9	0	0	1	1	2	9	0	0	1	
1	2	9	1	0	1	1	2	9	1	0	1	1	2	9	1	0	1	
1	2	9	1	2	1	1	2	9	1	2	1	1	2	9	1	2	1	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。
1	2	9	2	0	1	1	2	9	2	0	1	1	2	9	2	0	1	
1	2	9	2	0	1	1	2	9	2	0	1	1	2	9	2	0	1	
1	3	0	0	0	1	1	3	0	0	0	1	1	3	0	0	0	1	
1	3	2	0	0	1	1	3	2	0	0	1	1	3	2	0	0	1	
1	3	2	0	0	3	1	3	2	0	0	3	1	3	2	0	0	3	
1	3	2	0	0	4	1	3	2	0	0	4	1	3	2	0	0	4	
0	0	0	0	0	3	1	3	2	0	0	45	1	3	2	0	0	45	
0	0	0	0	0	3	1	3	2	0	0	46	1	3	2	0	0	46	
1	3	3	0	0	1	1	3	3	0	0	1	1	3	3	0	0	1	
1	3	3	3	0	1	1	3	3	3	0	1	1	3	3	3	0	1	
1	3	3	3	1	1	1	3	3	3	1	1	1	3	3	3	1	1	
1	3	3	3	2	1	1	3	3	3	2	1	1	3	3	3	2	1	
1	3	3	3	3	1	1	3	3	3	3	1	1	3	3	3	3	1	
1	3	3	3	7	1	1	3	3	3	7	1	1	3	3	3	7	1	
1	3	3	3	11	1	1	3	3	3	11	1	1	3	3	3	11	1	
1	3	3	4	0	1	1	3	3	4	0	1	1	3	3	4	0	1	
1	3	3	4	2	1	1	3	3	4	2	1	1	3	3	4	2	1	

編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報							
1	3	3	4	3	1		1	3	3	4	3	1		1	3	3	4	3	1		*変更
3. 請負者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。なお、これによりがたい場合には工事監督員と協議しなければならない。							3. 請負者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。														
1	3	3	4	5	1		1	3	3	4	5	1		1	3	3	4	5	1		*変更
5. 請負者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともにその処置方法について工事監督員と協議しなければならない。							5. 請負者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。														
1	3	3	4	8	1		1	3	3	4	8	1		1	3	3	4	8	1		*変更
8. 請負者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、工事監督員と協議しなければならない。							8. 請負者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。														
1	3	3	5	0	1		1	3	3	5	0	1		1	3	3	5	0	1		
3-3-5 法枠工							3-3-5 法枠工														
1	3	3	5	4	1		1	3	3	5	4	1		1	3	3	5	4	1		*変更
4. 請負者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険のないように除去しなければならない。							4. 請負者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。														
1	3	3	5	14	1		1	3	3	5	14	1		1	3	3	5	14	1		*変更
14. 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれのある場合には、施工方法について直ちに工事監督員と協議しなければならない。							14. 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。														
1	3	3	6	0	1		1	3	3	6	0	1		1	3	3	6	0	1		
3-3-6 吹付工							3-3-6 吹付工														
1	3	3	6	3	1		1	3	3	6	3	1		1	3	3	6	3	1		*変更
3. 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのある場合には、施工方法について直ちに工事監督員と協議しなければならない。							3. 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。														
1	3	3	7	0	1		1	3	3	7	0	1		1	3	3	7	0	1		
3-3-7 植生工							3-3-7 植生工														
1	3	3	7	2	1		1	3	3	7	2	1		1	3	3	7	2	1		*変更
2. 請負者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、工事監督員の承諾を得なければならない。							2. 請負者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。														
1	3	3	7	12	3		1	3	3	7	12	3		1	3	3	7	12	3		*変更
(2) 施工時期については、工事監督員と協議するものとする。また、吹付け時期は乾燥期を避ける事が望ましいが、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。							(2) 施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。														
1	3	3	10	0	1		1	3	3	10	0	1		1	3	3	10	0	1		
3-3-10 防止柵工							3-3-10 防止柵工														
1	3	3	10	1	1		1	3	3	10	1	1		1	3	3	10	1	1		*変更
1. 請負者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。							1. 請負者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。														
1	3	3	11	0	1		1	3	3	11	0	1		1	3	3	11	0	1		
3-3-11 路側防護柵工							3-3-11 路側防護柵工														

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	備 考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報
1	3	3	11	3	1	3	1	3	3	11	3	1	3	*変更
1	3	3	13	0	1	3-3-13	1	3	3	13	0	1	3-3-13	
1	3	3	13	4	1	4	1	3	3	13	4	1	4	*変更
1	3	3	13	5	1	5	1	3	3	13	5	1	5	*変更
1	3	3	13	6	1	6	1	3	3	13	6	1	6	*変更
1	3	3	14	0	1	3-3-14	1	3	3	14	0	1	3-3-14	
1	3	3	14	2	3		1	3	3	14	2	3		*変更
1	3	3	14	2	4		1	3	3	14	2	4		*変更
1	3	3	14	3	6		1	3	3	14	3	6		*変更
1	3	3	14	3	7		1	3	3	14	3	7		*変更
1	3	3	14	3	13		1	3	3	14	3	13		*変更

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考			
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報									
1	3	3	14	4	8		1	3	3	14	4	8							*変更		
						請負者は、工場内で溶接を行うものとし、やむを得ず現場で取り付ける場合は、工事監督員の承諾を得て、工場溶接と同等以上の品質となるように施工管理を行わなければならない。ただし、アークスタッド溶接は除くものとする。															
1	3	3	14	5	4		1	3	3	14	5	4									*変更
						なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、工事監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。															
1	3	3	14	7	3		1	3	3	14	7	3									*変更
						ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、工事監督員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができるものとする。															
1	3	3	14	13	8		1	3	3	14	13	8									*変更
						ただし、請負者は、工事監督員の承諾を得て放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験を用いることができるものとする。															
1	3	3	14	14	3		1	3	3	14	14	3									*変更
						補修方法は、表3-8に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は工事監督員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。															
1	3	3	14	16	2		1	3	3	14	16	2									*変更
						請負者は、仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。															
1	3	3	14	16	4		1	3	3	14	16	4									*変更
						請負者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、補修方法について工事監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。															
1	3	3	14	16	5		1	3	3	14	16	5									*変更
						請負者は、仮組立てにかわる他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、仮組立てを部分的に行ったり、省略することができるものとする。ただしその場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。															
1	3	3	15	0	1	3-3-15	1	3	3	15	0	1	3-3-15								
1	3	3	15	10	1	10	1	3	3	15	10	1	10								
1	3	3	15	10	6		1	3	3	15	10	6									*変更
						なお、ローラーブラシを使用する場合、工事監督員と協議しなければならない。															
1	3	4	0	0	1	第4節	1	3	4	0	0	1	第4節								
						基礎工															
1	3	4	4	0	1	3-4-4	1	3	4	4	0	1	3-4-4								
						既製杭工															

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考	
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報							
1	3	4	4	3	1	1	3	4	4	3	1	1	3	4	4	3	1	3	*変更
3.						3.						3.							
請負者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。							
1	3	4	4	10	1	1	3	4	4	10	1	1	3	4	4	10	1	10.	*変更
10.						10.						10.							
請負者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、請負者は、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、請負者は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、請負者は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。							
1	3	4	4	12	1	1	3	4	4	12	1	1	3	4	4	12	1	12.	*変更
12.						12.						12.							
請負者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。							
1	3	4	4	15	1	1	3	4	4	15	1	1	3	4	4	15	1	15.	*変更
15.						15.						15.							
請負者は、既製コンクリート杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法(「民間開発建設技術の技術審査証明事業(事業認定規定昭和62年7月建設省公示)」で認定された工法を含む。)によるものとする。ただし、最終打撃方式およびコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。なお、請負者は施工に先立ち、施工方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている <b>工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、請負者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。</b>						請負者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている <b>工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、請負者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。</b>							
1	3	4	4	15	2	1	3	4	4	15	2	1	3	4	4	15	2		*変更
ただし、最終打撃方式およびコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。なお、請負者は施工に先立ち、施工方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。						ただし、最終打撃方式およびコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。						ただし、最終打撃方式およびコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。							
1	3	4	4	21	6	1	3	4	4	21	6	1	3	4	4	21	6	(5)	*変更
(5)						(5)						(5)							
請負者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には工事監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10~+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。						請負者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10~+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。						請負者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10~+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。							
1	3	4	5	0	1	1	3	4	5	0	1	1	3	4	5	0	1	3-4-5	
3-4-5						3-4-5						3-4-5							
場所打杭工						場所打杭工						場所打杭工							
1	3	4	5	1	1	1	3	4	5	1	1	1	3	4	5	1	1	1.	*変更
1.						1.						1.							
請負者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。							

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)												条文情報
1	3	4	5	5	1	5	請負者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安全などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。	1	3	4	5	5	1	5	請負者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や <b>安定</b> などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。	*変更		
1	3	4	5	6	1	6	請負者は、場所打杭工に使用する掘削機の施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮して機械の方向を定め、水平度や安全度を確保し、据付けなければならない。	1	3	4	5	6	1			*削除		
1	3	4	5	7	1	7	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について、工事監督員と協議しなければならない。	1	3	4	5	7	1	6	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、 <b>設計図書に関して</b> 、工事監督員と協議しなければならない。	*変更		
1	3	4	5	8	1	8	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	1	3	4	5	8	1	7	請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	*変更		
1	3	4	5	9	1	9	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	1	3	4	5	9	1	8	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	*変更		
1	3	4	5	10	1	10	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。	1	3	4	5	10	1	9	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。	*変更		
1	3	4	5	11	1	11	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	1	3	4	5	11	1	10	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	*変更		
1	3	4	5	12	1	12	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	1	3	4	5	12	1	11	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更		
1	3	4	5	13	1	13	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	1	3	4	5	13	1	12	請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	*変更		

編	章	節	条	項	頁	以上	編	章	節	条	項	頁	以上	編	章	節	条	項	頁	以上	備考	
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報								
1	3	4	5	14	1		1	3	4	5	14	1		13								*変更
14. 請負者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。また、請負者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2 m以上入れておかなければならない。							13. 請負者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。また、請負者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2 m以上入れておかなければならない。							*変更								
1	3	4	5	15	1		1	3	4	5	15	1		14								*変更
15. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より50cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。							14. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より50cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。							*変更								
1	3	4	5	16	1		1	3	4	5	16	1		15								*変更
16. 請負者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2 m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。							15. 請負者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2 m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。							*変更								
1	3	4	5	17	1		1	3	4	5	17	1		16								*変更
17. 請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。							16. 請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。							*変更								
1	3	4	5	18	1		1	3	4	5	18	1		17								*変更
18. 請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。							17. 請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。							*変更								
1	3	4	5	19	1		1	3	4	5	19	1		18								*変更
19. 請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。							18. 請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。							*変更								
1	3	4	5	20	1		1	3	4	5	20	1		19								*変更
20. 請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境庁告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。							19. 請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境庁告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。							*変更								
1	3	4	5	21	1		1	3	4	5	21	1		20								*変更
21. 請負者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。							20. 請負者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。							*変更								
1	3	4	5	22	1		1	3	4	5	22	1		21								*変更
22. 請負者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について工事監督員と協議しなければならない。							21. 請負者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について工事監督員と <b>設計図書に関して</b> 協議しなければならない。							*変更								
1	3	4	5	23	1		1	3	4	5	23	1		22								*変更
23. 請負者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。							22. 請負者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。							*変更								
1	3	4	6	0	1	3-4-6	1	3	4	6	0	1	3-4-6	1	3-4-6	深礎工						

編	章	節	条	項	頁	以上	編	章	節	条	項	頁	以上	編	章	節	条	項	頁	以上	備考	
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報								
1	3	4	6	3	1		1	3	4	6	3	1		1	3	4	6	3	1		*変更	
						3.																請負者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆うものとする。
1	3	4	6	11	1		1	3	4	6	11	1		1	3	4	6	11	1		*変更	
						11.																請負者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、工事監督員と協議しなければならない。
1	3	4	6	12	1		1	3	4	6	12	1		1	3	4	6	12	1		*削除	
						12.																請負者は、ライナープレートなしで掘削可能となった場合または、補強リングが必要となった場合には、工事監督員と協議しなければならない。
1	3	4	6	13	1		1	3	4	6	13	1		1	3	4	6	13	1		*変更	
						13.																請負者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出るだけ小さくするようにしなければならない。
1	3	4	6	14	1		1	3	4	6	14	1		1	3	4	6	14	1		*変更	
						14.																請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
1	3	4	6	15	1		1	3	4	6	15	1		1	3	4	6	15	1		*変更	
						15.																請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。
1	3	4	7	0	1		1	3	4	7	0	1		1	3	4	7	0	1			
						3-4-7																オープンケーソン基礎工
1	3	4	7	5	1		1	3	4	7	5	1		1	3	4	7	5	1		*変更	
						5.																請負者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する場合は、工事監督員と協議しなければならない。
1	3	4	7	7	1		1	3	4	7	7	1		1	3	4	7	7	1		*変更	
						7.																請負者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。
1	3	4	8	0	1		1	3	4	8	0	1		1	3	4	8	0	1			
						3-4-8																ニューマチックケーソン基礎工
1	3	4	8	4	1		1	3	4	8	4	1		1	3	4	8	4	1		*変更	
						4.																通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの2本以上のシャフトが計画されるが、請負者は、1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、工事監督員と協議しなければならない。

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
1	3	4	8	5	1	1	3	4	8	5	1	1	3	4	8	5	1	*変更
5.						5.						5.						
請負者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、事前に工事監督員の承諾を得るとともに、ケーソン本体の安全性及び作業員の退を確認し、さらに近接構造物へ悪影響を生じないようにしなければならない。						請負者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、事前に <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得るとともに、 <b>施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。</b>												
1	3	4	8	11	1	1	3	4	8	11	1							*削除
11.						11.												
請負者は、砂セメントルを施工する地盤は、セメントル及び作業室などの全重量を安全に支持できることを確認しなければならない。						請負者は、砂セメントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が13.7N/mm <sup>2</sup> (140kg/cm <sup>2</sup> )以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。						11.						
請負者は、砂セメントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が13.7N/mm <sup>2</sup> (140kg/cm <sup>2</sup> )以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。						請負者は、砂セメントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm <sup>2</sup> 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。												
1	3	4	8	13	1	1	3	4	8	13	1	1	3	4	8	13	1	*変更
13.						13.						12.						
請負者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。						請負者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。						請負者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。						
1	3	4	8	14	1	1	3	4	8	14	1	1	3	4	8	14	1	*変更
14.						14.						13.						
請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。						請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。						請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。						
1	3	4	9	0	1	1	3	4	9	0	1	1	3	4	9	0	1	
3-4-9						3-4-9						3-4-9						
鋼管井筒基礎工						鋼管井筒基礎工						鋼管井筒基礎工						
1	3	4	9	1	1	1	3	4	9	1	1	1	3	4	9	1	1	*変更
1.						1.						1.						
請負者は、鋼管井筒基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、鋼管井筒基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。						請負者は、鋼管井筒基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。						
1	3	4	9	7	1	1	3	4	9	7	1	1	3	4	9	7	1	*変更
7.						7.						7.						
請負者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、請負者はその処置方法について、工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。						
1	3	4	9	10	1	1	3	4	9	10	1	1	3	4	9	10	1	*変更
10.						10.						10.						
請負者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。						
1	3	4	9	11	6	1	3	4	9	11	6	1	3	4	9	11	6	*変更
(5)						(5)						(5)						
請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には工事監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10~+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。						請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10~+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。						請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10~+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。						
1	3	4	9	14	1	1	3	4	9	14	1	1	3	4	9	14	1	*変更
14.						14.						14.						
請負者は、鋼管矢板打込み後、頂部には転落防止用仮蓋を取付けなければならない。						請負者は、鋼管矢板打込み後、頂部の <b>処置については設計図書によるものとする。</b>						請負者は、鋼管矢板打込み後、頂部の <b>処置については設計図書によるものとする。</b>						

編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	備考	
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報								
1	3	5	0	0	1		1	3	5	0	0	1		1	3	5	0	0	1			
						第5節																
1	3	5	1	0	1		1	3	5	1	0	1		1	3	5	1	0	1			
						3-5-1																
1	3	5	1	4	2		1	3	5	1	4	2		1	3	5	1	4	2			*変更
1	3	5	3	0	1		1	3	5	3	0	1		1	3	5	3	0	1			
						3-5-3																
1	3	5	3	6	1		1	3	5	3	6	1		1	3	5	3	6	1			*変更
						6.																
1	3	5	3	7	1		1	3	5	3	7	1		1	3	5	3	7	1			*変更
						7.																
1	3	5	3	8	1		1	3	5	3	8	1		1	3	5	3	8	1			*変更
						8.																
1	3	5	5	0	1		1	3	5	5	0	1		1	3	5	5	0	1			*変更
						3-5-5																
1	3	5	5	3	1		1	3	5	5	3	1		1	3	5	5	3	1			*変更
						3.																
1	3	6	0	0	1		1	3	6	0	0	1		1	3	6	0	0	1			
						第6節																
1	3	6	1	0	1		1	3	6	1	0	1		1	3	6	1	0	1			
						3-6-1																
1	3	6	1	5	1		1	3	6	1	5	1		1	3	6	1	5	1			*変更
						5.																
1	3	6	4	0	1		1	3	6	4	0	1		1	3	6	4	0	1			
						3-6-4																
1	3	6	4	2	1		1	3	6	4	2	1		1	3	6	4	2	1			*変更
						2.																
1	3	6	5	0	1		1	3	6	5	0	1		1	3	6	5	0	1			
						3-6-5																
1	3	6	5	1	4		1	3	6	5	1	4		1	3	6	5	1	4			*変更
1	3	6	5	3	11		1	3	6	5	3	11		1	3	6	5	3	11			*変更
						(8)																

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報								
1	3	6	5	4	19	(16)	1	3	6	5	4	19	(16)	1	3	6	5	4	19	*変更
請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。但し、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は工事監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。						請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。但し、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。														
1	3	6	5	5	15	(11)	1	3	6	5	5	15	(11)	1	3	6	5	5	15	*変更
請負者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、 <b>設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</b>														
1	3	6	6	0	1	3 - 6 - 6	1	3	6	6	0	1	3 - 6 - 6	1	3	6	6	0	1	
コンクリート舗装工						コンクリート舗装工														
1	3	6	6	1	3	(2)	1	3	6	6	1	3	(2)	1	3	6	6	1	3	*変更
請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれによりがたい場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。														
1	3	6	6	5	5	(4)	1	3	6	6	5	5	(4)	1	3	6	6	5	5	*変更
請負者は、路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、路盤面に異常を発見したときは、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。														
1	3	6	6	9	4		1	3	6	6	9	4		1	3	6	6	9	4	*変更
請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱第6章6.11暑中及び寒中コンクリートの規定によるものとし、あらかじめ施工計画書にその施工・養生方法等を記載しなければならない。						請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱第6章6.11暑中及び寒中コンクリートの規定によるものとし、 <b>第1編1-1-5第1項の</b> 施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。														
1	3	6	6	9	7	(5)	1	3	6	6	9	7	(5)	1	3	6	6	9	7	*変更
請負者は、コンクリート版の四隅、スリッパ、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。						請負者は、コンクリート版の四隅、 <b>ダウエルバー</b> 、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。														
1	3	6	6	9	13	(10)	1	3	6	6	9	13	(10)	1	3	6	6	9	13	*変更
請負者は、型枠及び目地の付近を、棒状パイプレータで締固めなければならない。また、作業中スリッパ、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。						請負者は、型枠及び目地の付近を、棒状パイプレータで締固めなければならない。また、作業中 <b>ダウエルバー</b> 、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。														
1	3	6	6	12	4	(3)	1	3	6	6	12	4	(3)	1	3	6	6	12	4	*変更
請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5N/mm <sup>2</sup> (35kgf/cm <sup>2</sup> )以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。						請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5N/mm <sup>2</sup> (35kgf/cm <sup>2</sup> )以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、 <b>第1編1-1-5第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しな</b>														
1	3	6	6	14	6	(5)	1	3	6	6	14	6	(5)	1	3	6	6	14	6	*変更
請負者は、膨張目地のスリッパの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。						請負者は、膨張目地の <b>ダウエルバー</b> の設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。														

編	章	節	条	項	頁以下	編章節条	条文	編	章	節	条	項	頁以下	編章節条	条文	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報				
1	3	6	6	14	7	(6)	請負者は、膨張目地のスリップバーに、版の伸縮を可能にするため、スリップバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	1	3	6	6	14	7	(6)	請負者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	*変更
1	3	6	7	0	1	3-6-7	薄層カラー舗装工	1	3	6	7	0	1	3-6-7	薄層カラー舗装工	
1	3	6	7	2	1	2.	請負者は、基盤面に異常を発見したときは、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	1	3	6	7	2	1	2.	請負者は、基盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
1	3	7	0	0	1	第7節	地盤改良工	1	3	7	0	0	1	第7節	地盤改良工	
1	3	7	2	0	1	3-7-2	路床安定処理工	1	3	7	2	0	1	3-7-2	路床安定処理工	
1	3	7	2	6	1	6.	請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策の必要性について、工事監督員と協議しなければならない。	1	3	7	2	6	1	6.	請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策性について、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
1	3	7	5	0	1	3-7-5	パイルネット工	1	3	7	5	0	1	3-7-5	パイルネット工	
1	3	7	5	4	4	(3)	請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管し、工事監督員の要請があった場合には、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。	1	3	7	5	4	4	(3)	請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、工事監督員が施工記録を求めた場合については、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。	*変更
1	3	7	5	4	7	(6)	請負者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	1	3	7	5	4	7	(6)	請負者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
1	3	7	5	4	8	(7)	請負者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は工事監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	5	4	8	(7)	請負者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
1	3	7	8	0	1	3-7-8	締固め改良工	1	3	7	8	0	1	3-7-8	締固め改良工	
1	3	7	8	2	1	2.	請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。請負者は、影響が生じた場合には、直ちに工事監督員へ報告し、その対応方法等に関して協議しなければならない。	1	3	7	8	2	1	2.	請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	*変更
1	3	7	9	0	1	3-7-9	固結工	1	3	7	9	0	1	3-7-9	固結工	
1	3	7	9	3	1	3.	請負者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。請負者は、これらへ影響が発生した場合は、ただちに工事監督員へ報告し、その対応方法等について工事監督員と協議しなければならない。	1	3	7	9	3	1	3.	請負者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。	*変更
1	3	7	9	6	1	6.	請負者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の安全な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により工事監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	9	6	1	6.	請負者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
1	3	8	0	0	1	第8節	工場製品輸送工	1	3	8	0	0	1	第8節	工場製品輸送工	
1	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項	1	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項	
1	3	8	1	2	1	2.	請負者は、輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、工事監督員に提出しなければならない。	1	3	8	1	2	1	2.	請負者は、輸送に着手する前に第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、工事監督員に提出しなければならない。	*変更
1	3	8	2	0	1	3-8-2	輸送工	1	3	8	2	0	1	3-8-2	輸送工	

編	章	節	条	項	頁	以上	編	章	節	条	項	頁	以上	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報
1	3	8	2	2	1		1	3	8	2	2	1		*削除
1	3	8	2	3	1		1	3	8	2	3	1	2	*変更
1	3	9	0	0	1	第9節	1	3	9	0	0	1	第9節	
1	3	9	3	0	1	3-9-3	1	3	9	3	0	1	3-9-3	
1	3	9	3	2	1	2	1	3	9	3	2	1	2	*変更
1	3	9	3	5	1	5	1	3	9	3	5	1	5	*変更
1	3	9	3	6	1	6	1	3	9	3	6	1	6	*変更
1	3	9	4	0	1	3-9-4	1	3	9	4	0	1	3-9-4	
1	3	9	4	2	1	2	1	3	9	4	2	1	2	*削除
1	3	9	4	3	1	3	1	3	9	4	3	1	2	*変更
1	3	9	4	4	1	4	1	3	9	4	4	1	3	*変更
1	3	9	6	0	1	3-9-6	1	3	9	6	0	1	3-9-6	
1	3	9	6	3	1	3	1	3	9	6	3	1	3	*変更
1	3	9	6	4	1	4	1	3	9	6	4	1	4	*変更
1	3	9	6	8	1	8	1	3	9	6	8	1	8	*変更
1	3	9	6	9	1	9	1	3	9	6	9	1	9	*変更

編	章	節	条	項	頁	以下	編章節条	編	章	節	条	項	頁	以下	編章節条	備考	
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報			
1	3	9	6	10	1		10.	1	3	9	6	10	1		10.	請負者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
1	3	9	6	11	1		11.	1	3	9	6	11	1		11.	請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、その方法や場所について工事監督員と協議しなければならない。	*変更
1	3	10	0	0	1		第10節	1	3	10	0	0	1		第10節	仮設工	
1	3	10	3	0	1		3 - 1 0 - 3	1	3	10	3	0	1		3 - 1 0 - 3	仮橋・作業構台工	
1	3	10	3	5	1		5.	1	3	10	3	5	1		5.	請負者は、橋脚及び鋼管杭の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	*変更
1	3	10	5	0	1		3 - 10 - 5	1	3	10	5	0	1		3 - 10 - 5	土留・仮締切工	
1	3	10	5	1	1		1.	1	3	10	5	1	1		1.	請負者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。	*変更
1	3	10	5	5	1		5.	1	3	10	5	5	1		5.	請負者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないよう注意し、施工しなければならない。	*削除
1	3	10	5	6	1		6.	1	3	10	5	6	1		6.	請負者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取り外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。	*削除
1	3	10	5	7	1		7.	1	3	10	5	7	1		5.	請負者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。	*変更
1	3	10	5	8	1		8.	1	3	10	5	8	1		6.	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。	*変更
1	3	10	5	9	1		9.	1	3	10	5	9	1		7.	請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。	*変更
1	3	10	5	10	1		10.	1	3	10	5	10	1		8.	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。	*変更
1	3	10	5	11	1		11.	1	3	10	5	11	1		9.	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	*変更
1	3	10	5	12	1		12.	1	3	10	5	12	1		10.	請負者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石がゲケ所に集中しないように施工しなければならない。	*変更
1	3	10	5	13	1		13.	1	3	10	5	13	1		11.	請負者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	*変更
1	3	10	5	14	1		14.	1	3	10	5	14	1		14.	請負者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件、施工条件に応じたものを用いなければならない。	*削除

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
1	3	10	5	15	1	1	3	10	5	15	1	1	3	10	5	15	1	*変更
1	3	10	5	16	1	1	3	10	5	16	1	1	3	10	5	16	1	*削除
1	3	10	5	17	1	1	3	10	5	17	1	1	3	10	5	17	1	*変更
1	3	10	5	18	1	1	3	10	5	18	1	1	3	10	5	18	1	*変更
1	3	10	5	19	1	1	3	10	5	19	1	1	3	10	5	19	1	*変更
1	3	10	5	20	1	1	3	10	5	20	1	1	3	10	5	20	1	*変更
1	3	10	5	21	1	1	3	10	5	21	1	1	3	10	5	21	1	*変更
1	3	10	5	22	1	1	3	10	5	22	1	1	3	10	5	22	1	*削除
1	3	10	5	23	1	1	3	10	5	23	1	1	3	10	5	23	1	*変更
1	3	10	5	24	1	1	3	10	5	24	1	1	3	10	5	24	1	*変更
1	3	10	5	25	1	1	3	10	5	25	1	1	3	10	5	25	1	*変更
1	3	10	5	26	1	1	3	10	5	26	1	1	3	10	5	26	1	*変更
1	3	10	5	27	1	1	3	10	5	27	1	1	3	10	5	27	1	*変更
1	3	10	5	28	1	1	3	10	5	28	1	1	3	10	5	28	1	*変更

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報								
1	3	10	5	29	1	1	3	10	5	29	1	1	3	10	5	29	1	24.	請負者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	*変更
1	3	10	5	30	1	1	3	10	5	30	1	1	3	10	5	30	1	25.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	*変更
1	3	10	8	0	1	1	3	10	8	0	1	1	3	10	8	0	1	3-10-8	地中連続壁工(壁式)	
1	3	10	8	1	1	1	3	10	8	1	1	1	3	10	8	1	1	1.	請負者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。	*削除
1	3	10	8	2	1	1	3	10	8	2	1	1	3	10	8	2	1	2.	請負者は、作業床の施工にあたっては、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。	*削除
1	3	10	8	3	1	1	3	10	8	3	1	1	3	10	8	3	1	1.	請負者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	*変更
1	3	10	8	4	1	1	3	10	8	4	1	1	3	10	8	4	1	4.	請負者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。	*削除
1	3	10	8	5	1	1	3	10	8	5	1	1	3	10	8	5	1	2.	請負者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。	*変更
1	3	10	8	6	1	1	3	10	8	6	1	1	3	10	8	6	1	3.	連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、請負者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋がごの製作精度を保たなければならない。	*変更
1	3	10	8	7	1	1	3	10	8	7	1	1	3	10	8	7	1	4.	請負者は、後行エレメントの鉄筋がごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	*変更
1	3	10	8	8	1	1	3	10	8	8	1	1	3	10	8	8	1	5.	請負者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋がごの浮き上がりのないように施工しなければならない。	*変更
1	3	10	8	9	1	1	3	10	8	9	1	1	3	10	8	9	1	6.	打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、請負者は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。	*変更
1	3	10	8	10	1	1	3	10	8	10	1	1	3	10	8	10	1	10.	安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、請負者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。	*削除
1	3	10	8	11	1	1	3	10	8	11	1	1	3	10	8	11	1	7.	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	*変更
1	3	10	8	12	1	1	3	10	8	12	1	1	3	10	8	12	1	8.	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。	*変更
1	3	10	8	13	1	1	3	10	8	13	1	1	3	10	8	13	1	9.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	*変更
1	3	10	9	0	1	1	3	10	9	0	1	1	3	10	9	0	1	3-10-9	地中連続壁工(柱列式)	
1	3	10	9	1	1	1	3	10	9	1	1	1	3	10	9	1	1	1.	請負者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。	*削除

編	章	節	条	項	頁	編章節条項頁以下	編章節条項頁以下	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報						
1	3	10	9	2	1	2.	1	3	10	9	2	1	2.							*削除
1	3	10	9	3	1	3.	1	3	10	9	3	1	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	*変更
1	3	10	9	4	1	4.	1	3	10	9	4	1	2.	2.	2.	2.	2.	2.	2.	*変更
1	3	10	9	5	1	5.	1	3	10	9	5	1	3.	3.	3.	3.	3.	3.	3.	*変更
1	3	10	9	6	1	6.	1	3	10	9	6	1	4.	4.	4.	4.	4.	4.	4.	*変更
1	3	10	9	7	1	7.	1	3	10	9	7	1	5.	5.	5.	5.	5.	5.	5.	*変更
1	3	10	9	8	1	8.	1	3	10	9	8	1	8.	8.	8.	8.	8.	8.	8.	*削除
1	3	10	9	9	1	9.	1	3	10	9	9	1	6.	6.	6.	6.	6.	6.	6.	*変更
1	3	10	9	10	1	10.	1	3	10	9	10	1	7.	7.	7.	7.	7.	7.	7.	*変更
1	3	10	9	11	1	11.	1	3	10	9	11	1	8.	8.	8.	8.	8.	8.	8.	*変更
1	3	10	10	0	1	3-10-10	1	3	10	10	0	1	3-10-10	3-10-10	3-10-10	3-10-10	3-10-10	3-10-10	3-10-10	
1	3	10	10	4	1	4.	1	3	10	10	4	1	4.	4.	4.	4.	4.	4.	4.	*削除
1	3	10	10	5	1	5.	1	3	10	10	5	1	5.	5.	5.	5.	5.	5.	5.	*削除
1	3	10	10	6	1	6.	1	3	10	10	6	1	4.	4.	4.	4.	4.	4.	4.	*変更
1	3	10	10	7	1	7.	1	3	10	10	7	1	5.	5.	5.	5.	5.	5.	5.	*変更
1	3	10	10	8	1	8.	1	3	10	10	8	1	6.	6.	6.	6.	6.	6.	6.	*変更
1	3	10	13	0	1	3-10-13	1	3	10	13	0	1	3-10-13	3-10-13	3-10-13	3-10-13	3-10-13	3-10-13	3-10-13	

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
1	3	10	13	1	1	1	3	10	13	1	1	1	3	10	13	1	1	*変更
1	3	10	13	2	1	1	3	10	13	2	1	1	3	10	13	2	1	*削除
1	3	10	13	3	1	1	3	10	13	3	1	1	3	10	13	3	1	*変更
1	3	10	13	4	1	1	3	10	13	4	1	1	3	10	13	4	1	*変更
1	3	10	14	0	1	1	3	10	14	0	1	1	3	10	14	0	1	
1	3	10	14	1	1	1	3	10	14	1	1	1	3	10	14	1	1	*変更
1	3	10	16	0	1	1	3	10	16	0	1	1	3	10	16	0	1	
1	3	10	16	1	1	1	3	10	16	1	1	1	3	10	16	1	1	*変更
1	3	10	16	2	1	1	3	10	16	2	1	1	3	10	16	2	1	*削除
1	3	10	16	3	1	1	3	10	16	3	1	1	3	10	16	3	1	*変更
1	3	10	16	4	1	1	3	10	16	4	1	1	3	10	16	4	1	*削除
1	3	10	16	5	1	1	3	10	16	5	1	1	3	10	16	5	1	*削除
1	3	10	17	0	1	1	3	10	17	0	1	1	3	10	17	0	1	
1	3	10	17	1	1	1	3	10	17	1	1	1	3	10	17	1	1	*変更
1	3	10	17	3	1	1	3	10	17	3	1	1	3	10	17	3	1	*変更

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報								
1	3	10	17	6	1	1	3	10	17	6	1	1	3	10	17	6	1	6 . 請負者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。	6 . 請負者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。 請負者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。	*変更
1	3	10	17	7	1	1	3	10	17	7	1	1	3	10	17	7	1	7 . 請負者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。	7 . 請負者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。 請負者は、換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。 請負者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。 請負者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とし、中小断面のトンネル等のうち3mg/m3を達成する事が困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにすることとする。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	*変更
1	3	10	17	8	1	1	3	10	17	8	1	1	3	10	17	8	1	8 . 請負者は、トンネル軌条設備の設置にあたり、トンネル内の軌道では側壁と車両との間の間隔を関係法令で定められた間隔以上とする等、安全確保に努めなければならない。	8 .	*削除
1	3	10	17	9	1	1	3	10	17	9	1	1	3	10	17	9	1	9 . 請負者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないように充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。	8 . 請負者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないように充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。	変更
1	3	10	17	10	1	1	3	10	17	10	1	1	3	10	17	10	1	10 . 請負者は、吹付プラント設備組立解体にあたり、組立解体手順書等に基づき安全に留意して実施しなければならない。	10 .	*削除
1	3	10	17	11	1	1	3	10	17	11	1	1	3	10	17	11	1	11 . 請負者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。	9 . 請負者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。	変更

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報								
1	3	10	17	12	1	1	3	10	17	12	1	1	3	10	17	12	1	10.	請負者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。	変更
1	3	10	17	13	1	1	3	10	17	13	1	1	3	10	17	13	1	11.	請負者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。	変更
1	3	10	17	14	1	1	3	10	17	14	1	1	3	10	17	14	1	12.	請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければならない。	変更
1	3	10	18	0	1	1	3	10	18	0	1	1	3	10	18	0	1	3 - 10 - 18	シェッド仮設備工	
1	3	10	18	0	3	1	3	10	18	0	3	1	3	10	18	0	3	(1)	請負者は、足場設備、防護設備及び登り桟橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。	*変更
1	3	10	18	0	4	1	3	10	18	0	4	1	3	10	18	0	4	(2)	請負者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手摺などの防護工を行わなければならない。	*削除
1	3	10	19	0	1	1	3	10	19	0	1	1	3	10	19	0	1	3 - 10 - 19	共同溝仮設備工	
1	3	10	19	0	2	1	3	10	19	0	2	1	3	10	19	0	2		請負者は、仮階段工の施工にあたり関連基準等に基づき、作業員の転倒あるいは落下を防ぐ構造としなければならない。	*変更
1	3	10	20	0	1	1	3	10	20	0	1	1	3	10	20	0	1	3 - 10 - 20	防塵対策工	
1	3	10	20	1	1	1	3	10	20	1	1	1	3	10	20	1	1	1.	請負者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には工事監督員と協議するものとし、必要に応じてタイヤ洗浄装置及びこれに類する装置を設置し、その対策を講じなければならない。	*変更
1	3	10	20	2	1	1	3	10	20	2	1	1	3	10	20	2	1	2.	請負者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、工事監督員と協議するものとし、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。	*変更
1	4	0	0	0	1	1	4	0	0	0	1	1	4	0	0	0	1	第4章	土工	
1	4	3	0	0	1	1	4	3	0	0	1	1	4	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	
1	4	3	1	0	1	1	4	3	1	0	1	1	4	3	1	0	1	4 - 3 - 1	一般事項	
1	4	3	1	5	2	1	4	3	1	5	2	1	4	3	1	5	2	5.	なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、処分方法を工事監督員と協議しなければならない。	*変更
1	4	3	1	6	1	1	4	3	1	6	1	1	4	3	1	6	1	6.	請負者は、建設発生土処理にあたり処理方法、排水計画、場内維持等を施工計画書に記載しなければならない。	*変更
0	0	0	0	0	3	1	4	3	1	6	2	1	4	3	1	6	2		(1)処理方法(場所・形状等)	*追加
0	0	0	0	0	3	1	4	3	1	6	3	1	4	3	1	6	3		(2)排水計画	*追加

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	備 考	
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報	
0	0	0	0	0	3		1	4	3	1	6	4		(3)場内維持等	*追加
1	4	3	1	7	1	7.	1	4	3	1	7	1	7.	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
1	4	3	1	9	1	9.	1	4	3	1	9	1	9.	請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。	*変更
1	4	3	2	0	1	4-3-2	1	4	3	2	0	1	4-3-2	掘削工(切土工)	
1	4	3	2	1	1	1.	1	4	3	2	1	1	1.	請負者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。請負者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ工事監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。	*変更
1	4	3	2	3	1	3.	1	4	3	2	3	1	3.	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、そのとった措置をすみやかに工事監督員に報告しなければならない。	*変更
1	4	3	3	0	1	4-3-3	1	4	3	3	0	1	4-3-3	盛土工	
1	4	3	3	8	1	8.	1	4	3	3	8	1	8.	請負者は、盛土工の作業中、沈下等の有害な現象のあった場合に、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。	*変更
1	4	3	3	9	1	9.	1	4	3	3	9	1	9.	請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
1	4	3	3	10	1	10.	1	4	3	3	10	1	10.	請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。	*変更

編	章	節	条	項	頁	編章節条項頁	編章節条項頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報						
1	4	3	3	16	1	16	16	1	4	3	3	16	1	16	16	16	16	16	16	*変更
請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中予期しない地盤の沈下または滑動等が生ずるおそれがある場合には、工事を中止し、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、請負者は、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、工事監督員に報告しなければならない。							請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、工事監督員に報告しなければならない。							条文情報						
1	4	3	4	0	1	4-3-4	4-3-4	1	4	3	4	0	1	4-3-4	4-3-4	4-3-4	4-3-4	4-3-4	4-3-4	
盛土補強工							盛土補強工													
1	4	3	4	2	1	2	2	1	4	3	4	2	1	2	2	2	2	2	2	*変更
盛土材については設計図書によるものとする。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、工事監督員の承諾を得なければならない。							盛土材については設計図書によるものとする。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。							*変更						
1	4	3	4	3	1	3	3	1	4	3	4	3	1	3	3	3	3	3	3	*変更
請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根および不陸の整地を行なうとともに、工事監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。							請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根および不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して工事監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。							*変更						
1	4	3	4	5	1	5	5	1	4	3	4	5	1	5	5	5	5	5	5	*変更
請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は接合方法を工事監督員と協議しなければならない。							請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更						
1	4	3	4	7	1	7	7	1	4	3	4	7	1	7	7	7	7	7	7	*変更
請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。							請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。							*変更						
1	4	3	4	9	1	9	9	1	4	3	4	9	1	9	9	9	9	9	9	*変更
請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。							請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。							*変更						
1	4	3	4	10	1	10	10	1	4	3	4	10	1	10	10	10	10	10	10	*変更
請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。							請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更						
1	4	3	4	12	1	12	12	1	4	3	4	12	1	12	12	12	12	12	12	*変更
請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、工事監督員と協議しなければならない。							請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更						
1	4	3	5	0	1	4-3-5	4-3-5	1	4	3	5	0	1	4-3-5	4-3-5	4-3-5	4-3-5	4-3-5	4-3-5	
整形仕上げ工							整形仕上げ工													
1	4	3	5	1	1	1	1	1	4	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	*変更
請負者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、工事監督員に報告し、協議しなければならない。							請負者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更						

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
1	4	3	5	5	1	1	4	3	5	5	1	1	4	3	5	5	1	*変更
5. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、工事監督員と協議しなければならない。						5. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。												
1	4	4	0	0	1	1	4	4	0	0	1	1	4	4	0	0	1	
第4節 道路土工						第4節 道路土工												
1	4	4	1	0	1	1	4	4	1	0	1	1	4	4	1	0	1	
4-4-1 一般事項						4-4-1 一般事項												
1	4	4	1	3	2	1	4	4	1	3	2	1	4	4	1	3	2	*変更
請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、工事監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された土質及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により工事監督員に通知するものとする。 なお、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 <b>検査時に提出しなければならない。</b>						請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、工事監督員の確認を受けなければならない。 <b>なお、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</b>												
1	4	4	1	5	1	1	4	4	1	5	1	1	4	4	1	5	1	*変更
5. 請負者は、工事箇所工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような湧水が発生した場合には、処置方法等を工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は、応急措置をとった後、そのとった措置をすみやかに工事監督員に報告しなければならない。						5. 請負者は、工事箇所工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような <b>予期できなかった</b> 湧水が発生した場合には、 <b>工事を中止し、設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。ただし <b>緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、工事監督員に報告しなければならない。</b>												
1	4	4	1	8	2	1	4	4	1	8	2	1	4	4	1	8	2	*変更
8. なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、処分方法を工事監督員と協議しなければならない。						8. なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、 <b>事前に設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。												
1	4	4	1	9	1	1	4	4	1	9	1	1	4	4	1	9	1	*変更
9. 請負者は、建設発生土処理にあたり処理方法、排水計画、場内維持等を施工計画書に記載しなければならない。						9. 請負者は、建設発生土処理にあたり <b>第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。</b>												
						1	4	4	1	9								*追加
						1	4	4	1	9								*追加
						1	4	4	1	9								*追加
1	4	4	1	10	1	1	4	4	1	10	1	1	4	4	1	10	1	*変更
10. 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により工事監督員の承認を得なければならない。						10. 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承認を得なければならない。												
1	4	4	1	12	1	1	4	4	1	12	1	1	4	4	1	12	1	*変更
12. 請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、適正な方法により処理するものとする。なお、これにより難しい場合には、工事監督員と協議するものとする。						12. 請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、適正な方法により処理するものとする。なお、これにより難しい場合には、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議するものとする。												

編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報							
1	4	4	1	18	1		1	4	4	1	18	1		1	4	4	1	18	1		*変更
18. 請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工中予期しない地盤の沈下または滑動等が生ずるおそれがある場合には、工事を中止し、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに工事監督員に報告しなければならない。							18. 請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに工事監督員に報告しなければならない。							条文情報							
1	4	4	2	0	1		1	4	4	2	0	1		1	4	4	2	0	1		*変更
4-4-2 掘削工(切土工) 1. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は処置方法について工事監督員と協議しなければならない。							4-4-2 掘削工(切土工) 1. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに工事監督員に報告しなければならない。							条文情報							
1	4	4	2	3	1		1	4	4	2	3	1		1	4	4	2	3	1		*変更
3. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに工事監督員に報告しなければならない。							3. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を工事監督員に報告しなければならない。							条文情報							
1	4	4	3	0	1		1	4	4	3	0	1		1	4	4	3	0	1		
4-4-3 路体盛土工 1. 請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について工事監督員と協議しなければならない。							4-4-3 路体盛土工 1. 請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							条文情報							
1	4	4	3	11	1		1	4	4	3	11	1		1	4	4	3	11	1		*変更
11. 請負者は、盛土作業中、沈下等の有害な現象のあった場合にその処理方法について工事監督員と協議しなければならない。							11. 請負者は、盛土作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに工事監督員に報告しなければならない。							条文情報							
1	4	4	3	12	1		1	4	4	3	12	1		1	4	4	3	12	1		*変更
12. 請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により工事監督員の承諾を得なければならない。							12. 請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。							条文情報							
1	4	4	3	13	1		1	4	4	3	13	1		1	4	4	3	13	1		*変更
13. 請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。							13. 請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							条文情報							
1	4	4	4	0	1		1	4	4	4	0	1		1	4	4	4	0	1		
4-4-4 路床盛土工							4-4-4 路床盛土工							条文情報							

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
1	4	4	4	9	1	1	4	4	4	9	1	1	4	4	4	9	1	*変更
9.						9.						請負者は、路床盛土作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合にその処理方法について工事監督員と協議しなければならない。						
1	4	4	4	10	1	1	4	4	4	10	1	1	4	4	4	10	1	*変更
10.						10.						請負者は、路床盛土の締固め度は第1編1-1-28施工管理3項の規定によるものとする。						
1	4	4	4	15	1	1	4	4	4	15	1	1	4	4	4	15	1	*変更
15.						15.						請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。						
1	4	4	5	0	1	1	4	4	5	0	1	1	4	4	5	0	1	
4-4-5						4-4-5						法面整形工						
1	4	4	5	1	1	1	4	4	5	1	1	1	4	4	5	1	1	*変更
1.						1.						請負者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、工事監督員に報告し、協議しなければならない。						
1	5	0	0	0	1	1	5	0	0	0	1	1	5	0	0	0	1	
第5章						第5章						無筋、鉄筋コンクリート						
1	5	3	0	0	1	1	5	3	0	0	1	1	5	3	0	0	1	
第3節						第3節						コンクリート						
1	5	3	1	0	1	1	5	3	1	0	1	1	5	3	1	0	1	
5-3-1						5-3-1						一般事項						
1	5	3	1	2	1	1	5	3	1	2	1	1	5	3	1	2	1	*変更
2.						2.						請負者は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。						
1	5	3	1	5	1	1	5	3	1	5	1	1	5	3	1	5	1	*変更
5.						5.						請負者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について工事監督員と協議しなければならない。						
1	5	3	2	0	1	1	5	3	2	0	1	1	5	3	2	0	1	
5-3-2						5-3-2						レディーミクストコンクリート						
1	5	3	2	1	1	1	5	3	2	1	1	1	5	3	2	1	1	*変更
1.						1.						請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合には、本条3、4項の規定によるものとする。						
1	5	3	3	0	1	1	5	3	3	0	1	1	5	3	3	0	1	
5-3-3						5-3-3						配合						

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考	
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報							
1	5	3	3	1	1	1	5	3	3	1	1	1	5	3	3	1	1	1	*変更
1. 請負者は、コンクリートの配合において、構造物の安全性を確保するために必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。						1. 請負者は、コンクリートの配合において、 <b>設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</b>													
1	5	3	5	0	1	1	5	3	5	0	1	1	5	3	5	0	1		
5-3-5 練りませ						5-3-5 練りませ													
1	5	3	5	2	1	1	5	3	5	2	1	1	5	3	5	2	1	1	*変更
2. 請負者は、コンクリートの練りませにおいて、JIS A 8603(コンクリートミキサ)を用いなければならない。ただし、請負者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員の承諾を得なければならない。						2. 請負者は、コンクリートの練りませにおいて、JIS A 8603(コンクリートミキサ)を用いなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、請負者は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。													
1	5	3	6	0	1	1	5	3	6	0	1	1	5	3	6	0	1		
5-3-6 運搬						5-3-6 運搬													
1	5	3	6	1	1	1	5	3	6	1	1	1	5	3	6	1	1	1	*変更
1. 請負者は、運搬車の使用にあたって、練りませたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。						1. 請負者は、運搬車の使用にあたって、練りませたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。													
1	5	3	6	3	1	1	5	3	6	3	1	1	5	3	6	3	1	1	*変更
3. 請負者は、シュートを用いる場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管あるいは、これと同等以上の管を継ぎ合わせて作り、コンクリートの材料分離が起こりにくいものとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。						3. 請負者は、シュートを用いる場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管あるいは、これと同等以上の管を継ぎ合わせて作り、コンクリートの材料分離が起こりにくいものとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。													
1	5	3	7	0	1	1	5	3	7	0	1	1	5	3	7	0	1		
5-3-7 コンクリート打込み						5-3-7 コンクリート打込み													
1	5	3	7	5	1	1	5	3	7	5	1	1	5	3	7	5	1	1	*変更
5. 請負者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、 <b>施工計画書に記載し</b> 、工事監督員に提出しなければならない。						5. 請負者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、 <b>施工計画書に記載し</b> 、工事監督員に提出しなければならない。													
1	5	3	8	4	1	1	5	3	8	4	1	1	5	3	8	4	1	1	*変更
4. 請負者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、工事監督員に協議しなければならない。						4. 請負者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。													
1	5	3	9	0	1	1	5	3	9	0	1	1	5	3	9	0	1		
5-3-9 施工継目						5-3-9 施工継目													
1	5	3	9	1	1	1	5	3	9	1	1	1	5	3	9	1	1	1	*変更
1. 請負者は、設計図書で定められていない継目を設ける場合には、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め工事監督員の承諾を得て施工しなければならない。						1. 請負者は、設計図書で定められていない継目を設ける場合には、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向、 <b>及び形状等</b> を定め、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て施工しなければならない。													
1	5	4	0	0	1	1	5	4	0	0	1	1	5	4	0	0	1		
第4節 型枠及び支保						第4節 型枠及び支保													
1	5	4	1	0	1	1	5	4	1	0	1	1	5	4	1	0	1		
5-4-1 一般事項						5-4-1 一般事項													

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考	
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報							
1	5	4	1	2	1	1	5	4	1	2	1	1	5	4	1	2	1	2	*変更
2.						2.						2.							
請負者は、型枠及び支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され構造物の品質が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。						請負者は、型枠及び支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され <b>工事目的物の品質・性能</b> が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。						請負者は、型枠及び支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され <b>工事目的物の品質・性能</b> が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。							
1	5	5	0	0	1	1	5	5	0	0	1	1	5	5	0	0	1		
第5節						第5節													
1	5	5	4	0	1	1	5	5	4	0	1	1	5	5	4	0	1		
5-5-4						5-5-4						5-5-4							
鉄筋の継手						鉄筋の継手						鉄筋の継手							
1	5	5	4	1	1	1	5	5	4	1	1	1	5	5	4	1	1	*変更	
1.						1.						1.							
請負者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。							
1	5	5	5	0	1	1	5	5	5	0	1	1	5	5	5	0	1		
5-5-5						5-5-5						5-5-5							
ガス圧接						ガス圧接						ガス圧接							
1	5	5	5	1	2	1	5	5	5	1	2	1	5	5	5	1	2	*変更	
2.						2.						2.							
なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とすることができる。この場合、施工方法について工事監督員の承諾を得るものとする。						なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得るものとする。						なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得るものとする。							
1	5	6	0	0	1	1	5	6	0	0	1	1	5	6	0	0	1		
第6節						第6節													
特殊コンクリート						特殊コンクリート						特殊コンクリート							
1	5	6	2	0	1	1	5	6	2	0	1	1	5	6	2	0	1		
5-6-2						5-6-2						5-6-2							
材料						材料						材料							
1	5	6	2	3	4	1	5	6	2	3	4	1	5	6	2	3	4	*変更	
(3)						(3)						(3)							
請負者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。							
1	5	6	5	0	1	1	5	6	5	0	1	1	5	6	5	0	1		
5-6-5						5-6-5						5-6-5							
水中コンクリート						水中コンクリート						水中コンクリート							
1	5	6	5	7	1	1	5	6	5	7	1	1	5	6	5	7	1	*変更	
7.						7.						7.							
請負者は、コンクリートをトレミー管もしくはコンクリートポンプを用いて打込まなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。						請負者は、コンクリートをトレミー管もしくはコンクリートポンプを用いて打込まなければならない。これにより難しい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得た代替工法で施工しなければならない。						請負者は、コンクリートをトレミー管もしくはコンクリートポンプを用いて打込まなければならない。これにより難しい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得た代替工法で施工しなければならない。							
1	5	6	6	0	1	1	5	6	6	0	1	1	5	6	6	0	1		
5-6-6						5-6-6						5-6-6							
海水の作用を受けるコンクリート						海水の作用を受けるコンクリート						海水の作用を受けるコンクリート							
1	5	6	6	2	1	1	5	6	6	2	1	1	5	6	6	2	1	*変更	
2.						2.						2.							
請負者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。						請負者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。							

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考										
旧・条文構成(平成12年度)												新・条文構成(平成17年度)												条文情報
第2編						河川編	第2編						河川編											
第1章						築堤・護岸	第1章						築堤・護岸											
第2節						適用すべき諸基準	第2節						適用すべき諸基準											
2 1 2 0 0 2						請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。	2 1 2 0 0 2						請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、 <b>又は</b> 、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。	*変更										
2 1 5 0 0 1						第5節 法覆護岸工	2 1 5 0 0 1						第5節 法覆護岸工											
2 1 5 7 0 1						1-5-7 石張り・石積み工	2 1 5 7 0 1						1-5-7 <b>石張・石積工</b>	*変更										
2 1 5 9 0 1						1-5-9 多自然型護岸工	2 1 5 9 0 1						1-5-9 多自然型護岸工											
2 1 5 9 4 1						4. 巨石張り(積み)、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第1編3-5-5 石積(張)工の規定によるものとする。	2 1 5 9 4 1						4. 巨石張り(積み)、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によるものとする。	*変更										
2 1 5 13 0 1						1-5-13 羽口工	2 1 5 13 0 1						1-5-13 羽口工											
2 1 5 13 8 1						8. 請負者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	2 1 5 13 8 1						8. 請負者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	*削除										
2 1 5 13 9 1						9. 請負者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	2 1 5 13 9 1						8. 請負者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	*変更										
2 1 6 0 0 1						第6節 擁壁護岸工	2 1 6 0 0 1						第6節 擁壁護岸工											
2 1 6 3 0 1						1-6-3 コンクリート擁壁工	2 1 6 3 0 1						1-6-3 場所打擁壁工	*変更										
2 1 7 0 0 1						第7節 根固め工	2 1 7 0 0 1						第7節 根固め工											
2 1 7 1 0 1						1-7-1 一般事項	2 1 7 1 0 1						1-7-1 一般事項											
2 1 7 1 2 1						2. 請負者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	2 1 7 1 2 1						2. 請負者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	*変更										
2 1 7 6 0 1						1-7-6 捨石工	2 1 7 6 0 1						1-7-6 捨石工											
2 1 7 6 2 1						2. 請負者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合は施工方法について、工事監督員と協議しなければならない。	2 1 7 6 2 1						2. 請負者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更										
2 1 8 0 0 1						第8節 水制工	2 1 8 0 0 1						第8節 水制工											
2 1 8 1 0 1						1-8-1 一般事項	2 1 8 1 0 1						1-8-1 一般事項											
2 1 8 1 2 1						2. 請負者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	2 1 8 1 2 1						2. 請負者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	*変更										
2 1 8 1 3 1						3. 請負者は、水制工の施工における水制群中の各水制の設置方法及び順序について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工順序により、河床変動が著しい場合は工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	2 1 8 1 3 1						3. 請負者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑制する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> において <b>設置方法及び順序を指定した場合</b> に係る河床変動に対する処置については、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更										
2 1 9 0 0 1						第9節 付帯道路工	2 1 9 0 0 1						第9節 付帯道路工											
0 0 0 0 0 3							2 1 9 2 0 1						1-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加										
0 0 0 0 0 3							2 1 9 2 0 2						作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	*追加										

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条 文	備 考				
旧・条文構成（平成12年度）						新・条文構成（平成17年度）						条 文 情 報				
2	1	9	2	0	1	1-9-2	舗装準備工	2	1	9	3	0	1	1-9-3	舗装準備工	*変更
2	1	9	3	0	1	1-9-3	アスファルト舗装工	2	1	9	4	0	1	1-9-4	アスファルト舗装工	*変更
2	1	9	4	0	1	1-9-4	コンクリート舗装工	2	1	9	5	0	1	1-9-5	コンクリート舗装工	*変更
2	1	9	5	0	1	1-9-5	薄層カラー舗装工	2	1	9	6	0	1	1-9-6	薄層カラー舗装工	*変更
2	1	9	6	0	1	1-9-6	ブロック舗装工	2	1	9	7	0	1	1-9-7	ブロック舗装工	*変更
2	1	9	6	4	1	4.	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章アスファルト舗装の施工規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章10-3-7施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定、本編1-9-6ブロック舗装工の規定によらなければならない。ただし、これらの規定によりがたい場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。	2	1	9	7	4	1	4.	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章アスファルト舗装の施工規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章10-3-7施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定、本編1-9-6ブロック舗装工の規定によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。	*変更
2	1	9	7	0	1	1-9-7	側溝工	2	1	9	8	0	1	1-9-8	側溝工	*変更
2	1	9	7	10	1	10.	請負者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に施工方法について工事監督員と協議しなければならない。	2	1	9	8	10	1	10.	請負者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、砂質土または軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	1	9	7	12	1	12.	請負者は、コルゲートパイプの布設について、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について工事監督員と協議しなければならない。	2	1	9	8	12	1	12.		*削除
2	1	9	8	0	1	1-9-8	集水柵工	2	1	9	9	0	1	1-9-9	集水柵工	*変更
2	1	9	9	0	1	1-9-9	縁石工	2	1	9	10	0	1	1-9-10	縁石工	*変更
2	1	9	10	0	1	1-9-10	小型標識工	2	1	9	11	0	1	1-9-11	小型標識工	*変更
2	1	9	11	0	1	1-9-11	路側防護柵工	2	1	9	12	0	1	1-9-12	路側防護柵工	*変更
2	1	9	12	0	1	1-9-12	区画線工	2	1	9	13	0	1	1-9-13	区画線工	*変更
2	1	9	13	0	1	1-9-13	境界工	2	1	9	14	0	1	1-9-14	境界工	*変更
2	1	9	13	2	1	2.	請負者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	2	1	9	14	2	1	2.	請負者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	1	9	14	0	1	1-9-14	道路付属物工	2	1	9	15	0	1	1-9-15	道路付属物工	*変更
2	2	0	0	0	1	第2章	浚渫(川)	2	2	0	0	0	1	第2章	浚渫(川)	
2	2	2	0	0	1	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)	2	2	2	0	0	1	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)	
2	2	2	2	0	1	2-2-2	浚渫船運転工	2	2	2	2	0	1	2-2-2	浚渫船運転工	
2	2	2	2	1	1	1.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、これらの処理についてすみやかに工事監督員と協議しなければならない。	2	2	2	2	1	1	1.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、これらの処理についてすみやかに工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
2	2	2	2	2	1	2.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工事監督員と協議しなければならない。	2	2	2	2	2	1	2.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
2	2	2	2	4	1	4.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が要請した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	2	2	2	2	4	1	4.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が作業位置の確認を求めた場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	*変更
2	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工(グラブ船)	2	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工(グラブ船)	

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報		
2	2	3	2	0	1	2-3-2	浚渫船運転工	2	2	3	2	0	1	2-3-2	浚渫船運転工	
2	2	3	2	1	1	1.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 に浚渫作業の障害となるものを発見した場合は、 これらの処理についてすみやかに工事監督員と協議 しなければならない。	2	2	3	2	1	1	1.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 に浚渫作業の障害となるものを発見した場合は、 これらの処理についてすみやかに工事監督員と <b>設計 図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更
2	2	3	2	2	1	2.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工 事監督員と協議しなければならない。	2	2	3	2	2	1	2.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工 事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更
2	2	3	2	4	1	4.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の 作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が 要請した場合は、平面図にその位置を示さなければ ならない。	2	2	3	2	4	1	4.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の 作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が <b>作業位置の確認を求めた</b> 場合は、平面図にその 位置を示さなければならない。	*変更
2	2	3	3	0	1	2-3-3	作業船運転工	2	2	3	3	0	1	2-3-3	作業船運転工	
2	2	3	3	0	2		請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒 船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工 計画書に記載しなければならない。	2	2	3	3	0	2		請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒 船等の作業するに <b>あたり第1編1-1-5施工 計画書第1項の施工計画</b> の記載内容に加えて以下 の事項を記載しなければならない。	*変更
0	0	0	0	0	3			2	2	3	3	0	3		(1)台数	*追加
0	0	0	0	0	3			2	2	3	3	0	4		(2)設置位置等	*追加
2	2	4	0	0	1	第4節	浚渫土処理工	2	2	4	0	0	1	第4節	浚渫土処理工	
2	2	4	2	0	1	2-4-2	浚渫土処理工	2	2	4	2	0	1	2-4-2	浚渫土処理工	
2	2	4	2	3	1	3.	請負者は、浚渫土砂受け地の計画埋立断面が 示された場合において、作業進捗に伴いこれに 満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見 込みが判明した場合には、すみやかに工事監督 員と協議しなければならない。	2	2	4	2	3	1	3.	請負者は、浚渫土砂受け地の計画埋立断面が 示された場合において、作業進捗に伴いこれに 満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見 込みが判明した場合には、すみやかに <b>設計図書 </b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	2	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	
2	3	3	0	0	1	第3節	樋門・樋管本体内工	2	3	3	0	0	1	第3節	樋門・樋管本体内工	
2	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項	2	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項	
2	3	3	1	2	1	2.	請負者は、樋門及び樋管の施工において、既設 堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順 序及び構造について、施工計画書に記載しなけ ればならない。	2	3	3	1	2	1	2.	請負者は、樋門及び樋管の施工において、既設 堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順 序及び構造については、 <b>設計図書</b> によるものと する。	*変更
2	3	3	1	3	1	3.	請負者は、設計図書に定められていない仮締切 を設置する場合は、工事監督員と協議しなけれ ばならない。なお、仮締切は、堤防機能が保持 できるよう安全堅固なものとしなければならない。	2	3	3	1	3	1	3.	請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に 基づき施工するものとするが、現地状況によっ てこれによりがたい仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなけれ ばならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機 能が保持できるものとしなければならない。	*変更
2	3	3	1	4	1	4.	請負者は、樋門・樋管の施工において、設計図 書で定められていない仮水路を設ける場合に は、内水排除のための断面を確保し、その流量 に耐える構造で、かつ安全なものとしなければ ならない。	2	3	3	1	4	1	4.	請負者は、樋門・樋管の施工において、設計図 書で定められていない仮水路を設ける場合に は、内水排除のための <b>河積確保とその流出に耐 える構造</b> としなければならない。	*変更
2	3	3	2	0	1	3-3-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	2	3	3	2	0	1	3-3-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
2	3	3	2	2	1	2.	請負者は、基礎下面の土質が地盤改良の必要が ある場合は工事監督員と協議しなければならない。	2	3	3	2	2	1	2.	請負者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等 が設計図書と異なる場合は、 <b>設計図書</b> に関して 工事監督員と協議しなければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考								
旧・条文構成(平成12年度)												新・条文構成(平成17年度)												条文情報
2	3	3	2	3	1	3	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について工事監督員に協議しなければならない。	2	3	3	2	3	1	3	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	*変更								
2	3	3	6	0	1	3-3-6	函渠工	2	3	3	6	0	1	3-3-6	函渠工									
2	3	3	6	5	2	(1)	請負者は、砂質土または砂を基床とする。	2	3	3	6	5	2	(1)	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。	*変更								
2	3	3	6	5	3	(2)	請負者は、コルゲートパイプの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。	2	3	3	6	5	3	(2)	コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	*変更								
2	3	3	6	5	4		また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	2	3	3	6	5	4			*削除								
2	3	3	6	5	5	(3)	請負者は、コルゲートパイプの予期しない沈下のおそれがある、あげこしを行う必要が生じる場合には、布設に先立ち、施工方法について工事監督員と協議しなければならない。	2	3	3	6	5	5	(3)	請負者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	3	3	6	8	3	(2)	請負者は、設計図書に特に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。	2	3	3	6	8	3	(2)	請負者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。	*変更								
2	3	5	0	0	1	第5節	水路工	2	3	5	0	0	1	第5節	水路工									
0	0	0	0	0	3			2	3	5	2	0	1	3-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加								
0	0	0	0	0	3			2	3	5	2	0	2		作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	*追加								
2	3	5	2	0	1	3-5-2	側溝工	2	3	5	3	0	1	3-5-3	側溝工	*変更								
2	3	5	2	0	2		側溝工の施工については、第2編1-9-7 側溝工の規定によるものとする。	2	3	5	3	0	2		側溝工の施工については、第2編1-9-8 側溝工の規定によるものとする。	*変更								
2	3	5	3	0	1	3-5-3	集水桝工	2	3	5	4	0	1	3-5-4	集水桝工	*変更								
2	3	5	3	0	2		集水桝工の施工については、第2編1-9-8 集水桝工の規定によるものとする。	2	3	5	4	0	2		集水桝工の施工については、第2編1-9-9 集水桝工の規定によるものとする。	*変更								
2	3	5	4	0	1	3-5-4	作業土工(床掘り・埋戻し)	2	3	5	4	0	3			*削除								
2	3	5	4	0	2		作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	2	3	5	4	0	4			*削除								
2	3	5	5	0	1	3-5-5	堤脚水路工	2	3	5	5	0	1	3-5-5	堤脚水路工									
2	3	5	5	0	2		請負者は、堤脚水路を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。	2	3	5	5	0	2		請負者は、堤脚水路を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更								
2	3	6	0	0	1	第6節	付属物設置工	2	3	6	0	0	1	第6節	付属物設置工									
2	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項	2	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項									

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考	
旧・条文構成(平成12年度)								新・条文構成(平成17年度)								条文情報	
2	3	6	2	0	2		請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、工事監督員に協議しなければならない。	2	3	6	2	0	2		請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員に協議しなければならない。	*変更	
2	3	6	3	0	1	3-6-3	点検施設工	2	3	6	3	0	1	3-6-3	点検施設工		
2	3	6	3	0	2		請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。	2	3	6	3	0	2		請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更	
2	3	6	4	0	1	3-6-4	グラウトホール工	2	3	6	4	0	1	3-6-4	グラウトホール工		
2	3	6	4	0	2		請負者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。	2	3	6	4	0	2		請負者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更	
2	3	6	5	0	1	3-6-5	階段工	2	3	6	5	0	1	3-6-5	階段工		
2	3	6	5	0	2		請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。	2	3	6	5	0	2		請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更	
2	3	6	7	0	1	3-6-7	境界工	2	3	6	7	0	1	3-6-7	境界工		
2	3	6	7	2	1	2.	請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	2	3	6	7	2	1	2.	請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更	
2	3	6	9	0	1	3-6-9	観測施設工	2	3	6	9	0	1	3-6-9	観測施設工		
2	3	6	9	0	2		請負者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。	2	3	6	9	0	2		請負者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更	
2	4	0	0	0	1	第4章	水 門	2	4	0	0	0	1	第4章	水 門		
2	4	2	0	0	5			2	4	2	0	0	5		<b>別紙新旧対照表参照</b>	*変更	
2	4	3	0	0	1	第3節	水門工	2	4	3	0	0	1	第3節	水門工		
2	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項	2	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項		
2	4	3	1	3	1	3.	請負者は、水門の施工については、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	2	4	3	1	3	1	3.	請負者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、 <b>設計図書に基づき施工しなければならない。</b>	*変更	
2	4	3	1	5	1	5.	請負者は、水門の施工において、仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	2	4	3	1	5	1	5.	請負者は、水門の施工において、 <b>設計図書に定められていない</b> 仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	*変更	
2	4	3	2	0	1	4-3-2	材 料	2	4	3	2	0	1	4-3-2	材 料		
2	4	3	2	0	2		請負者は、水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ないものについては工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	3	2	0	2		水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更	
2	4	3	3	0	1	4-3-3	水 門	2	4	3	3	0	1	4-3-3	水 門		
2	4	3	3	1	1	1.	請負者は、掘削完了後、基礎下面の土質が設計図書と相違する場合には、その処置について工事監督員と協議しなければならない。	2	4	3	3	1	1	1.	請負者は、掘削完了後、基礎下面の土質が設計図書と相違する場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更	

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考								
旧・条文構成(平成12年度)												新・条文構成(平成17年度)												条 文 情 報
2	4	3	3	2	1		2.	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所を良好な排水状態に維持しなければならない。なお、基礎部分に予期しない湧水のある場合には、その処置について工事監督員と協議しな	2	4	3	3	2	1		2.	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所を良好な排水状態に維持しなければならない。	*変更						
2	4	3	4	0	1	4-3-4	扉体、戸当り及び開閉装置	2	4	3	4	0	1	4-3-4	扉体、戸当り及び開閉装置									
2	4	3	4	0	2		請負者は、扉の据付けにおいて、扉にたわみを生ずることのないような支保工を用いて施工しなければならない。	2	4	3	4	0	2		請負者は、扉の据付けにおいて、扉にたわみを <b>生じさせてはならない。</b>	*変更								
2	4	4	0	0	1	第4節	水門の塗装	2	4	4	0	0	1	第4節	水門の塗装									
2	4	4	2	0	1	4-4-2	材 料	2	4	4	2	0	1	4-4-2	材 料									
2	4	4	2	2	1	2.	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	2	4	4	2	2	1	2.	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管 <b>しなければならない。</b>	*変更								
2	4	4	3	0	1	4-4-3	水門塗装	2	4	4	3	0	1	4-4-3	水門塗装									
2	4	4	3	3	1	3.	請負者は、現場塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	4	4	3	3	1	3.	請負者は、現場塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、 <b>設計図書</b> に <b>関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	4	4	3	8	2		塩分付着量の測定結果がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、処理方法について工事監督員と協議するものとする。	2	4	4	3	8	2	8.	塩分付着量の測定結果がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、 <b>設計図書</b> に <b>関して</b> 工事監督員と協議するものとする。	*変更								
2	4	4	3	9	1	9.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	4	4	3	9	1	9.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、 <b>設計図書</b> に <b>関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	4	4	3	15	7		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては、溶接及び塗装前に除去しなければならない。なお、請負者は、防錆剤使用については工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	4	3	15	7		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては、溶接及び塗装前に除去しなければならない。なお、請負者は、防錆剤を使用する場合は、 <b>事前に設計図書</b> に <b>関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更								
2	4	4	3	18	6	(5)	請負者は、膜厚測定器として2点調整式電磁膜厚計を使用しなければならない。なおこれにより難しい場合は工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	4	3	18	6	(5)	請負者は、膜厚測定器として <b>電磁微厚計</b> を使用しなければならない。なおこれにより難しい場合は <b>設計図書</b> に <b>関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更								
2	5	0	0	0	1	第5章	堰	2	5	0	0	0	1	第5章	堰									
2	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	2	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準									
2	5	2	0	0	2		別紙新旧対照表参照	2	5	2	0	0	2		<b>別紙新旧対照表参照</b>	*変更								
2	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工	2	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工									
2	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項	2	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項									
2	5	3	1	2	1	2.	請負者は、製作に着手する前に、施工計画書に原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示した場合または工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	2	5	3	1	2	1	2.	請負者は、製作に着手する前に、 <b>第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて</b> 、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に <b>示されている場合または設計図書に</b> 関して工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	*変更								
2	5	3	1	4	1	4.	主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な材能を持つ部材をいうものとする。	2	5	3	1	4	1	4.	主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な <b>機能</b> を持つ部材をいうものとする。	*変更								
2	5	3	2	0	1	5-3-2	材 料	2	5	3	2	0	1	5-3-2	材 料									

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報
2	5	3	2	5	3	(2) 請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは、関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	2	5	3	2	5	3	(2) 請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管しなければならない。	*変更
2	5	3	5	0	1	5 - 3 - 5 検査路製作工	2	5	3	5	0	1	5 - 3 - 5 検査路製作工	
2	5	3	5	1	4	(3) 請負者は、検査路と桁本体との取付けベースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は工事監督員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。	2	5	3	5	1	4	(3) 請負者は、検査路と桁本体との取付けベースは工場内で溶接を行うものとし、 <b>桁本体</b> の工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。	*変更
2	5	3	7	0	1	5 - 3 - 7 鋼製耐震連結装置製作工	2	5	3	7	0	1	5 - 3 - 7 鋼製耐震連結装置製作工	
2	5	3	7	1	2	(1) 請負者は、構造は両ナットを原則として割りピンを使用しなければならない。	2	5	3	7	1	2		*削除
2	5	3	7	1	3	(2) 請負者は、本体及び連結プレートのピン径とピンに5mm以上の余裕を設けなければならない。	2	5	3	7	1	3		*削除
2	5	3	7	1	4	(3) 請負者は、連結プレート及びピンの防食については、設計図書によらなければならない。	2	5	3	7	1	4	(1) 請負者は、PC鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。	*変更
2	5	3	13	0	1	5 - 3 - 13 仮設材製作工	2	5	3	13	0	1	5 - 3 - 13 仮設材製作工	
2	5	3	13	0	2	請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、製作中の安全を確保できる構造と強度を有するものでなければならない。	2	5	3	13	0	2	請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、 <b>工事的目的物の品質・性能</b> が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	*変更
2	5	4	0	0	1	第4節 稼働堰本体工	2	5	4	0	0	1	第4節 <b>可動堰</b> 本体工	
2	5	4	7	0	1	5 - 4 - 7 矢板工	2	5	4	7	0	1	5 - 4 - 7 矢板工	
2	5	4	8	3	2	なお、同時施工が困難な場合は、工事監督員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、本体(一次)コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。	2	5	4	8	3	2	なお、同時施工が困難な場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、本体(一次)コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。	*変更
2	5	7	0	0	1	第7節 管理橋下部工	2	5	7	0	0	1	第7節 管理橋下部工	
2	5	7	2	0	1	5 - 7 - 2 管理橋橋台工	2	5	7	2	0	1	5 - 7 - 2 管理橋橋台工	
2	5	7	2	0	2	請負者は、現地の状況により設計図書に示された構造によりがたい場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	5	7	2	0	2	請負者は、現地の状況により設計図書に示された構造によりがたい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	5	8	0	0	1	第8節 鋼管理橋上部工	2	5	8	0	0	1	第8節 鋼管理橋上部工	
2	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1 一般事項	2	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1 一般事項	
2	5	8	1	3	1	3. 請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、安全を確認しておかなければならない。	2	5	8	1	3	1	3. 請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、 <b>上部工に対する悪影響が無いこと</b> を確認しておかなければならない。	*変更
2	5	8	1	4	1	4. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、 <b>工事中</b> の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確認しなければならない。	2	5	8	1	4	1	4. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、 <b>工事的目的物の品質・性能</b> が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	*変更
2	5	8	1	5	1	5. 請負者は、鋼管理橋の架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。	2	5	8	1	5	1	5.	*削除
2	5	8	1	5	2	(1) 使用材料	2	5	8	1	5	2		*削除
2	5	8	1	5	3	(2) 使用機械	2	5	8	1	5	3		*削除
2	5	8	1	5	4	(3) 架設方法	2	5	8	1	5	4		*削除

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下					備 考					
旧・条文構成(平成12年度)											新・条文構成(平成17年度)											条 文 情 報
2	5	8	1	5	5	(4)	2	5	8	1	5	5					*削除					
2	5	8	1	5	6	(5)	2	5	8	1	5	6					*削除					
2	5	8	1	6	1	6.	2	5	8	1	6	1	5.	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。			*変更					
2	5	8	2	0	1	5-8-2	2	5	8	2	0	1	5-8-2	材 料								
2	5	8	2	1	1	1.	2	5	8	2	1	1	1.	請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。			*変更					
2	5	8	2	1	2	(1)	2	5	8	2	1	2	(1)	仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)			*変更					
2	5	8	2	1	3	(2)	2	5	8	2	1	3	(2)	関係法令			*変更					
2	5	8	2	1	4	(3)	2	5	8	2	1	4	(3)	部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態等)			*変更					
2	5	8	2	2	1	2.	2	5	8	2	2	1	2.	請負者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。			*変更					
2	5	8	2	3	1	3.	2	5	8	2	3	1	3.				*削除					
2	5	8	2	4	1	4.	2	5	8	2	4	1	4.				*削除					
2	5	8	2	4	2	(1)	2	5	8	2	4	2	(1)				*削除					
2	5	8	2	4	3	(2)	2	5	8	2	4	3	(2)				*削除					
2	5	8	2	4	4	(3)	2	5	8	2	4	4	(3)				*削除					
2	5	8	2	4	5	(4)	2	5	8	2	4	5	(4)				*削除					
2	5	8	2	5	1	5.	2	5	8	2	5	1	3.	舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。			変更					
2	5	8	2	6	1	6.	2	5	8	2	6	1	4.	請負者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。			*変更					
2	5	8	2	7	1	7.	2	5	8	2	7	1	5.	請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質証明書を工事監督員に提出し、設計図書に関して承諾を得なければならない。			*変更					
2	5	8	2	8	1	8.	2	5	8	2	8	1	6.	請負者は、小規模工事においては、本条6項の規定に係わらず、使用実績のある以下の材料の試験成績表の提出によって試料及び試験結果の提出に代えることができるものとする。			変更					

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考				
旧・条文構成(平成12年度)												新・条文構成(平成17年度)												条文情報
2	5	8	2	9	1	9.	請負者は、小規模工事においては、本条8項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。	2	5	8	2	9	1	7.	請負者は、小規模工事においては、本条8項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。	変更								
2	5	8	2	10	1	10.	現場塗装の材料については、第2編5-3-2 材料の規定によるものとする。	2	5	8	2	10	1	8.	現場塗装の材料については、第2編5-3-2 材料の規定によるものとする。	変更								
2	5	8	3	0	1	5-8-3	地組工	2	5	8	3	0	1	5-8-3	地組工									
2	5	8	3	2	2	(1)	部材の組立てを、組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行なうものとする。	2	5	8	3	2	2			*削除								
2	5	8	3	2	3	(2)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	2	5	8	3	2	3	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	*変更								
2	5	8	3	2	4	(3)	部材の接触面は、組立てに先だって清掃するものとする。	2	5	8	3	2	4			*削除								
2	5	8	3	2	5	(4)	部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計はその箇所の連結ボルト数の1/3程度を用いるのを標準とし、そのうち1/3以上をドリフトピンとするものとする。	2	5	8	3	2	5			*削除								
2	5	8	3	2	6	(5)	組立て中に損傷があった場合、すみやかに工事監督員に報告し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。	2	5	8	3	2	6	(2)	組立て中に損傷があった場合、すみやかに工事監督員に報告し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。	*変更								
2	5	8	3	2	7	(6)	本締め前先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を工事監督員に提出するものとする。	2	5	8	3	2	7	(3)	本締め前先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を工事監督員に提出するものとする。	*変更								
2	5	8	4	0	1	5-8-4	架設工(クレーン架設)	2	5	8	4	0	1	5-8-4	架設工(クレーン架設)									
2	5	8	4	1	1	1.	請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力の安全性を確認しておかなければならない。	2	5	8	4	1	1	1.	請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	*変更								
2	5	8	4	2	3	(2)	架設作業を行うにあたって、クレーン架設に必要な架設地点の地耐力等安全性について検討するものとする。	2	5	8	4	2	3			*削除								
2	5	8	4	2	4	(3)	I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単で吊り上げたり、仮付けする場合は、水平曲げ剛度が低いので、横倒れ座屈の検討を行うものとする。	2	5	8	4	2	4	(2)	I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、 <b>単体</b> で吊り上げたり、仮付けする場合は、 <b>部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。</b>	*変更								
2	5	8	4	2	6	(5)	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力に耐える構造かどうかの断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しておくものとする。	2	5	8	4	2	6	(4)	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・ <b>応力</b> 、 <b>断面</b> チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	*変更								
2	5	8	4	2	7	(6)	架設クレーンの規格については橋体のブロック質量・現場継手位置、現場のベント設置可能位置、架設順序、輸送等を考慮して、決定するものとする。	2	5	8	4	2	7			*削除								
2	5	8	5	0	1	5-8-5	架設工(ケーブルクレーン架設)	2	5	8	5	0	1	5-8-5	架設工(ケーブルクレーン架設)									
2	5	8	5	1	1	1.	請負者は、ケーブルクレーン設備については下記の規定によらなければならない。	2	5	8	5	1	1			*削除								
2	5	8	5	1	2	(1)	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。	2	5	8	5	1	2	1.	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。	*変更								

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報		
2	5	8	5	1	3		また、請負者は、落石のおそれのある箇所では落石防止の対策を講じなければならない。	2	5	8	5	1	3			* 削除
2	5	8	5	1	4	(2)	ワイヤロープの端末が、ソケットでなくクリップ止めの場合には、張力増加に伴ってワイヤ径が小さくなるため、適時増締めを行うものとする。また、クリップ数及び取付け方法は、鋼道路橋施工便覧 架設編4.4.1 ワイヤロープの規定によるものとする。	2	5	8	5	1	4			* 削除
2	5	8	5	2	1	2.	請負者は、アンカー設備・鉄塔基礎については、鉄塔基礎地盤やアンカーで前面土圧を考慮している場合は、降雨による流水に対して安全対策を施さなければならない。また、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮して計画時に十分検討するものとする。	2	5	8	5	2	1	2.	請負者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。	* 変更
2	5	8	5	3	1	3.	請負者は、ペント設備・ペント基礎については、架設前にペント設置位置の地耐力の安全性を確認しておかなければならない。	2	5	8	5	3	1	3.	請負者は、ペント設備・ペント基礎については、架設前にペント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	* 変更
2	5	8	5	4	1	4.	請負者は、桁架設について、ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。	2	5	8	5	4	1			* 削除
2	5	8	6	0	1	5 - 8 - 6	架設工(ケーブルエレクション架設)	2	5	8	6	0	1	5 - 8 - 6	架設工(ケーブルエレクション架設)	
2	5	8	6	2	2	(1)	直吊工法	2	5	8	6	2	2	(1)	直吊工法	
2	5	8	6	2	3		主策のサグ変化を少なくするために、架設順序は鉄塔側から左右対称に行うものとする。	2	5	8	6	2	3			* 削除
2	5	8	6	2	4		製作キャンバーよりあげこした状態で組立て、全体荷重がかかった状態で閉合可能なスペースをとれる状態にするものとする。	2	5	8	6	2	4			* 削除
2	5	8	6	2	5		架設過程において下弦材、補剛桁などを組立てるときは、仮締めボルト、ドリフトピンの数を少なくし部材間の自由度を増す方法を検討するものとする。	2	5	8	6	2	5		架設過程において下弦材、補剛桁などを組立てるときは、各部材に無理な応力等が発生しないようにしなければならない。	* 変更
2	5	8	6	2	6		キャンバー変化による桁端の角度の変化を検討するものとする。	2	5	8	6	2	6			* 削除
2	5	8	6	2	7	(2)	斜吊工法	2	5	8	6	2	7	(2)	斜吊工法	
2	5	8	6	2	8		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材応力と変形を検討し、安全を確認しなければならない。	2	5	8	6	2	8		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	* 変更
2	5	8	6	2	9		請負者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。	2	5	8	6	2	9			* 削除
2	5	8	6	2	10		請負者は、上下フランジの温度差によるキャンバー及び曲り量を調査し、閉合方法を検討しなければならない。特に、落とし込みスペースの確保、斜吊策の調整方法を検討するものとする。	2	5	8	6	2	10			* 削除

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考
旧・条文構成（平成12年度）								新・条文構成（平成17年度）								備 考
旧・条文構成（平成12年度）								新・条文構成（平成17年度）								備 考
2	5	8	6	2	11		請負者は、エンドポストを斜吊鉄塔に兼用する場合は、エンドポスト下端に一時的にヒンジを挿入して、アーチ完成後撤去しなければならない。	2	5	8	6	2	11			* 削除
2	5	8	6	2	12	(3)	ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。	2	5	8	6	2	12	(3)		* 削除
2	5	8	7	0	1	5 - 8 - 7	架設工（架設桁架設）	2	5	8	7	0	1	5 - 8 - 7	架設工（架設桁架設）	
2	5	8	7	1	1	1.	請負者は、架設桁設備については下記の規定によらなければならない。	2	5	8	7	1	1			* 削除
2	5	8	7	1	2	(1)	架設桁は、継手などで軸心に変化があったり、不必要な孔が部材にあったりするので、現場で組立てられた状態で再度計算し、耐力を確認するものとする。	2	5	8	7	1	2			* 削除
2	5	8	7	1	3	(2)	作業途中、橋体キャンパーなどの影響で予想外の荷重が作用することがあるので検討するものとする。	2	5	8	7	1	3			* 削除
2	5	8	7	2	1	2.	請負者は、軌条設備については下記の規定によらなければならない。	2	5	8	7	2	1			* 削除
2	5	8	7	2	2	(1)	軌条設備設置位置の地盤反力及びレールと枕木の支圧について検討し、安全を確認するものとする。	2	5	8	7	2	2			* 削除
2	5	8	7	2	3	(2)	軌条設置にあたり、レールの継手部に段差が生じないように据付るものとする。	2	5	8	7	2	3			* 削除
2	5	8	7	3	1	3.	ベント設備・基礎については、第2編5-8-4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	2	5	8	7	3	1	1.	ベント設備・基礎については、第2編5-8-4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	* 変更
2	5	8	7	4	1	4.	請負者は、横取り設備については、橋台、橋脚に設置する横取り梁を横断勾配を考慮し、水平に設置しなければならない。	2	5	8	7	4	1	2.	請負者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力を発生させないようにしなければならない。	* 変更
2	5	8	7	5	1	5.	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	2	5	8	7	5	1	3.	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	* 変更
2	5	8	7	5	2	(1)	手延機による方法	2	5	8	7	5	2	(1)	手延機による方法	
2	5	8	7	5	3		地組高さ、橋体キャンパー、手延機のたわみを考慮して手延機の取付け角度を決めるものとする。	2	5	8	7	5	3			* 削除
2	5	8	7	5	4		架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を検討するものとする。	2	5	8	7	5	4		架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。	* 変更
2	5	8	7	5	5		桁架設がローラ方式の場合は、連結部とソールプレートにテーパプレートをあらかじめ取付けて、送出し作業を容易にするものとする。	2	5	8	7	5	5			* 削除
2	5	8	7	5	6	(2)	移動ベントによる方法	2	5	8	7	5	6			* 削除

編 章 節 条 項 頁 以 下							編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下							編 章 節 条 文	備 考			
旧・条文構成（平成12年度）								新・条文構成（平成17年度）								条文情報			
2	5	8	7	5	7			移動ベントが転倒しないように鉛直荷重、水平荷重を考慮して台車の長さや幅を拡げるなど安全性を検討し、不等沈下のないようにするものとする。また、作業時間に制限をうける場合は、事前に作業手順、作業時間及び人員配置などを検討するものとする。	2	5	8	7	5	7					*削除
2	5	8	7	5	8	(3)	台船による方法	2	5	8	7	5	8	(2)	台船による方法	*変更			
2	5	8	7	5	9		橋体を台船に積み換える時に台船が沈む沈下量を考慮し、架台高さを計画するものとする。また、反対に台船から橋台または橋脚に移動する場合は、台船が浮上するためジャッキアップや注排水の準備をするものとする。潮位の影響に対しても同様に検討するものとする。	2	5	8	7	5	9		請負者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。	*変更			
2	5	8	7	5	10		台船は、風、水流に影響されやすいため、送出し中には親綱と繰船ロープを配するものとする。また、後方の台車には水平方向、上下方向に移動可能なボギー方式なども設備するものとする。	2	5	8	7	5	10			*削除			
2	5	8	7	5	11	(4)	横取り工法	2	5	8	7	5	11	(3)	横取り工法	*変更			
2	5	8	7	5	13		横取り作業は、一般に水平か、多少上り勾配の方が作業性は良いが、下り勾配の場合には、おしむワイヤをとるものとする。	2	5	8	7	5	13		横取り作業において、勾配がある場合には、おしむワイヤをとるものとする。	*変更			
2	5	8	7	5	14		横取り作業にはI桁の場合2桁以上組んだものを横取りするよう検討するものとする。また、曲線橋の場合は、転倒しないように特に注意するものとする。転倒のおそれのある場合は、中間に横取り用架台を設けるなど転倒防止策を設備して横取り作業を行なうものとする。	2	5	8	7	5	14			*削除			
2	5	8	8	0	1	5-8-8	架設工（送出し架設）	2	5	8	8	0	1	5-8-8	架設工（送出し架設）				
2	5	8	8	1	1	1.	請負者は、送出し工法については架設中の構造系が設計上の構造系と異なるので、設計時から架設中の応力、変形、局部応力等を検討し、また架設構造物についても応力、変形などを検討しなければならない。また、送出し作業には、いかなる場合でもおしむワイヤを十分にとるものとする。	2	5	8	8	1	1	1.	請負者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしむワイヤをとらなければならない。	*変更			
2	5	8	8	2	1	2.	桁架設の施工については、第6編4-4-7 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。	2	5	8	8	2	1	2.	桁架設の施工については、第2編5-8-7 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。	*変更			
2	5	8	9	0	1	5-8-9	架設工（トラベラークレーン架設）	2	5	8	9	0	1	5-8-9	架設工（トラベラークレーン架設）				
2	5	8	9	1	1	1.	請負者は、片持式工法の場合については、架設中の構造系が完成系と異なるので、架設中の部材の応力や変形について、安全性を検討しておくなければならない。	2	5	8	9	1	1	1.	請負者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	*変更			
2	5	8	9	2	1	2.	請負者は、片持架設の各段階ごとの応力とたわみの算定と、閉合直前の温度差によるキャンパーと曲がり量を調査して、あらかじめ調整装置を準備しておくなければならない。	2	5	8	9	2	1			*削除			

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条 文 情 報				
2	5	8	9	3	1	3.	請負者は、最小断面部(連続桁の変曲点部)の応力を検討し、トラス橋の場合は、トラベラークレーンが上弦材を通る時の各段階での応力を検討して安全であることを確認しなければならない。	2	5	8	9	3	1			*削除
2	5	8	9	4	1	4.	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力を算定し、その対策を講じなければならない。	2	5	8	9	4	1	2.	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる <b>応力が桁に悪影響を及ぼさないように</b> しなければならない。	*変更
2	5	8	9	5	1	5.	請負者は、閉合のため、各支点到調整可能な装置を設置し、またセットバックして押した桁を引寄せることのできる設備を準備しなければならない。	2	5	8	9	5	1			*削除
2	5	8	9	6	1	6.	請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時の上弦材応力を検討しなければならない。	2	5	8	9	6	1	3.	請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に <b>上弦材に悪影響を及ぼさないように</b> しなければならない。	*変更
2	5	8	9	7	1	7.	請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差を生じる場合があるので、施工前に検討しておくなければならない。	2	5	8	9	7	1	4.	請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある <b>場合には</b> 、施工前に検討しておくなければならない。	*変更
2	5	8	10	0	1	5 - 8 - 10	現場継手工	2	5	8	10	0	1	5 - 8 - 10	現場継手工	
2	5	8	10	1	1	1.	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。	2	5	8	10	1	1	1.	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。	
2	5	8	10	1	6	(3)	接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	5	8	10	1	6	(3)	接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	5	8	10	4	1	4.	請負者は、締付ボルト軸力については下記の規定によらなければならない。	2	5	8	10	4	1	4.	請負者は、締付ボルト軸力については下記の規定によらなければならない。	
2	5	8	10	4	5	(3)	締付ボルト軸力を、設計ボルト軸力の10%増にして締付けるものとする。これ以外の場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	5	8	10	4	5	(3)	締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を <b>標準とする</b> 。	*変更
2	5	8	11	0	1	5 - 8 - 11	橋梁現場塗装工	2	5	8	11	0	1	5 - 8 - 11	橋梁現場塗装工	
2	5	8	11	4	1	4.	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレスプレーを使用する場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	5	8	11	4	1	4.	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレスプレーを使用する場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	5	8	11	8	1	8.	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、処置方法について工事監督員と協議するものとする。	2	5	8	11	8	1	8.	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議するものとする。	*変更
2	5	8	11	9	1	9.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は工事監督員と協議しなければならない。	2	5	8	11	9	1	9.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	5	8	11	13	7		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については工事監督員の承諾を得なければならない。	2	5	8	11	13	7		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 上						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 上						編 章 節 条 文	備 考												
旧・条文構成 (平成12年度)													新・条文構成 (平成17年度)													備 考
旧・条文構成 (平成12年度)													新・条文構成 (平成17年度)													備 考
2	5	8	11	16	10		塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚(合計値)以上の場合は合格とするものとする。	2	5	8	11	16	10		塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が <b>目標塗膜厚</b> (合計値)以上の場合は合格とするものとする。	*変更										
2	5	8	12	0	1	5 - 8 - 12	床版工	2	5	8	12	0	1	5 - 8 - 12	床版工											
2	5	8	12	1	3	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について <b>工事監督員</b> と協議するものとする。	2	5	8	12	1	3	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、 <b>設計図書</b> に <b>関</b> して <b>工事監督員</b> と協議するものとする。	*変更										
2	5	8	12	1	4	(3)	型枠及び支保工は、たわみを考慮するとともに、型枠の表面は平滑とし、型枠相互及び型枠と主桁の間に隙間及びずれが生じないようにするものとする。	2	5	8	12	1	4			*削除										
2	5	8	12	1	5	(4)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮するものとする。	2	5	8	12	1	5	(3)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮するものとする。	*変更										
2	5	8	12	1	6	(5)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。スペーサーは、1㎡当たり4個以上配置するものとする。	2	5	8	12	1	6	(4)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ <b>設計図書</b> に <b>関</b> して <b>工事監督員</b> の承諾を得るものとする。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込み中、その形状を保つようになければならぬ	*変更										
2	5	8	12	1	7	(6)	床版には、排水柵及び吊金具等が埋設されるので、 <b>設計図書</b> を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	2	5	8	12	1	7	(5)	床版には、排水柵及び吊金具等が埋設されるので、 <b>設計図書</b> を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	*変更										
2	5	8	12	1	8	(7)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は、下記によるものとする。	2	5	8	12	1	8	(6)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は、下記によるものとする。	*変更										
2	5	8	12	1	12	(8)	連続桁の床版コンクリートの打込み順序は、桁、床版に有害な変形、内部応力が残らないように径間中央部を支点部付近より先行して打込むものとする。	2	5	8	12	1	12	(7)	連続桁の床版コンクリートの打込み順序は、桁、床版に有害な変形、内部応力が残らないように打込まなければならない。	*変更										
2	5	8	12	1	13	(9)	単純桁の床版コンクリートは、連続して打込むものとする。やむを得ず打継目を設ける必要がある場合は、 <b>工事監督員</b> の承諾を得るものとする。	2	5	8	12	1	13	(8)	単純桁の床版コンクリートは、連続して打込むものとする。やむを得ず打継目を設ける必要がある場合は、 <b>設計図書</b> に <b>関</b> して <b>工事監督員</b> の承諾を得るものとする。	*変更										
2	5	8	12	1	14	(10)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	2	5	8	12	1	14	(9)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	*変更										
2	5	8	12	1	15	(11)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	2	5	8	12	1	15	(10)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	*変更										
2	5	8	12	1	16	(12)	コンクリート打込み中、絶えず床版厚さを確認し、また、鉄筋及び型枠の状況について監視するものとする。打ち込み後は、コンクリート表面が乾燥しないようにし、所定の期間、養生を行わなければならない。	2	5	8	12	1	16	(11)	コンクリート打込みにあたっては、 <b>型枠支保工</b> の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編第5章5-3-8養生に基づき施工しなければならない。	*変更										
2	5	8	12	1	17	(13)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	2	5	8	12	1	17	(12)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	*変更										
2	5	8	12	1	18	(14)	工事完了時には、鋼桁下フランジの上面や橋脚天端にコンクリート片、木片等の異物を残さないよう十分に清掃するものとする。また、足場及び支保工解体時に主桁に損傷を与えた場合は、ただちに <b>工事監督員</b> とその処理について協議するものとする。	2	5	8	12	1	18	(13)	工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編第1章1-1-3後片付け)を行わなければならない。	*変更										

編 章 節 条 項 頁							編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁							編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁							備 考								
旧・条文構成 (平成12年度)														新・条文構成 (平成17年度)														条文情報			
2	5	8	12	1	19	(15)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	2	5	8	12	1	19	(14)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。														*	変更	
2	5	8	15	0	1	5 - 8 - 15	管理橋舗装工	2	5	8	15	0	1	5 - 8 - 15	管理橋舗装工																
2	5	8	15	5	1	5 .	請負者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。	2	5	8	15	5	1	5 .	請負者は、橋面防水工に <b>前項以外</b> の材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。														*	変更	
2	5	9	0	0	1	第9節	コンクリート管理橋上部工	2	5	9	0	0	1	第9節	コンクリート管理橋上部工																
2	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1	一般事項	2	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1	一般事項																
2	5	9	1	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT(Ⅰ)桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、架設支保工、床版・横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種について定めるものである。	2	5	9	1	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンション <b>桁製作工</b> 、プレキャスト <b>セグメント</b> 購入工、プレキャスト <b>セグメント</b> 桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、架設支保工、床版・横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種について定めるものである。															*	変更
2	5	9	1	2	1	2 .	請負者は、コンクリート管理橋の施工については、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。	2	5	9	1	2	1	2 .	請負者は、コンクリート管理橋の <b>製作工</b> については、 <b>第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて</b> 次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。														*	変更	
2	5	9	1	2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	2	5	9	1	2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)																
2	5	9	1	2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、PC工、コンクリート工等)	2	5	9	1	2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、 <b>型枠工</b> 、PC工、コンクリート工等)													*	変更		
2	5	9	1	2	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	2	5	9	1	2	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)																
2	5	9	1	2	5	(4)	型 枠	2	5	9	1	2	5															*	削除		
2	5	9	1	2	6	(5)	労務計画(職種、人員、作業期間、資格等)	2	5	9	1	2	6															*	削除		
2	5	9	1	2	7	(6)	安全衛生計画(公害防止策を含む)	2	5	9	1	2	7															*	削除		
2	5	9	1	2	8	(7)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査、維持方法等)	2	5	9	1	2	8	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、 <b>検査等</b> )												*	変更			
2	5	9	3	0	1	5 - 9 - 3	ポストテンションT(Ⅰ)桁製作工	2	5	9	3	0	1	5 - 9 - 3	<b>ポストテンション桁製作工</b>												*	変更			
2	5	9	3	3	12	(9)	プレストレスング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	5	9	3	3	12	(9)	プレストレスング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難しい場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。																
2	5	9	3	4	7		グラウトは、膨張率が10%以下の配合とするものとする。	2	5	9	3	4	7		グラウトは膨張率が <b>0.5%</b> 以下の配合とするものとする。												*	変更			
2	5	9	3	4	8		グラウトのブリーディング率は、3%以下とするものとする。	2	5	9	3	4	8		グラウトのブリーディング率は、 <b>0.0%</b> 以下とするものとする。												*	変更			
2	5	9	3	4	19	(6)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に工事監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は3.5を越えてはならない。	2	5	9	3	4	19	(6)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は3.5を越えて												*	変更			
2	5	9	3	6	3	(2)	桁高が1.5m以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、請負者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。	2	5	9	3	6	3														*	削除			
2	5	9	4	0	1	5 - 9 - 4	プレキャストブロック桁購入工	2	5	9	4	0	1	5 - 9 - 4	<b>プレキャストセグメント購入工</b>												*	変更			
2	5	9	5	0	1	5 - 9 - 5	プレキャストブロック桁組立工	2	5	9	5	0	1	5 - 9 - 5	<b>プレキャストセグメント主桁組立工</b>												*	変更			

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下					備 考			
旧・条文構成（平成12年度）						新・条文構成（平成17年度）						新・条文構成（平成17年度）					条文情報			
2	5	9	5	2	2	(1)	2	5	9	5	2	2	(1)	2	5	9	5	2	2	*変更
2	5	9	5	3	1	3.	2	5	9	5	3	1	3.	2	5	9	5	3	1	*変更
2	5	9	5	4	3	(2)	2	5	9	5	4	3	(2)	2	5	9	5	4	3	*変更
2	5	9	6	0	1	5-9-6	2	5	9	6	0	1	5-9-6	2	5	9	6	0	1	
2	5	9	6	3	1	3.	2	5	9	6	3	1	3.	2	5	9	6	3	1	*変更
2	5	9	6	4	1	4.	2	5	9	6	4	1	4.	2	5	9	6	4	1	*変更
2	5	9	6	6	1	6.	2	5	9	6	6	1	6.	2	5	9	6	6	1	*変更
2	5	9	7	0	1	5-9-7	2	5	9	7	0	1	5-9-7	2	5	9	7	0	1	
2	5	9	7	2	1	2.	2	5	9	7	2	1	2.	2	5	9	7	2	1	*変更
2	5	9	7	4	1	4.	2	5	9	7	4	1	4.	2	5	9	7	4	1	*変更
2	5	9	8	0	1	5-9-8	2	5	9	8	0	1	5-9-8	2	5	9	8	0	1	
2	5	9	8	2	1	2.	2	5	9	8	2	1		2	5	9	8	2	1	*削除
2	5	9	9	0	1	5-9-9	2	5	9	9	0	1	5-9-9	2	5	9	9	0	1	
2	5	9	9	1	1	1.	2	5	9	9	1	1		2	5	9	9	1	1	*削除
2	5	9	9	2	1	2.	2	5	9	9	2	1		2	5	9	9	2	1	*削除
2	5	9	9	3	1	3.	2	5	9	9	3	1	1.	2	5	9	9	3	1	*変更
2	5	9	11	0	1	5-9-11	2	5	9	11	0	1	5-9-11	2	5	9	11	0	1	
2	5	9	11	0	2		2	5	9	11	0	2		2	5	9	11	0	2	*変更
												第6章						排水機場		
2	6	3	0	0	1	第3節	2	6	3	0	0	1	第3節	2	6	3	0	0	1	機場本体工
2	6	3	1	0	1	6-3-1	2	6	3	1	0	1	6-3-1	2	6	3	1	0	1	一般事項

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報
2	6	3	1	2	1	2	2	6	3	1	2	1	2	*変更
2	6	3	1	3	1	3	2	6	3	1	3	1	3	*変更
2	6	3	1	4	1	4	2	6	3	1	4	1	4	*変更
2	6	3	2	0	1	6-3-2	2	6	3	2	0	1	6-3-2	
2	6	3	2	2	1	2	2	6	3	2	2	1	2	*変更
2	6	3	2	3	1	3	2	6	3	2	3	1	3	*変更
2	6	4	0	0	1	第4節	2	6	4	0	0	1	第4節	
2	6	4	1	0	1	6-4-1	2	6	4	1	0	1	6-4-1	
2	6	4	1	2	1	2	2	6	4	1	2	1	2	*変更
2	6	4	1	3	1	3	2	6	4	1	3	1	3	*変更
2	6	4	1	4	1	4	2	6	4	1	4	1	4	*変更
2	6	4	2	0	1	6-4-2	2	6	4	2	0	1	6-4-2	
2	6	4	2	2	1	2	2	6	4	2	2	1	2	*変更
2	6	4	2	3	1	3	2	6	4	2	3	1	3	*変更
2	6	4	6	0	1	6-4-6	2	6	4	6	0	1	6-4-6	*変更
2	6	5	0	0	1	第5節	2	6	5	0	0	1	第5節	
2	6	5	1	0	1	6-5-1	2	6	5	1	0	1	6-5-1	

編章節条項頁以		編章節条	条文		編章節条項頁以		編章節条	条文		備考																						
旧・条文構成(平成12年度)					新・条文構成(平成17年度)					条文情報																						
2	6	5	1	2	1	2	6	5	1	2	1	2	6	5	1	2	1	2	6	5	1	2	1	請負者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、施工計画書に記載しなければならない。	請負者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については <b>設計図書によるものとする</b> 。	*変更						
2	6	5	1	3	1	2	6	5	1	3	1	2	6	5	1	3	1	2	6	5	1	3	1	請負者は、設計図書に定められていない仮締切を設置する場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、仮締切は、堤防機能が保持できるよう安全堅固なものとしなければならない。	請負者は、堤防に設ける仮締切は、 <b>設計図書に基づき施工するものとする</b> が、現地状況によってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない</b> 。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	*変更						
2	6	5	1	4	1	2	6	5	1	4	1	2	6	5	1	4	1	2	6	5	1	4	1	請負者は、吐出水槽工の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造で、かつ安全なものとしなければならない。	請負者は、 <b>機場本体工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとする</b> が、現地状況によってこれによりがたい場合は、 <b>設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない</b> 。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	*変更						
2	6	5	2	0	1	2	6	5	2	0	1	2	6	5	2	0	1	2	6	5	2	0	1	6-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)	6-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)							
2	6	5	2	2	1	2	6	5	2	2	1	2	6	5	2	2	1	2	6	5	2	2	1	2	6	5	2	2	1	請負者は、基礎下面の土質が不相当の場合には、その処理について工事監督員と協議しなければならない。	請負者は、基礎下面の土質が <b>設計図書と異なる場合には、設計図書に関して工事監督員と協議</b> しなければならない。	*変更
2	6	5	2	3	1	2	6	5	2	3	1	2	6	5	2	3	1	2	6	5	2	3	1	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について工事監督員と協議しなければならない。	請負者は、 <b>設計図書に定めた仮締切</b> を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、 <b>設計図書に関して工事監督員と協議</b> しなければならない。	*変更						
2	7	0	0	0	1	2	7	0	0	0	1	2	7	0	0	0	1	2	7	0	0	0	1	第7章 床止め・床固め	第7章 床止め・床固め							
2	7	2	0	0	3	2	7	2	0	0	3	2	7	2	0	0	3	2	7	2	0	0	3	建設省 仮締切堤設置基準(案)(昭和46年12月)	建設省 仮締切堤設置基準(案)( <b>平成10年6月</b> )	*変更						
2	7	3	0	0	1	2	7	3	0	0	1	2	7	3	0	0	1	2	7	3	0	0	1	第3節 床止め工	第3節 床止め工							
2	7	3	1	0	1	2	7	3	1	0	1	2	7	3	1	0	1	2	7	3	1	0	1	7-3-1 一般事項	7-3-1 一般事項							
2	7	3	1	5	1	2	7	3	1	5	1	2	7	3	1	5	1	2	7	3	1	5	1	5	請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	5	請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、 <b>設計図書に関して工事監督員と協議</b> し、これを処理しなければならない。	*変更				
2	7	3	5	0	1	2	7	3	5	0	1	2	7	3	5	0	1	2	7	3	5	0	1	7-3-5 矢板工	7-3-5 矢板工							
2	7	3	5	0	2	2	7	3	5	0	2	2	7	3	5	0	2	2	7	3	5	0	2	矢板工の施工については、第1編3-4-4矢板工の規定によるものとする。	矢板工の施工については、第1編 <b>3-3-4</b> 矢板工の規定によるものとする。	*変更						
2	7	3	6	0	1	2	7	3	6	0	1	2	7	3	6	0	1	2	7	3	6	0	1	7-3-6 本体工	7-3-6 本体工							
2	7	3	6	3	1	2	7	3	6	3	1	2	7	3	6	3	1	2	7	3	6	3	1	3	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	3	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。	*変更				
2	7	3	6	7	1	2	7	3	6	7	1	2	7	3	6	7	1	2	7	3	6	7	1	7	請負者は、間詰工の施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	7	請負者は、間詰工の施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。	*変更				
2	7	3	8	4	1	2	7	3	8	4	1	2	7	3	8	4	1	2	7	3	8	4	1	4	請負者は、巨石張りの施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	4	請負者は、巨石張りの施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。	*変更				
2	7	3	8	8	1	2	7	3	8	8	1	2	7	3	8	8	1	2	7	3	8	8	1	8	請負者は、間詰工の施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	8	請負者は、間詰工の施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。	*変更				
2	7	4	0	0	1	2	7	4	0	0	1	2	7	4	0	0	1	2	7	4	0	0	1	第4節 床固め工	第4節 床固め工							
2	7	4	1	0	1	2	7	4	1	0	1	2	7	4	1	0	1	2	7	4	1	0	1	7-4-1 一般事項	7-4-1 一般事項							

編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁					備 考
編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁					
旧・条文構成 (平成12年度)										新・条文構成 (平成17年度)										備 考
旧・条文構成 (平成12年度)										新・条文構成 (平成17年度)										備 考
2	7	4	1	5	1	5	請負者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	2	7	4	1	5	1	5	請負者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。		*変更			
2	7	4	4	0	1	7 - 4 - 4	本堤工	2	7	4	4	0	1	7 - 4 - 4	本堤工					
2	7	4	4	3	1	3	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	2	7	4	4	3	1	3	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。		*変更			
2	7	4	4	7	1	7	請負者は、間詰工の施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	2	7	4	4	7	1	7	請負者は、間詰工の施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。		*変更			
2	7	4	5	0	1	7 - 4 - 5	垂直壁工	2	7	4	5	0	1	7 - 4 - 5	垂直壁工					
2	7	4	5	2	1	2	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	2	7	4	5	2	1	2	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。		*変更			
2	7	4	6	0	1	7 - 4 - 6	側壁工	2	7	4	6	0	1	7 - 4 - 6	側壁工					
2	7	4	6	2	1	2	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によらなければならない。	2	7	4	6	2	1	2	請負者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によらなければならない。		*変更			
2	7	5	0	0	1	第5節	山留擁壁工	2	7	5	0	0	1	第5節	山留擁壁工					
2	7	5	1	0	1	7 - 5 - 1	一般事項	2	7	5	1	0	1	7 - 5 - 1	一般事項					
2	7	5	1	2	1	2	請負者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。	2	7	5	1	2	1	2	請負者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議し、これを処理しなければならない。		*変更			
2	7	5	4	0	1	7 - 5 - 4	ブロック積み擁壁工	2	7	5	4	0	1	7 - 5 - 4	<b>ブロック積擁壁工</b>		*変更			
2	7	5	5	0	1	7 - 5 - 5	石積み擁壁工	2	7	5	5	0	1	7 - 5 - 5	<b>石積擁壁工</b>		*変更			
2	7	5	5	0	2		石積み擁壁工の施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	2	7	5	5	0	2		石積み擁壁工の施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によるものとする。		*変更			
2	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	2	8	0	0	0	1	第8章	河川維持					
2	8	3	0	0	1	第3節	巡視・巡回工	2	8	3	0	0	1	第3節	巡視・巡回工					
2	8	3	1	0	1	8 - 3 - 1	一般事項	2	8	3	1	0	1	8 - 3 - 1	一般事項					
2	8	3	2	2	1	2	請負者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に工事監督員と協議しなければならない。	2	8	3	2	2	1	2	請負者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。		*変更			
2	8	4	0	0	1	第4節	除草工	2	8	4	0	0	1	第4節	除草工					
2	8	4	2	0	1	8 - 4 - 2	堤防除草工	2	8	4	2	0	1	8 - 4 - 2	堤防除草工					
2	8	4	2	3	1	3	請負者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないよう施工するものとし、危険防止の対策を講じなければならない。	2	8	4	2	3	1	3			*削除			
2	8	4	2	4	1	4	請負者は、草の刈取り高については、10cm以下として施工しなければならない。	2	8	4	2	4	1	3	請負者は、草の刈取り高については、10cm以下として施工しなければならない。		*変更			
2	8	4	2	4	2		ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	8	4	2	4	2		ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は、工事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。		*変更			
2	8	4	2	5	1	5	請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の地形状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	2	8	4	2	5	1	4	請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の地形状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。		*変更			

編 章 節 条 項 頁 以 上						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 上						編 章 節 条	条 文	備 考
旧・条文構成（平成12年度）								新・条文構成（平成17年度）								条 文 情 報
2	8	4	2	6	1	6.	請負者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。	2	8	4	2	6	1	5.	請負者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。	*変更
2	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	2	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	
2	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工	2	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工	
2	8	5	2	2	2		なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は工事監督員と協議しなければならない。	2	8	5	2	2	2		なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	2	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	
2	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工	2	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工	
2	8	6	4	12	1	12.	請負者は、注入の開始及び完了にあたっては、工事監督員の承諾を得なければならない。	2	8	6	4	12	1	12.	請負者は、注入の開始及び完了にあたっては、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
2	8	6	4	13	1	13.	請負者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。	2	8	6	4	13	1	13.	請負者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
2	8	6	5	0	1	8-6-5	欠損部補修工	2	8	6	5	0	1	8-6-5	欠損部補修工	
2	8	6	5	1	1	1.	請負者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、工事監督員と協議しなければならない。	2	8	6	5	1	1	1.	請負者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、工事監督員と <b>設計図書に関して</b> 協議しなければならない。	*変更
2	8	7	0	0	1	第7節	管理用通路補修工	2	8	7	0	0	1	第7節	管理用通路補修工	
2	8	7	2	0	1	8-7-2	材 料	2	8	7	2	0	1	8-7-2	材 料	
2	8	7	2	3	1	3.	請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。	2	8	7	2	3	1	3.	請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
2	8	7	4	0	1	8-7-4	コンクリート舗装補修工	2	8	7	4	0	1	8-7-4	コンクリート舗装補修工	
2	8	7	4	9	2		なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、その処置方法については工事監督員と協議しなければならない。	2	8	7	4	9	2		なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	8	7	4	11	1	11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に工事監督員と工法を協議しなければならない。	2	8	7	4	11	1	11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	8	7	5	0	1	8-7-5	アスファルト舗装補修工	2	8	7	5	0	1	8-7-5	アスファルト舗装補修工	
2	8	7	5	1	1	1.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し工事監督員の承諾を得なければならない。	2	8	7	5	1	1	1.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
2	8	7	5	4	1	4.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、その処置方法について施工前に工事監督員と協議しなければならない。	2	8	7	5	4	1	4.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、 <b>設計図書に関して</b> 施工前に工事監督員と協議しなければならない。	*変更
2	8	7	5	8	1	8.	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。	2	8	7	5	8	1	8.	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考				
旧・条文構成(平成12年度)												新・条文構成(平成17年度)												条文情報
2	8	7	5	10	1	10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に工事監督員と協議しなければならない。	2	8	7	5	10	1	10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。	*変更								
2	8	7	6	0	1	8 - 7 - 6	付属物復旧工	2	8	7	6	0	1	8 - 7 - 6	付属物復旧工									
2	8	7	6	4	1	4.	請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、工事監督員と協議して定めなければならない。	2	8	7	6	4	1	4.	請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	8	8	0	0	1	第8節	清掃工	2	8	8	0	0	1	第8節	清掃工									
2	8	8	3	0	1	8 - 8 - 3	塵芥処理工	2	8	8	3	0	1	8 - 8 - 3	塵芥処理工									
2	8	8	3	0	2		請負者は、塵芥処理工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、工事監督員と協議しなければならない。	2	8	8	3	0	2		請負者は、塵芥処理工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、工事監督員と <b>設計図書に関して</b> 協議しなければならない。	*変更								
2	8	8	4	0	1	8 - 8 - 4	水面清掃工	2	8	8	4	0	1	8 - 8 - 4	水面清掃工									
2	8	8	4	1	1	1.	請負者は、水面清掃工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、工事監督員と協議しなければならない。	2	8	8	4	1	1	1.	請負者は、水面清掃工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	8	8	4	2	1	2.	請負者は、ボート等で作業を行う場合は、救命胴衣の着用等の安全対策を講じなければならない	2	8	8	4	2	1	2.		*削除								
2	8	9	0	0	1	第9節	植栽維持工	2	8	9	0	0	1	第9節	植栽維持工									
2	8	9	3	0	1	8 - 9 - 3	樹木・芝生管理工	2	8	9	3	0	1	8 - 9 - 3	樹木・芝生管理工									
2	8	9	3	8	1	8.	請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、ただちに工事監督員に報告し指示を受けなければならない。	2	8	9	3	8	1	8.	請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	8	9	3	9	1	9.	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに工事監督員に報告し指示により修復しなければならない。	2	8	9	3	9	1	9.	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、 <b>ただちに応急措置及び関係機関への連絡を行なうとともに</b> 工事監督員に報告し指示により修復しなければならない。	*変更								
2	8	9	3	16	1	16.	請負者は、管理用道路及び兼用道路等の一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとし、危険防止の対策も講じなければならない。	2	8	9	3	16	1	16.	請負者は、管理用道路及び兼用道路等の一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように <b>施工するものとする。</b>	*変更								
2	8	9	3	18	1	18.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は工事監督員と協議しなければならない。	2	8	9	3	18	1	18.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は工事監督員と <b>設計図書に関して</b> 協議しなければならない。	*変更								
2	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	2	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕									
2	9	1	0	0	1	第1節	適用	2	9	1	0	0	1	第1節	適用									
2	9	1	0	4	1	4.	請負者は、河川修繕の施工にあたって、安全かつ円滑な施工により河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。	2	9	1	0	4	1	4.	請負者は、河川修繕の施工にあたって、 <b>河道及び河川管理施設の機能を確保し</b> 施工しなければならない。	*変更								

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考										
旧・条文構成 (平成12年度)												新・条文構成 (平成17年度)												条文情報
2	9	4	2	4	1	4.	縁切工のうち、石張りの施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	2	9	4	2	4	1	4.	縁切工のうち、石張りの施工については、第1編3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	*変更								
2	9	5	0	0	1	第5節	堤脚保護工	2	9	5	0	0	1	第5節	堤脚保護工									
2	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	石積み工	2	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	石積工	*変更								
2	9	5	3	0	2		石積み工の施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	2	9	5	3	0	2		石積み工の施工については、第1編3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	*変更								
2	9	5	5	0	1	9 - 5 - 5	境界工	2	9	5	5	0	1	9 - 5 - 5	境界工									
2	9	5	5	3	1	3.	請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、工事監督員とその処置について協議しなければならない。	2	9	5	5	3	1	3.	請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	9	6	0	0	1	第6節	管理用通路修繕工	2	9	6	0	0	1	第6節	管理用通路修繕工									
0	0	0	0	0	3			2	9	6	2	0	1	9 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加								
0	0	0	0	0	3			2	9	6	2	0	2		作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	*追加								
2	9	6	2	0	1	9 - 6 - 2	路面切削工	2	9	6	3	0	1	9 - 6 - 3	路面切削工	*変更								
2	9	6	2	0	2		請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	2	9	6	3	0	2		請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	*変更								
2	9	6	3	0	1	9 - 6 - 3	舗装打換工	2	9	6	4	0	1	9 - 6 - 4	舗装打換工	*変更								
2	9	6	3	1	3	(2)	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、その処置方法についてすみやかに工事監督員と協議しなければならない。	2	9	6	4	1	3	(2)	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更								
2	9	6	4	0	1	9 - 6 - 4	オーバーレイ工	2	9	6	5	0	1	9 - 6 - 5	オーバーレイ工	*変更								
2	9	6	4	1	2	(1)	請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	2	9	6	5	1	2	(1)	請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	*変更								
2	9	6	4	1	5	(4)	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法についてすみやかに工事監督員と協議しなければならない。	2	9	6	5	1	5	(4)	請負者は、施工面に異常を発見したときは、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更								
2	9	6	5	0	1	9 - 6 - 5	排水構造物修繕工	2	9	6	6	0	1	9 - 6 - 6	排水構造物修繕工	*変更								
2	9	6	6	0	1	9 - 6 - 6	防護柵修繕工	2	9	6	7	0	1	9 - 6 - 7	防護柵修繕工	*変更								
2	9	6	7	0	1	9 - 6 - 7	道路付属施設修繕工	2	9	6	8	0	1	9 - 6 - 8	道路付属施設修繕工	*変更								
2	9	7	0	0	1	第7節	現場塗装工	2	9	7	0	0	1	第7節	現場塗装工									
2	9	7	3	0	1	9 - 7 - 3	付属物塗装工	2	9	7	3	0	1	9 - 7 - 3	付属物塗装工									
2	9	7	3	2	1	2.	請負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。測定結果は、塩分付着量がNaCl 100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は処置方法について工事監督員と協議するものとする。	2	9	7	3	2	1	2.	請負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。測定結果は、塩分付着量がNaCl 100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	*変更								
2	9	7	4	0	1	9 - 7 - 4	コンクリート面塗装工	2	9	7	4	0	1	9 - 7 - 4	コンクリート面塗装工									
2	9	7	4	0	2		コンクリート面塗装工の施工については、第1編1-1-36コンクリート面塗装工の規定によるものとする。	2	9	7	4	0	2		コンクリート面塗装工の施工については、第1編3-3-36コンクリート面塗装工の規定によるものとする。	*変更								

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文		編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文		備 考	
旧・条文構成 (平成12年度)								新・条文構成 (平成17年度)								条文情報	
第3編						海岸編		第3編						海岸編			
第1章						堤防・護岸		第1章						堤防・護岸			
第1節						適 用		第1節						適 用			
3	1	1	0	4	1	4.	請負者は、海岸工事の施工にあたっては、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。	3	1	1	0	4	1	4.		* 削除	
3	1	1	0	5	1	5.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておくなければならない。	3	1	1	0	5	1	4.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておくなければならない。	* 変更	
3	1	1	0	6	1	6.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	3	1	1	0	6	1	5.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	* 変更	
3	1	1	0	7	1	7.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	3	1	1	0	7	1	6.	請負者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	* 変更	
第3節						護岸基礎工		第3節						護岸基礎工			
1 - 3 - 3						捨石工		1 - 3 - 3						捨石工			
3	1	3	3	2	1	2.	請負者は、施工箇所において波浪及び潮流により捨石基礎に影響がある場合は、施工方法について工事監督員と協議しなければならない。	3	1	3	3	2	1	2.	請負者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法を変更する必要がある場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	* 変更	
3	1	3	3	4	1	4.	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	3	1	3	3	4	1	4.	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように施工しなければならない。	* 変更	
1 - 3 - 4						場所打コンクリート工		1 - 3 - 4						場所打コンクリート工			
3	1	3	4	2	1	2.	請負者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を工事監督員に提出しなければならない。	3	1	3	4	2	1	2.	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合には設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	* 変更	
3	1	3	4	3	1	3.	請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。	3	1	3	4	3	1	3.	請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。	* 変更	
1 - 3 - 5						海岸コンクリートブロック工		1 - 3 - 5						海岸コンクリートブロック工			
3	1	3	5	5	1	5.	請負者は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで脱型してはならない。	3	1	3	5	5	1	5.	請負者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	* 変更	
第4節						護岸工		第4節						護岸工			
1 - 4 - 1						一般事項		1 - 4 - 1						一般事項			
3	1	4	1	6	1	6.	請負者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によるものとし、敷設するにあたっては、護岸ブロックを吊り金具による水平吊りで施工しなければならない。なお、吊り金具による水平吊りができない場合は、施工方法について工事監督員の承諾を得なければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	3	1	4	1	6	1	6.	請負者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によるものとする。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	* 変更	
1 - 4 - 2						材 料		1 - 4 - 2						材 料			

編章節条項頁以	編章節条	条文	編章節条項頁以	編章節条	条文	備考								
旧・条文構成（平成12年度）			新・条文構成（平成17年度）			条文情報								
3	1	4	2	4	1	4 . アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	1	4	2	4	1	4 . アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
3	1	4	2	5	1	5 . 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち工事監督員の承諾を得なければならない。	3	1	4	2	5	1	5 . 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
3	1	4	2	6	1	6 . 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち工事監督員の承諾を得なければならない。	3	1	4	2	6	1	6 . 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
3	1	4	3	0	1	1 - 4 - 3 捨石張り工	3	1	4	3	0	1	1 - 4 - 3 <b>捨石張り工</b>	*変更
3	1	4	3	0	2		3	1	4	3	0	2	捨石張り工の施工については、第1編 3-5-5石積（張）工の規定によるものとする。	*変更
3	1	4	4	0	1	1 - 4 - 4 石張り・石積み工	3	1	4	4	0	1	1 - 4 - 4 <b>石張・石積工</b>	*変更
3	1	4	4	0	2		3	1	4	4	0	2	石張り・石積み工の施工については、第1編 3-5-5石積（張）工の規定によるものとする。	*変更
3	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6 コンクリート被覆工	3	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6 コンクリート被覆工	
3	1	4	6	2	1	2 . 請負者は、スリッパを施工するにあたっては、スリッパの機能を損なわないよう施工しなければならない。	3	1	4	6	2	1	2 . 請負者は、 <b>ダウエルバー</b> を施工するにあたっては、 <b>ダウエルバー</b> の機能を損なわないよう施工しなければならない。	*変更
3	1	4	6	3	1	3 . 請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	1	4	6	3	1	3 . 請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の <b>場所</b> に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
3	1	4	7	0	1	1 - 4 - 7 現場打擁壁工	3	1	4	7	0	1	1 - 4 - 7 <b>場所打擁壁工</b>	*変更
3	1	5	0	0	1	第5節 天端被覆工	3	1	5	0	0	1	第5節 天端被覆工	
3	1	5	1	0	1	1 - 5 - 1 一般事項	3	1	5	1	0	1	1 - 5 - 1 一般事項	
3	1	5	1	2	1	2 . 請負者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。	3	1	5	1	2	1	2 . 請負者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
3	1	6	0	0	1	第6節 波返工	3	1	6	0	0	1	第6節 波返工	
3	1	6	3	0	1	1 - 6 - 3 波返工	3	1	6	3	0	1	1 - 6 - 3 波返工	
3	1	6	3	3	1	3 . 請負者は、スリッパを施工するにあたっては、スリッパの機能を損なわないよう施工しなければならない。	3	1	6	3	3	1	3 . 請負者は、 <b>ダウエルバー</b> を施工するにあたっては、 <b>ダウエルバー</b> の機能を損なわないよう施工しなければならない。	*変更
3	1	6	3	4	1	4 . 請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	3	4	1	4 . 請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の <b>場所</b> に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
3	1	7	0	0	1	第7節 裏法被覆工	3	1	7	0	0	1	第7節 裏法被覆工	
3	1	7	1	0	1	1 - 7 - 1 一般事項	3	1	7	1	0	1	1 - 7 - 1 一般事項	
3	1	7	1	5	1	5 . 請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。	3	1	7	1	5	1	5 . 請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考	
旧・条文構成 (平成12年度)								新・条文構成 (平成17年度)								条文情報	
3	1	7	2	0	1		1 - 7 - 2	石張り・石積み工	3	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	石張・石積工	*変更
3	1	7	2	0	2			石張り・石積み工の施工については、第1編 3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	3	1	7	2	0	2		石張り・石積み工の施工については、第1編 3-5-5石張・石積工の規定によるものとする。	*変更
3	1	8	0	0	1		第8節	水路工	3	1	8	0	0	1	第8節	水路工	
0	0	0	0	0	3				3	1	8	2	0	1	1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加
0	0	0	0	0	3				3	1	8	2	0	2		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	*追加
3	1	8	2	0	1		1 - 8 - 2	側溝工	3	1	8	3	0	1	1 - 8 - 3	側溝工	*変更
3	1	8	3	0	1		1 - 8 - 3	集水桝工	3	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	集水桝工	*変更
3	1	8	4	0	1		1 - 8 - 4	作業土工(床掘り・埋戻し)	3	1	8	4	0	3			*削除
3	1	8	4	0	2			作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	3	1	8	4	0	4			*削除
3	1	8	5	0	1		1 - 8 - 5	堤脚水路工	3	1	8	5	0	1	1 - 8 - 5	堤脚水路工	
3	1	8	5	0	2			請負者は、堤脚水路工を設計図書に基づいて施工するものとするが、これによりがたい場合は工事監督員と協議しなければならない。	3	1	8	5	0	2		請負者は、堤脚水路工を設計図書に基づいて施工するものとする。なお、これによりがたい場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
3	1	8	6	0	1		1 - 8 - 6	暗渠工	3	1	8	6	0	1	1 - 8 - 6	暗渠工	
3	1	8	6	7	2		(1)	請負者は、コルゲートパイプの布設にあたっては、砂質土または砂を基床とする。	3	1	8	6	7	2	(1)	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。	*変更
3	1	8	6	7	3		(2)	請負者は、コルゲートパイプの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	3	1	8	6	7	3	(2)	コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	*変更
3	1	8	6	7	4		(3)	請負者は、コルゲートパイプの予測しない沈下のおそれがあり、あげごしを行う必要が生じた場合は、布設に先立ち、施工方法について工事監督員と協議しなければならない。	3	1	8	6	7	4	(3)	請負者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予測しない沈下の恐れがあつてあげごしが必要な場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
3	1	8	7	0	1		1 - 8 - 7	水路接合部構造物	3	1	8	7	0	1	1 - 8 - 7	水路接合部構造物	
3	1	8	7	1	1		1.	請負者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を工事監督員に提出しなければならない。	3	1	8	7	1	1	1.	請負者は、潮待作業で施工する場合は、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これによりがたい場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
3	1	8	7	2	1		2.	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。	3	1	8	7	2	1	2.	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。	*変更
3	1	8	7	4	1		4.	請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、海水の影響を受けないよう仮締切等により保護しなければならない。	3	1	8	7	4	1	4.	請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。	*変更
3	1	9	0	0	1		第9節	付属物設置工	3	1	9	0	0	1	第9節	付属物設置工	
3	1	9	6	0	1		1 - 9 - 6	境界工	3	1	9	6	0	1	1 - 9 - 6	境界工	
3	1	9	6	2	1		2.	請負者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、工事監督員と協議しなければならない。	3	1	9	6	2	1	2.	請負者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
3	1	10	0	0	1		第10節	付帯道路工	3	1	10	0	0	1	第10節	付帯道路工	
0	0	0	0	0	3				3	1	10	2	0	1	1 - 10 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加
0	0	0	0	0	3				3	1	10	2	0	2		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	*追加

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報		
3	1	10	2	0	1	1-10-2	舗装準備工	3	1	10	3	0	1	1-10-3	舗装準備工	*変更
3	1	10	3	0	1	1-10-3	アスファルト舗装工	3	1	10	4	0	1	1-10-4	アスファルト舗装工	*変更
3	1	10	4	0	1	1-10-4	コンクリート舗装工	3	1	10	5	0	1	1-10-5	コンクリート舗装工	*変更
3	1	10	5	0	1	1-10-5	薄層カラー舗装工	3	1	10	6	0	1	1-10-6	薄層カラー舗装工	*変更
3	1	10	6	0	1	1-10-6	側溝工	3	1	10	7	0	1	1-10-7	側溝工	*変更
3	1	10	6	0	2		側溝工の施工については、第3編 1-8-2側溝工の規定によるものとする。	3	1	10	7	0	2		側溝工の施工については、第3編 1-8-3側溝工の規定によるものとする。	*変更
3	1	10	7	0	1	1-10-7	集水桝工	3	1	10	8	0	1	1-10-8	集水桝工	*変更
3	1	10	7	0	2		集水桝工の施工については、第3編 1-8-3集水桝工の規定によるものとする。	3	1	10	8	0	2		集水桝工の施工については、第3編 1-8-4集水桝工の規定によるものとする。	*変更
3	1	10	8	0	1	1-10-8	縁石工	3	1	10	9	0	1	1-10-9	縁石工	*変更
3	1	10	9	0	1	1-10-9	小型標識工	3	1	10	10	0	1	1-10-10	小型標識工	*変更
3	1	10	10	0	1	1-10-10	路側防護柵工	3	1	10	11	0	1	1-10-11	路側防護柵工	*変更
3	1	10	11	0	1	1-10-11	区画線工	3	1	10	12	0	1	1-10-12	区画線工	*変更
3	1	10	12	0	1	1-10-12	境界工	3	1	10	13	0	1	1-10-13	境界工	*変更
3	1	10	13	0	1	1-10-13	道路付属物工	3	1	10	14	0	1	1-10-14	道路付属物工	*変更
3	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	3	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	
3	2	1	0	0	1	第1節	適 用	3	2	1	0	0	1	第1節	適 用	
3	2	1	0	4	1	4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。	3	2	1	0	4	1	4.		*削除
3	2	1	0	5	1	5.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	3	2	1	0	5	1	4.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	*変更
3	2	1	0	6	1	6.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	3	2	1	0	6	1	5.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	*変更
3	2	1	0	7	1	7.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	3	2	1	0	7	1	6.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	*変更
3	2	4	0	0	1	第4節	突堤本体工	3	2	4	0	0	1	第4節	突堤本体工	
3	2	4	9	0	1	2-4-9	ケーソン工	3	2	4	9	0	1	2-4-9	ケーソン工	
3	2	4	9	6	1	6.	請負者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための措置を講じなければならない。	3	2	4	9	6	1	6.		*削除
3	2	4	9	7	1	7.	請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに工事監督員に報告し、その処置については工事監督員の指示によらなければならない。	3	2	4	9	7	1	6.	請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、 <b>ただちに処置を行い、工事監督員に報告</b> しなければならない。	*変更
3	2	4	9	8	1	8.	請負者は、進水方法及び進水時期について事前に工事監督員と協議しなければならない。	3	2	4	9	8	1	7.	請負者は、進水方法及び進水時期については、 <b>設計図書によるものとし、これによりがたい場合は設計図書に関して工事監督員と協議</b> しなければならない。	*変更
3	2	4	9	9	1	9.	請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋あるいは安全ネットもしくは吊り足場を設置し、墜落防止の措置を講じなければならない。	3	2	4	9	9	1	9.		*削除
3	2	4	9	10	1	10.	請負者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止につとめなければならない。なお異常を発見した場合は、ただちに工事監督員に報告し、その処置については工事監督員の指示によらなければならない。	3	2	4	9	10	1	8.	請負者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業における <b>ケーソンの保全</b> に努めなければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考					
旧・条文構成（平成12年度）												新・条文構成（平成17年度）												条文情報	
3	2	4	9	11	1	11.	請負者は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。	3	2	4	9	11	1	9.	請負者は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、 <b>ケーソンの保身に努めなければならない。</b>	*変更									
3	2	4	9	12	1	12.	請負者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止につとめなければならない。	3	2	4	9	12	1	10.	請負者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における <b>ケーソンの保身に努めなければならない。</b>	*変更									
3	2	4	9	13	1	13.	請負者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。	3	2	4	9	13	1	11.	請負者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。	*変更									
3	2	4	9	14	1	14.	請負者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。	3	2	4	9	14	1	12.	請負者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。	*変更									
3	2	4	9	15	1	15.	請負者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。	3	2	4	9	15	1	13.	請負者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。	*変更									
3	2	4	9	16	1	16.	請負者は、吊り降り進水を行う場合は、使用する吊枠の形状、材質等は、施工に先立ち工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	4	9	16	1	14.	請負者は、吊り降り進水を行う場合は、 <b>施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保身に努めなければならない。</b>	*変更									
3	2	4	9	17	1	17.	ワイヤーロープ等吊具の形状寸法については、施工に先立ち工事監督員に協議しなければならない。	3	2	4	9	17	1	15.	<b>吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これよりがたい場合には、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。</b>	*変更									
3	2	4	9	18	1	18.	請負者は、施工に先立ちケーソンに埋込まれた吊金具を点検しなければならない。	3	2	4	9	18	1	18.		*削除									
3	2	4	9	19	1	19.	請負者は、フローティングドックによるケーソン進水を行う場合、施工に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。	3	2	4	9	19	1	19.		*削除									
3	2	4	9	20	1	20.	請負者は、フローティングドックを一方に片寄らない状態で注水のうえ進水しなければならない。	3	2	4	9	20	1	20.		*削除									
3	2	4	9	21	1	21.	ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。	3	2	4	9	21	1	16.	ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。	*変更									
3	2	4	9	22	1	22.	請負者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。	3	2	4	9	22	1	17.	請負者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。	*変更									
3	2	4	9	23	1	23.	請負者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	3	2	4	9	23	1	18.	請負者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	*変更									
3	2	4	9	24	1	24.	ケーソン仮置き方法は、設計図書の規定によるものとする。ただし、定めのない場合は、沈設仮置きとするものとする。	3	2	4	9	24	1	19.	<b>請負者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。</b>	*変更									
3	2	4	9	25	1	25.	請負者は、ケーソン仮置き場を事前に調査しなければならない。	3	2	4	9	25	1	25.		*削除									
3	2	4	9	26	1	26.	請負者は、ケーソン仮置きの方法及び時期は、事前に工事監督員と協議しなければならない。	3	2	4	9	26	1	26.		*削除									
3	2	4	9	27	1	27.	請負者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1m以内としなければならない。	3	2	4	9	27	1	20.	請負者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1m以内としなければならない。	*変更									
3	2	4	9	28	1	28.	請負者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。	3	2	4	9	28	1	21.	請負者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。	*変更									
3	2	4	9	29	1	29.	請負者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。	3	2	4	9	29	1	22.	請負者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。	*変更									
3	2	4	9	30	1	30.	請負者は、曳航、回航準備として、ケーソンを浮上する場合の方法、時期を事前に工事監督員と協議しなければならない。	3	2	4	9	30	1	30.		*削除									
3	2	4	9	31	1	31.	請負者は、ケーソン曳航の方法及び時期は、事前に工事監督員と協議しなければならない。	3	2	4	9	31	1	31.		*削除									

編章節条項頁以						編章節条	編章節条項頁以						編章節条	編章節条項頁以						備考				
旧・条文構成(平成12年度)												新・条文構成(平成17年度)												条文情報
3	2	4	9	32	1	32.	請負者は、ケーソンの曳航、回航に先立ち、気象及び海象を十分調査し、曳航、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し曳航中、回航中に事故が生じないようにしなければならない。	3	2	4	9	32	1	32.							*削除			
3	2	4	9	33	1	33.	請負者は、ケーソンの曳航、回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他、曳航中、回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。	3	2	4	9	33	1	33.							*削除			
3	2	4	9	34	1	34.	請負者は、曳航、回航に先立ち工事監督員に報告しなければならない。	3	2	4	9	34	1	23.	請負者は、曳航、回航に先立ち工事監督員に報告しなければならない。						*変更			
3	2	4	9	35	1	35.	請負者は、ケーソン曳航におけるケーソンとの連結方法は、施工に先立ち工事監督員に報告しなければならない。	3	2	4	9	35	1	35.							*削除			
3	2	4	9	36	1	36.	請負者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	3	2	4	9	36	1	24.	請負者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。						*変更			
3	2	4	9	37	1	37.	請負者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。	3	2	4	9	37	1	25.	請負者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。						*変更			
3	2	4	9	38	1	38.	請負者は、曳航、回航についてケーソンを対角線方向に引いてはならない。	3	2	4	9	38	1	38.							*削除			
3	2	4	9	38	2		また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。	3	2	4	9	38	2		また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。						*削除			
3	2	4	9	39	1	39.	請負者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	3	2	4	9	39	1	26.	請負者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。						*変更			
3	2	4	9	40	1	40.	請負者は、ケーソンの艀装及び寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等のケーソン回航の方法及び時期は事前に工事監督員と協議しなければならない。	3	2	4	9	40	1	40.							*削除			
3	2	4	9	41	1	41.	請負者は、回航を行う場合ケーソンの上蓋は、木製及び鋼製としなければならない。また、作業用マンホールを必要数設けて、水密となるよう取付けなければならない。また、ケーソン内の水は排水しなければならない。	3	2	4	9	41	1	41.							*削除			
3	2	4	9	42	1	42.	請負者は、回航を行う場合、大回しロープはワイヤロープを使用し二重回しとしなければならない。また、大回しロープの位置は、浮上付近に固定し、隅角部をゴム板または、木材で保護しなければならない。	3	2	4	9	42	1	42.							*削除			
3	2	4	9	43	1	43.	請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を工事監督員に報告しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に報告しなければならない。	3	2	4	9	43	1	27.	請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を工事監督員に報告しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に報告しなければならない。						*変更			
3	2	4	9	44	1	44.	請負者は、回航中、寄港または避難した場合の仮置き方法については、事前に工事監督員に報告しなければならない。この場合、引船はケーソンを十分監視することができる位置に配置しなければならない。また出港に際しては、ケーソンの大回しロープのゆるみ、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。	3	2	4	9	44	1	44.							*削除			
3	2	4	9	45	1	45.	請負者は、ケーソンの据付け方法及び時期について、事前に工事監督員と協議しなければならない。	3	2	4	9	45	1	45.							*削除			
3	2	4	9	46	1	46.	アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。	3	2	4	9	46	1	28.	アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。						*変更			

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考						
旧・条文構成(平成12年度)													新・条文構成(平成17年度)													条文情報
3	2	4	9	47	1	47.	請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付をしなければならない。	3	2	4	9	47	1	29.	請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付をしなければならない。	*変更										
3	2	4	9	48	1	48.	請負者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	3	2	4	9	48	1	30.	請負者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	*変更										
3	2	4	9	49	1	49.	請負者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	3	2	4	9	49	1	31.	請負者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	*変更										
第3章						第3章	第3章						第3章	第3章												
第1節						第1節	第1節						第1節	第1節												
3	3	1	0	0	1	4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。	3	3	1	0	0	1	4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。	*削除										
3	3	1	0	5	1	5.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	3	3	1	0	5	1	4.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	*変更										
3	3	1	0	6	1	6.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	3	3	1	0	6	1	5.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	*変更										
3	3	1	0	7	1	7.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	3	3	1	0	7	1	6.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	*変更										
第4章						第4章	第4章						第4章	第4章												
第1節						第1節	第1節						第1節	第1節												
3	4	0	0	0	1	適用	3	4	0	0	0	1	適用	3	4	0	0	0	1	適用						
3	4	1	0	0	1	4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。	3	4	1	0	0	1	4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。	*削除										
3	4	1	0	5	1	5.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	3	4	1	0	5	1	4.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	*変更										
第2節						第2節	第2節						第2節	第2節												
3	4	2	0	0	1	4-2-2	浚渫船運転工	3	4	2	0	0	1	4-2-2	浚渫船運転工											
3	4	2	2	0	1	1.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>1</sup> に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに工事監督員に報告し、これらの処理についてすみやかに工事監督員と協議しなければならない。	3	4	2	2	0	1	1.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>1</sup> に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに工事監督員に報告し、すみやかに工事監督員と設計図書 <sup>2</sup> に関して協議しなければならない。	*変更										
3	4	2	2	2	1	2.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>2</sup> の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工事監督員と協議しなければならない。	3	4	2	2	2	1	2.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>2</sup> の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工事監督員と設計図書 <sup>2</sup> に関して協議しなければならない。	*変更										
3	4	2	2	4	1	4.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が指示した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	3	4	2	2	4	1	4.	請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書 <sup>2</sup> にその位置を示さなければならない。	*変更										
第3節						第3節	第3節						第3節	第3節												
4-3-2						4-3-2	4-3-2						4-3-2	4-3-2												
3	4	3	0	0	1	浚渫工(グラブ船)	3	4	3	0	0	1	浚渫工(グラブ船)	3	4	3	0	0	1	浚渫工(グラブ船)						
3	4	3	2	0	1	1.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>1</sup> に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに工事監督員に報告し、これらの処理についてすみやかに工事監督員と協議しなければならない。	3	4	3	2	0	1	1.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>1</sup> に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに工事監督員に報告し、すみやかに工事監督員と設計図書 <sup>2</sup> に関して協議しなければならない。	*変更										
3	4	3	2	2	1	2.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>2</sup> の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工事監督員と協議しなければならない。	3	4	3	2	2	1	2.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所 <sup>2</sup> の土質に変化が認められた場合には、すみやかに工事監督員と設計図書 <sup>2</sup> に関して協議しなければならない。	*変更										

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条 文 情 報		
3	4	3	2	4	1	4.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が指示した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	3	4	3	2	4	1	4.	請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が <b>作業位置の確認を求めた場合は、設計図書</b> にその位置を示さなければならない。	*変更
3	4	4	0	0	1	第4節	浚渫土処理工	3	4	4	0	0	1	第4節	浚渫土処理工	
3	4	4	2	0	1	4-4-2	浚渫土処理工	3	4	4	2	0	1	4-4-2	浚渫土処理工	
3	4	4	2	3	1	3.	請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに工事監督員と協議しなければならない。	3	4	4	2	3	1	3.	請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに工事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更
3	5	0	0	0	1	第5章	養 浜	3	5	0	0	0	1	第5章	養 浜	
3	5	1	0	0	1	第1節	適 用	3	5	1	0	0	1	第1節	適 用	
3	5	1	0	4	1	4.	請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。	3	5	1	0	4	1	4.		*削除
3	5	1	0	5	1	5.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかななければならない。	3	5	1	0	5	1	4.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかななければならない。	*変更
3	5	1	0	6	1	6.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	3	5	1	0	6	1	5.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	*変更
3	5	1	0	7	1	7.	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	3	5	1	0	7	1	6.	請負者は、 <b>設計図書</b> に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	*変更
3	5	1	0	8	1	8.	請負者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。	3	5	1	0	8	1	7.	請負者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。	*変更
3	5	1	0	9	1	9.	請負者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、工事監督員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。	3	5	1	0	9	1	8.	請負者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、工事監督員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。	*変更

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成（平成12年度）												新・条文構成（平成17年度）						条文情報
4	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	
4	1	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	
4	1	2	0	0	1	4	1	2	0	0	1	4	1	2	0	0	1	
4	1	2	0	0	3	4	1	2	0	0	3	4	1	2	0	0	3	
4	1	3	0	0	1	4	1	3	0	0	1	4	1	3	0	0	1	
4	1	3	1	0	1	4	1	3	1	0	1	4	1	3	1	0	1	
4	1	3	1	2	1	4	1	3	1	2	1	4	1	3	1	2	1	
4	1	3	4	0	2	4	1	3	4	0	2	4	1	3	4	0	2	
4	1	4	0	0	1	4	1	4	0	0	1	4	1	4	0	0	1	
4	1	4	1	0	1	4	1	4	1	0	1	4	1	4	1	0	1	
4	1	4	1	3	1	4	1	4	1	3	1	4	1	4	1	3	1	
4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	
4	1	4	1	5	1	4	1	4	1	5	1	4	1	4	1	5	1	
4	1	4	1	6	1	4	1	4	1	6	1	4	1	4	1	6	1	
4	1	4	1	7	1	4	1	4	1	7	1	4	1	4	1	7	1	
4	1	4	4	0	1	4	1	4	4	0	1	4	1	4	4	0	1	
4	1	4	4	0	2	4	1	4	4	0	2	4	1	4	4	0	2	
4	1	4	5	0	1	4	1	4	5	0	1	4	1	4	5	0	1	
4	1	4	5	1	1	4	1	4	5	1	1	4	1	4	5	1	1	
4	1	4	6	0	1	4	1	4	6	0	1	4	1	4	6	0	1	

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考				
旧・条文構成(平成12年度)												新・条文構成(平成17年度)												条文情報				
4	1	4	6	0	2							4	1	4	6	0	2								*変更			
						間詰工の施工については、第4編1-4-3コンクリートダム本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。																			間詰工の施工については、第4編1-4-3コンクリートダム本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これによりがたい場合は <b>事前の試験を行い設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。			
4	1	4	7	0	1	1-4-7	水叩工					4	1	4	7	0	1	1-4-7	水叩工									
4	1	4	7	1	1	1	1. 請負者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これによりがたい場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	4	1	4	7	1	1	1	1. 請負者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これによりがたい場合は、施工前に <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。												*変更	
4	1	4	7	2	1	2	2. コンクリート、止水板又は吸出防止材の施工については、第4編1-4-3コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。	4	1	4	7	2	1	2	2. コンクリート、止水板又は吸出防止材の施工については、第4編1-4-3コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は <b>事前の試験を行い設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。												*変更	
4	1	5	0	0	1	第5節	鋼製ダム工					4	1	5	0	0	1	第5節	鋼製ダム工									
4	1	5	4	0	1	1-5-4	鋼製ダム本体工					4	1	5	4	0	1	1-5-4	鋼製ダム本体工									
4	1	5	4	1	1	1	1. 請負者は、鋼製枠の吊り込みは、吊り金具等を用い、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。	4	1	5	4	1	1	1	1. 請負者は、鋼製枠の吊り込みに <b>あたっては、塗</b> 装面に損傷を与えないようにしなければならない。												*変更	
4	1	5	9	0	1	1-5-9	現場塗装工					4	1	5	9	0	1	1-5-9	現場塗装工									
4	1	5	9	4	1	4	4. 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレスプレーを使用する場合は、監督職員と協議しなければならない。	4	1	5	9	4	1	4	4. 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレスプレーを使用する場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。													*変更
4	1	5	9	9	2		塩分付着量の測定結果がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議しなければならない。	4	1	5	9	9	2		塩分付着量の測定結果がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。												*変更	
4	1	5	9	10	1	10	10. 請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	4	1	5	9	10	1	10	10. 請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難い場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。												*変更	
4	1	5	9	15	6		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については監督職員の承諾を得なければならない。	4	1	5	9	15	6		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。												*変更	
4	1	7	0	0	1	第7節	砂防ダム付属物設置工					4	1	7	0	0	1	第7節	砂防ダム付属物設置工									
0	0	0	0	0	3							4	1	7	2	0	1	1-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)						*追加			
0	0	0	0	0	3							4	1	7	2	0	2		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。						*追加			
4	1	7	2	0	1	1-7-2	銘板工					4	1	7	3	0	1	1-7-3	銘板工						*変更			
4	1	7	3	0	1	1-7-3	点検施設工					4	1	7	4	0	1	1-7-4	点検施設工						*変更			
4	1	7	3	0	2		請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督職員と協議しなければならない。	4	1	7	4	0	2		請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。											*変更		
4	1	7	4	0	1	1-7-4	防止柵工					4	1	7	5	0	1	1-7-5	防止柵工						*変更			
4	1	7	5	0	1	1-7-5	境界工					4	1	7	6	0	1	1-7-6	境界工						*変更			
4	1	7	5	2	1	2	2. 請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、処置方法について監督職員と協議しなければならない。	4	1	7	6	2	1	2	2. 請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。												*変更	
4	1	7	7	0	0	1-7-7	構造物標					4	1	7	7	0	0	1-7-7	構造物標									

編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	備考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報									
4	1	7	7	0	0	0								4	1	7	7	0	0	0			
4	1	8	0	0	1		第8節	付帯道路工	4	1	8	0	0	1	第8節	付帯道路工							
0	0	0	0	0	3				4	1	8	2	0	1	1-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)						*追加	
0	0	0	0	0	3				4	1	8	2	0	2		作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。						*追加	
4	1	8	2	0	1		1-8-2	舗装準備工	4	1	8	3	0	1	1-8-3	舗装準備工							*変更
4	1	8	3	0	1		1-8-3	アスファルト舗装工	4	1	8	4	0	1	1-8-4	アスファルト舗装工							*変更
4	1	8	4	0	1		1-8-4	コンクリート舗装工	4	1	8	5	0	1	1-8-5	コンクリート舗装工							*変更
4	1	8	5	0	1		1-8-5	薄層カラー舗装工	4	1	8	6	0	1	1-8-6	薄層カラー舗装工							*変更
4	1	8	6	0	1		1-8-6	側溝工	4	1	8	7	0	1	1-8-7	側溝工							*変更
4	1	8	6	10	1		10.	請負者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に施工方法について監督職員と協議しなければならない。	4	1	8	7	10	1	10.	請負者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更
4	1	8	6	12	1		12.	請負者は、コルゲートパイプの布設に際し、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と協議しなければならない。	4	1	8	7	12	1	12.	請負者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更
4	1	8	7	0	1		1-8-7	集水桝工	4	1	8	8	0	1	1-8-8	集水桝工							*変更
4	1	8	8	0	1		1-8-8	縁石工	4	1	8	9	0	1	1-8-9	縁石工							*変更
4	1	8	9	0	1		1-8-9	小型標識工	4	1	8	10	0	1	1-8-10	小型標識工							*変更
4	1	8	10	0	1		1-8-10	路側防護柵工	4	1	8	11	0	1	1-8-11	路側防護柵工							*変更
4	1	8	11	0	1		1-8-11	区画線工	4	1	8	12	0	1	1-8-12	区画線工							*変更
4	1	8	12	0	1		1-8-12	境界工	4	1	8	13	0	1	1-8-13	境界工							*変更
4	1	8	12	0	2			境界工の施工については、第4編1-7-5境界工の規定によるものとする。	4	1	8	13	0	2		境界工の施工については、第4編1-7-6境界工の規定によるものとする。							*変更
4	1	8	13	0	1		1-8-13	道路付属物工	4	1	8	14	0	1	1-8-14	道路付属物工							*変更
4	2	0	0	0	1		第2章	流路	4	2	0	0	0	1	第2章	流路							
4	2	3	0	0	1		第3節	流路護岸工	4	2	3	0	0	1	第3節	流路護岸工							
4	2	3	5	0	1		2-3-5	ブロック積み擁壁工	4	2	3	5	0	1	2-3-5	ブロック積擁壁工							*変更
4	2	3	6	0	1		2-3-6	石積み擁壁工	4	2	3	6	0	1	2-3-6	石積擁壁工							*変更
4	2	3	6	0	2			石積み擁壁工の施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	4	2	3	6	0	2		石積み擁壁工の施工については、第1編3-5-5石積・石積工の規定によるものとする。							*変更
4	2	5	0	0	1		第5節	根固め・水制工	4	2	5	0	0	1	第5節	根固め・水制工							
4	2	5	5	0	1		2-5-5	捨石工	4	2	5	5	0	1	2-5-5	捨石工							
4	2	5	5	2	1		2.	請負者は、施工箇所において流水により護岸基礎工に影響がある場合は、施工方法について監督職員と協議しなければならない。	4	2	5	5	2	1	2.	請負者は、施工箇所において流水により護岸基礎工に影響がある場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更
4	2	6	0	0	1		第6節	流路付属物設置工	4	2	6	0	0	1	第6節	流路付属物設置工							
4	2	6	2	0	1		2-6-2	階段工	4	2	6	2	0	1	2-6-2	階段工							
4	2	6	2	0	2			請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督職員と協議しなければならない。	4	2	6	2	0	2		請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。							*変更

編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	備考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報									
4	2	6	4	0	2		4	2	6	4	0	2		4	2	6	4	0	2		*変更		
4	3	0	0	0	1	第3章	4	3	0	0	0	1	第3章	4	3	0	0	0	1				
4	3	2	0	0	1	第2節	4	3	2	0	0	1	第2節	4	3	2	0	0	1				
4	3	2	0	0	3	別紙新旧対照表参照	4	3	2	0	0	3	別紙新旧対照表参照	4	3	2	0	0	3				
4	3	4	0	0	1	第4節	4	3	4	0	0	1	第4節	4	3	4	0	0	1				
4	3	4	4	0	1	3-4-4	4	3	4	4	0	1	3-4-4	4	3	4	4	0	1		*変更		
4	3	4	5	0	1	3-4-5	4	3	4	5	0	1	3-4-5	4	3	4	5	0	1				
4	3	4	5	0	2		4	3	4	5	0	2		4	3	4	5	0	2		*変更		
4	3	4	6	0	1	3-4-6	4	3	4	6	0	1	3-4-6	4	3	4	6	0	1				
4	3	4	6	2	1	2.	4	3	4	6	2	1	2.	4	3	4	6	2	1		*変更		
4	3	4	6	3	1	3.	4	3	4	6	3	1	3.	4	3	4	6	3	1		*変更		
4	3	4	6	5	1	5.	4	3	4	6	5	1	5.	4	3	4	6	5	1		*変更		
4	3	4	6	7	1	7.	4	3	4	6	7	1	7.	4	3	4	6	7	1		*変更		
4	3	4	6	9	1	9.	4	3	4	6	9	1	9.	4	3	4	6	9	1		*変更		
4	3	4	6	10	1	10.	4	3	4	6	10	1	10.	4	3	4	6	10	1		*変更		
4	3	4	6	12	1	12.	4	3	4	6	12	1	12.	4	3	4	6	12	1		*変更		
4	3	4	8	0	1	3-4-8	4	3	4	7	0	3									*削除		

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報
4	3	4	8	0	2		4	3	4	7	0	4		* 削除
4	3	4	9	0	1	3 - 4 - 9	4	3	4	8	0	1	3 - 4 - 8	* 変更
4	3	4	10	0	1	3 - 4 - 10	4	3	4	9	0	1	3 - 4 - 9	* 変更
4	3	4	11	0	1	3 - 4 - 11	4	3	4	10	0	1	3 - 4 - 10	* 変更
4	3	5	0	0	1	第5節	4	3	5	0	0	1	第5節	
4	3	5	1	0	1	3 - 5 - 1	4	3	5	1	0	1	3 - 5 - 1	
4	3	5	1	2	1	2. 請負者は、施工中工事区域内に新たにき裂の発生等異状を認めた場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。	4	3	5	1	2	1	2. 請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、工事監督員に報告しなければならない。	* 変更
0	0	0	0	0	3		4	3	5	2	0	1	3 - 5 - 2	* 追加
0	0	0	0	0	3		4	3	5	2	0	2		* 追加
4	3	5	2	0	1	3 - 5 - 2	4	3	5	3	0	1	3 - 5 - 3	* 変更
4	3	5	3	0	1	3 - 5 - 3	4	3	5	4	0	1	3 - 5 - 4	* 変更
4	3	5	3	1	1	請負者は、山腹明暗渠工の施工に際しては、第4編3-5-2山腹集水路・排水路工の規定によらなければならない。	4	3	5	4	1	1	1. 請負者は、山腹明暗渠工の施工に際しては、第4編3-5-3山腹集水路・排水路工の規定によらなければならない。	* 変更
4	3	5	4	0	1	3 - 5 - 4	4	3	5	5	0	1	3 - 5 - 5	* 変更
4	3	5	5	0	1	3 - 5 - 5	4	3	5	6	0	1	3 - 5 - 6	* 変更
4	3	5	5	0	2	集水樹工の施工については、第4編1-8-7集水樹工の規定によるものとする。	4	3	5	6	0	2		* 変更
4	3	6	0	0	1	第6節	4	3	6	0	0	1	第6節	
4	3	6	1	0	1	3 - 6 - 1	4	3	6	1	0	1	3 - 6 - 1	
4	3	6	1	2	1	2. 請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。	4	3	6	1	2	1	2. 請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに工事監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。	* 変更
4	3	6	1	3	1	3. 請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に变化を認めた場合、速やかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。	4	3	6	1	3	1	3. 請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に变化を認めた場合、速やかに工事監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。	* 変更
4	3	6	1	5	1	5. 請負者は、集排水ボーリング工の施工に先立ち、集水井内の酸素濃度測定等を行い、ガス噴出・酸欠等の恐れのある場合には換気等について、施工前に監督職員と協議しなければならない。	4	3	6	1	5	1		* 削除
4	3	6	1	6	1	6. 請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、指示によらなければならない。	4	3	6	1	6	1	5. 請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに工事監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。	* 変更
4	3	6	1	7	1	7. 請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	4	3	6	1	7	1	6. 請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに工事監督員に報告しなければならない。	* 変更
4	3	6	4	0	1	3 - 6 - 4	4	3	6	4	0	1	3 - 6 - 4	

編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	備考				
旧・条文構成（平成12年度）							新・条文構成（平成17年度）							条文情報											
4	3	6	4	0	2		4	3	6	4	0	2			4	3	6	4	0	2				*変更	
						第7節																			
4	3	7	0	0	1		4	3	7	0	0	1			4	3	7	0	0	1					
4	3	7	3	0	1		4	3	7	3	0	1			4	3	7	3	0	1					*変更
4	3	7	4	0	1		4	3	7	4	0	1			4	3	7	4	0	1					*削除
4	3	7	4	0	2		4	3	7	4	0	2			4	3	7	4	0	2					*削除
4	3	7	5	0	1		4	3	7	5	0	1			4	3	7	5	0	1					*変更
4	3	7	6	0	1		4	3	7	6	0	1			4	3	7	6	0	1					*変更
4	3	8	0	0	1		4	3	8	0	0	1			4	3	8	0	0	1					
4	3	8	1	0	1		4	3	8	1	0	1			4	3	8	1	0	1					
4	3	8	1	2	1		4	3	8	1	2	1			4	3	8	1	2	1					*変更
4	3	8	6	0	1		4	3	8	6	0	1			4	3	8	6	0	1					
4	3	8	6	3	1		4	3	8	6	3	1			4	3	8	6	3	1					*変更
4	3	8	6	4	1		4	3	8	6	4	1			4	3	8	6	4	1					*変更
4	3	8	7	0	1		4	3	8	7	0	1			4	3	8	7	0	1					*変更
4	3	8	7	1	1		4	3	8	7	1	1			4	3	8	7	1	1					*変更
4	3	8	7	3	1		4	3	8	7	3	1			4	3	8	7	3	1					*変更
4	3	9	0	0	1		4	3	9	0	0	1			4	3	9	0	0	1					
4	3	9	2	0	1		4	3	9	2	0	1			4	3	9	2	0	1					
4	3	9	2	0	2		4	3	9	2	0	2			4	3	9	2	0	2					*変更
5	0	0	0	0	1		5	0	0	0	0	1			5	0	0	0	0	1					
5	1	0	0	0	1		5	1	0	0	0	1			5	1	0	0	0	1					
5	1	2	0	0	1		5	1	2	0	0	1			5	1	2	0	0	1					
5	1	2	0	0	3		5	1	2	0	0	3			5	1	2	0	0	3					*変更
5	1	3	6	0	1		5	1	3	6	0	1			5	1	3	6	0	1					
5	1	3	6	1	1		5	1	3	6	1	1			5	1	3	6	1	1					*変更

編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	備考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報									
5	1	3	6	2	1		5	1	3	6	2	1		5	1	3	6	2	1		*変更		
						2.																請負者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	請負者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。
5	1	4	0	0	1	第4節	5	1	4	0	0	1	第4節	5	1	4	0	0	1	第4節		ダムコンクリート工	
5	1	4	2	0	1	1-4-2	5	1	4	2	0	1	1-4-2	5	1	4	2	0	1	1-4-2		原石骨材	
5	1	4	2	2	1	2.	5	1	4	2	2	1	2.	5	1	4	2	2	1	2.		原石採取	
5	1	4	2	2	4	(3)	5	1	4	2	2	4	(3)	5	1	4	2	2	4	(3)		請負者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれによりがたい場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	
5	1	4	4	0	1	1-4-4	5	1	4	4	0	1	1-4-4	5	1	4	4	0	1	1-4-4		配合	
5	1	4	4	1	1	1.	5	1	4	4	1	1	1.	5	1	4	4	1	1	1.		請負者は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	請負者は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料を <b>提示</b> し、工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	4	4	2	1	2.	5	1	4	4	2	1	2.	5	1	4	4	2	1	2.		請負者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料により監督職員の承諾を得なければならない。	請負者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料を <b>提示</b> し工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	4	7	0	1	1-4-7	5	1	4	7	0	1	1-4-7	5	1	4	7	0	1	1-4-7		コンクリートの運搬	
5	1	4	7	3	1	3.	5	1	4	7	3	1	3.	5	1	4	7	3	1	3.		請負者は、コンクリートの運搬にあたっては、バケットによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	請負者は、コンクリートの運搬にあたっては、バケットによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	4	8	0	1	1-4-8	5	1	4	8	0	1	1-4-8	5	1	4	8	0	1	1-4-8		打込み開始	
5	1	4	8	1	1	1.	5	1	4	8	1	1	1.	5	1	4	8	1	1	1.		請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。	請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	4	9	0	1	1-4-9	5	1	4	9	0	1	1-4-9	5	1	4	9	0	1	1-4-9		コンクリートの打込み	
5	1	4	9	6	2	(1)	5	1	4	9	6	2	(1)	5	1	4	9	6	2	(1)		打ち上がり速度は、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、監督職員の承諾を得なければならない。	請負者は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、 <b>打ち上がり速度</b> について工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	4	9	9	1	9.	5	1	4	9	9	1	9.	5	1	4	9	9	1	9.		請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、施工方法について監督職員の承諾を得て施工面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならない。	請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得て施工面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならない。
5	1	4	9	12	5	(4)	5	1	4	9	12	5	(4)	5	1	4	9	12	5	(4)		強風その他コンクリート打込みに支障を及ぼすおそれがある場合	その他コンクリートの品質に <b>悪影響</b> を及ぼすおそれがある事象がある場合
5	1	4	9	13	1	13.	5	1	4	9	13	1	13.	5	1	4	9	13	1	13.		請負者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、監督職員の承諾を得なければならない。	請負者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	4	11	0	1	1-4-11	5	1	4	11	0	1	1-4-11	5	1	4	11	0	1	1-4-11		継目	

編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	編	章	節	条	項	頁	以	備考	
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報								
5	1	4	11	2	1		5	1	4	11	2	1		5	1	4	11	2	1		*変更	
						2.																2. 請負者は、設計図書に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、監督職員の承諾を得なければならない。
5	1	4	11	4	1		5	1	4	11	4	1		5	1	4	11	4	1		*変更	
						4.																4. 請負者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と協議しなければならない。
5	1	4	11	4	2		5	1	4	11	4	2		5	1	4	11	4	2		*変更	
																						やむを得ずチップングを行わなければならない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。
5	1	4	11	6	1		5	1	4	11	6	1		5	1	4	11	6	1		*変更	
						6.																6. 請負者は、長期間打止めした水平打継目の処理にあたっては、処理方法等について監督職員の承諾を得なければならない。
5	1	5	0	0	1		5	1	5	0	0	1		5	1	5	0	0	1			第5節 型枠工
5	1	5	1	0	1		5	1	5	1	0	1		5	1	5	1	0	1			1-5-1 一般事項
5	1	5	1	3	1		5	1	5	1	3	1		5	1	5	1	3	1		*変更	
						3.																3. 請負者は、型枠の構造及び使用方法について、製作前に構造図を監督職員に提出しなければならない。
5	1	5	1	4	1		5	1	5	1	4	1		5	1	5	1	4	1		*変更	
						4.																4. 請負者は、組立て及び取りはずしが安全にでき、モルタルが漏れない構造の型枠を使用しなければならない。
5	1	5	3	0	1		5	1	5	3	0	1		5	1	5	3	0	1			1-5-3 型枠の組立て取りはずし移動
5	1	5	3	1	2		5	1	5	3	1	2		5	1	5	3	1	2		*変更	
																						ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	5	3	3	1		5	1	5	3	3	1		5	1	5	3	3	1		*変更	
						3.																3. 請負者は、型枠の取りはずし時期及び順序については、監督職員の承諾を得なければならない。
5	1	5	4	0	1		5	1	5	4	0	1		5	1	5	4	0	1			1-5-4 型枠の取りはずし後の処理
5	1	5	4	1	1		5	1	5	4	1	1		5	1	5	4	1	1		*変更	
						1.																1. 請負者は、コンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、処理方法等について監督職員の承諾を得なければならない。
5	1	7	0	0	1		5	1	7	0	0	1		5	1	7	0	0	1			第7節 埋設物設置工
5	1	7	2	0	1		5	1	7	2	0	1		5	1	7	2	0	1			1-7-2 冷却管設置
5	1	7	2	1	1		5	1	7	2	1	1		5	1	7	2	1	1		*変更	
						1.																1. 請負者は、設計図書に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	7	2	2	1		5	1	7	2	2	1		5	1	7	2	2	1		*変更	
						2.																2. 請負者は、冷却管の設置に先立ち、設置計画図により、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。
5	1	7	2	5	1		5	1	7	2	5	1		5	1	7	2	5	1		*変更	
						5.																5. 請負者は、コンクリート打込み中に冷却管の故障等が発生した場合には直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、監督職員の指示により打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。
5	1	8	0	0	1		5	1	8	0	0	1		5	1	8	0	0	1			第8節 パイプクーリング工

編	章	節	条	項	頁以下	編	章	節	条	項	頁以下	編	章	節	条	項	頁以下	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
5	1	8	3	0	1	5	1	8	3	0	1	5	1	8	3	0	1	
5	1	8	3	1	1	5	1	8	3	1	1	5	1	8	3	1	1	*変更
5	1	10	0	0	1	5	1	10	0	0	1	5	1	10	0	0	1	
5	1	10	3	0	1	5	1	10	3	0	1	5	1	10	3	0	1	
5	1	10	3	2	2	5	1	10	3	2	2	5	1	10	3	2	2	*変更
5	1	10	3	3	3	5	1	10	3	3	3	5	1	10	3	3	3	*変更
5	1	10	3	4	2	5	1	10	3	4	2	5	1	10	3	4	2	*変更
5	1	10	4	0	1	5	1	10	4	0	1	5	1	10	4	0	1	
5	1	10	4	1	2	5	1	10	4	1	2	5	1	10	4	1	2	*変更
5	1	10	4	2	3	5	1	10	4	2	3	5	1	10	4	2	3	*変更
5	1	10	4	5	4	5	1	10	4	5	4	5	1	10	4	5	4	*変更
5	1	10	4	5	5	5	1	10	4	5	5	5	1	10	4	5	5	*変更
5	1	11	0	0	1	5	1	11	0	0	1	5	1	11	0	0	1	
5	1	11	1	0	1	5	1	11	1	0	1	5	1	11	1	0	1	
5	1	11	1	2	1	5	1	11	1	2	1	5	1	11	1	2	1	*変更
5	1	11	2	0	1	5	1	11	2	0	1	5	1	11	2	0	1	
5	1	11	2	1	1	5	1	11	2	1	1	5	1	11	2	1	1	*変更
5	1	11	2	3	1	5	1	11	2	3	1	5	1	11	2	3	1	*変更
5	1	12	0	0	1	5	1	12	0	0	1	5	1	12	0	0	1	
5	1	12	3	0	1	5	1	12	3	0	1	5	1	12	3	0	1	
5	1	12	3	0	2	5	1	12	3	0	2	5	1	12	3	0	2	*変更
5	2	0	0	0	1	5	2	0	0	0	1	5	2	0	0	0	1	
5	2	3	0	0	1	5	2	3	0	0	1	5	2	3	0	0	1	
5	2	3	1	0	1	5	2	3	1	0	1	5	2	3	1	0	1	

編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	編	章	節	条	項	頁	以下	備考
旧・条文構成（平成12年度）							新・条文構成（平成17年度）							条文情報							
5	2	3	1	4	2		5	2	3	1	4	2		5	2	3	1	4	2		*変更
5	2	3	1	7	1		5	2	3	1	7	1		5	2	3	1	7	1		*変更
5	2	3	2	0	1		5	2	3	2	0	1		5	2	3	2	0	1		
5	2	3	2	2	1		5	2	3	2	2	1		5	2	3	2	2	1		*変更
5	2	3	2	4	4		5	2	3	2	4	4		5	2	3	2	4	4		*変更
5	2	3	5	0	1		5	2	3	5	0	1		5	2	3	5	0	1		
5	2	3	5	4	1		5	2	3	5	4	1		5	2	3	5	4	1		*変更
5	2	3	5	7	1		5	2	3	5	7	1		5	2	3	5	7	1		*変更
5	3	0	0	0	1		5	3	0	0	0	1		5	3	0	0	0	1		
5	3	2	0	0	1		5	3	2	0	0	1		5	3	2	0	0	1		
5	3	2	0	0	3		5	3	2	0	0	3		5	3	2	0	0	3		
5	3	4	0	0	1		5	3	4	0	0	1		5	3	4	0	0	1		
5	3	4	4	0	1		5	3	4	4	0	1		5	3	4	4	0	1		
5	3	4	4	2	1		5	3	4	4	2	1		5	3	4	4	2	1		*変更
5	3	4	7	0	1		5	3	4	7	0	1		5	3	4	7	0	1		
5	3	4	7	2	1		5	3	4	7	2	1		5	3	4	7	2	1		*変更
5	3	4	7	7	1		5	3	4	7	7	1		5	3	4	7	7	1		*変更
5	3	4	7	10	2		5	3	4	7	10	2		5	3	4	7	10	2		*変更
5	3	4	8	0	1		5	3	4	8	0	1		5	3	4	8	0	1		

編	章	節	条	項	頁以下	編	章	節	条	項	頁以下	編	章	節	条	項	頁以下	備考							
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報													
5	3	4	8	2	3							5	3	4	8	2	3							なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等は、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。 なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に工事監督員の承諾を受けなければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁						編 章 節 条 文	備考		
旧・条文構成 (平成12年度)							新・条文構成 (平成17年度)							条文情報		
6	0	0	0	0	1	<b>第6編</b>	<b>道路編</b>	6	0	0	0	0	1	<b>第6編</b>	<b>道路編</b>	
6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	1	2	0	0	10		別紙新旧対照表	6	1	2	0	0	10		別紙新旧対照表	* 削除
6	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工	6	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工	
6	1	3	2	0	1	1-3-2	遮音壁支柱製作工	6	1	3	2	0	1	1-3-2	遮音壁支柱製作工	
6	1	3	2	1	1	1.	請負者は、支柱の製作加工にあたっては、設計図書によるものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	3	2	1	1	1.	請負者は、支柱の製作加工にあたっては、設計図書によるものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	* 変更
6	1	4	0	0	1	第4節	法面工	6	1	4	0	0	1	第4節	法面工	
6	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	6	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	
6	1	4	1	2	1	2.	請負者は法面の施工にあたって、道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	4	1	2	1	2.	請負者は法面の施工にあたって、道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	* 変更
6	1	4	5	0	1	1-4-5	アンカー工	6	1	4	5	0	1	1-4-5	アンカー工	* 変更
6	1	4	5	4	1	4.	請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	1	4	5	4	1	4.	請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	* 変更
6	1	4	5	12	1	12.	請負者は、アンカー足場を設置する場合、堅固な地盤に設定するものとし、削孔機械による荷重に耐えうる構造のものを設置しなければならない。	6	1	4	5	12	1	12.		* 削除
6	1	4	6	0	1	1-4-6	プレキャスト法枠工	6	1	4	5	0	1			* 削除
6	1	4	6	1	1	1.	請負者は、PC法枠工の施工順序を施工計画書に記載しなければならない。	6	1	4	5	1	1			* 削除
6	1	4	6	2	1	2.	請負者は、PC法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締め、平滑に仕上げなければならない。	6	1	4	5	2	1			* 削除
6	1	4	6	3	1	3.	請負者は、PC法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	6	1	4	5	3	1			* 削除
6	1	4	6	4	1	4.	請負者は、プレキャストコンクリート板の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は、落下の危険のないように除去しなければならない。	6	1	4	5	4	1			* 削除
6	1	4	6	5	1	5.	請負者は、基面とプレキャストコンクリート板の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、がたつきがないように施工しなければならない。	6	1	4	5	5	1			* 削除
6	1	4	6	6	1	6.	アンカーの施工については、第6編1-4-5アンカー工の規定によるものとする。	6	1	4	5	6	1			* 削除
6	1	4	6	7	1	7.	請負者は、プレキャストコンクリート板のジョイント部の接続または目土工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。	6	1	4	5	7	1			* 削除
6	1	4	7	0	1	1-4-7	かご工	6	1	4	6	0	1	1-4-6	かご工	* 変更
6	1	4	7	7	1	7.	請負者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	6	1	4	6	7	1	7.		* 削除
6	1	4	7	8	1	8.	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	6	1	4	6	8	1	7.	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	* 変更
0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	0	1	1-4-7	アンカー工(プレキャストコンクリート板)	* 追加

編 章 節 条 項 頁							編 章 節 条 項 頁		編 章 節 条 項 頁							備 考	
旧・条文構成(平成12年度)									新・条文構成(平成17年度)							条文情報	
0	0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	1	1	1.	請負者は、アンカー工(プレキャストコンクリート板)の施工にあたり、第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて、アンカー工(プレキャストコンクリート板)の施工順序を記載し、提出しなければならない。	*追加
0	0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	2	1	2.	請負者は、アンカー工(プレキャストコンクリート板)を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。	*追加
0	0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	3	1	3.	請負者は、アンカー工(プレキャストコンクリート板)を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	*追加
0	0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	4	1	4.	請負者は、プレキャストコンクリート板の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
0	0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	5	1	5.	請負者は、基面とプレキャストコンクリート板の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、がたつきがないように施工しなければならない。	*追加
0	0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	6	1	6.	アンカーの施工については、第6編1-4-5アンカー工の規定によるものとする。	*追加
0	0	0	0	0	0	3			6	1	4	7	7	1	7.	請負者は、プレキャストコンクリート板のジョイント部の接続または目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。	*追加
6	1	5	0	0	0	1	第5節	擁壁工	6	1	5	0	0	1	第5節	擁壁工	
6	1	5	1	0	0	1	1-5-1	一般事項	6	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	
6	1	5	1	2	1	2.	請負者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工 擁壁・カルバート・仮設構造物工指針 2-7 施工一般及び土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項の規定によらなければならない。	6	1	5	1	2	1	2.	請負者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工 擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般及び土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項の規定によらなければならない。	*変更	
6	1	5	5	0	0	1	1-5-5	現場打擁壁工	6	1	5	5	0	1	1-5-5	場所打擁壁工	*変更
6	1	5	5	0	0	2		現場打擁壁工の施工については、第1編第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする	6	1	5	5	0	2		場所打擁壁工の施工については、第1編第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする	*変更
6	1	5	7	0	0	1	1-5-7	補強土壁工	6	1	5	7	0	1	1-5-7	補強土壁工	
6	1	5	7	1	1	1.	請負者は、現地発生材を盛土材とする場合は、表土や草根類が混入しないように除去しなければならない。	6	1	5	7	1	1	1.	補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定をはかることをいうものとする。	*変更	
6	1	5	7	2	1	2.	請負者は、補強材を仮置する場合は、水平で平らな所を選び、湾曲を避けるとともに、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	6	1	5	7	2	1	2.	盛土材については設計図書によるものとする。請負者は、盛土材のまき出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更	
6	1	5	7	3	1	3.	請負者は、補強材の施工については、設計図書に従い設置し、折り曲げたり、はねあげたりしてはならない。	6	1	5	7	3	1	3.	請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐間除根および不陸の整地を行なうとともに、工事監督員と設計図書に関して協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	*変更	
6	1	5	7	4	1	4.	請負者は、壁面材を仮置きする場合は、水平で平らなところを選び、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	6	1	5	7	4	1	4.	請負者は、設計図書に示された規格および敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ビンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	*変更	

編 章 節 条 項 頁						編 章 節 条 項 頁	編 章 節 条 項 頁						備 考			
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)						条文情報			
6	1	5	7	5	1		5	6	1	5	7	5	1	5	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	1	5	7	6	1		6	6	1	5	7	6	1	6	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	*変更
6	1	5	7	7	1		7	6	1	5	7	7	1	7	請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	*変更
								6	1	5	7	8	1	8	請負者は、盛土材の敷き均しおよび締固めについては、第1編4-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出しおよび締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	*変更
								6	1	5	7	9	1	9	請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
								6	1	5	7	10	1	10	請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
								6	1	5	7	11	1	11	請負者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みの際は、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	*変更
								6	1	5	7	12	1	12	請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。予期できなかった許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに工事監督員に報告しなければならない。	*変更
								6	1	5	7	13	1	13	請負者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。	*変更
								6	1	5	7	14	1	14	補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。	*変更
6	1	5	8	0	1	1 - 5 - 8	井桁ブロック工	6	1	5	8	0	1	1 - 5 - 8	井桁ブロック工	
6	1	5	8	0	2		請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。	6	1	5	8	1	1	1	請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁						編 章 節 条 項 頁						備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報		
						6	1	5	8	2	1	2 .	請負者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように砕内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。	*新規
						6	1	5	8	3	1	3 .	請負者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止剤を施工しなければならない。	*新規
6	1	5	9	0	1	1 - 5 - 9								*削除
6	1	5	9	0	2									*削除
6	1	5	10	0	1	1 - 5 - 10						1 - 5 - 9	土留・仮締切工	*変更
6	1	5	11	0	1	1 - 5 - 11						1 - 5 - 10	水替工	*変更
6	1	6	0	0	1	第6節						第6節	石張・石積工	*変更
6	1	6	1	0	1	1 - 6 - 1						1 - 6 - 1	一般事項	
6	1	6	1	1	1	1 .						1 .	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定めるものとする。	*変更
6	1	6	5	0	1	1 - 6 - 5						1 - 6 - 5	石積(張)工	*変更
6	1	6	5	0	2								石積(張)工の規定については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。	*変更
6	1	7	0	0	1	第7節						第7節	カルバート工	
6	1	7	1	0	1	1 - 7 - 1						1 - 7 - 1	一般事項	
6	1	7	1	2	1	2 .						2 .	請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工・擁壁・カルバート・仮設構造物工指針3-6施工一般、道路土工・排水工指針2-3道路横断排水、PCボックスカルバート道路埋設指針4施工の規定によらなければならない。	*変更
6	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2						1 - 7 - 2	材 料	
6	1	7	2	0	2								請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、PCボックスカルバート道路埋設指針2.2製品規格、鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針2.2製品規格の規定によらなければならない。	*変更
6	1	7	6	0	1	1 - 7 - 6						1 - 7 - 6	現場打カルバート工	*変更
6	1	7	6	4	1	4 .						4 .	請負者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。	*削除
6	1	7	6	4	2								また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。	*削除
6	1	7	6	5	1	5 .						4 .	請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。	*変更
6	1	7	7	0	1	1 - 7 - 7						1 - 7 - 7	プレキャストカルバート工	
6	1	7	7	1	1	1 .						1 .	請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	*変更
6	1	7	7	3	1	3 .						3 .	請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	*変更
6	1	8	0	0	1	第8節						第8節	小型水路工	
0	0	0	0	0	3							1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加
0	0	0	0	0	3								作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	*追加

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考		
旧・条文構成（平成12年度）							新・条文構成（平成17年度）							条文情報		
6	1	8	2	0	1	1-8-2	側溝工	6	1	8	3	0	1	1-8-3	側溝工	*変更
6	1	8	2	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	6	1	8	3	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	*変更
6	1	8	2	3	1	3.	請負者は、コルゲートフリーユームの布設にあたって、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施工方法について監督職員と協議しなければならない。	6	1	8	3	3	1	3.	請負者は、コルゲートフリーユームの布設にあたって、 <b>予期できなかった砂質土</b> または軟弱地盤が出現した場合には、 <b>施工する前に設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	1	8	2	5	1	5.	請負者は、コルゲートフリーユームの布設にあたり、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と協議しなければならない。	6	1	8	3	5	1	5.	請負者は、 <b>コルゲートフリーユームの布設条件(地盤条件・出来形等)</b> については <b>設計図書</b> によるものとし、 <b>上げ越しが必要な場合には、設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	1	8	2	6	1	6.	請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	3	6	1	6.	請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	1	8	3	0	1	1-8-3	管渠工	6	1	8	4	0	1	1-8-4	管渠工	*変更
6	1	8	3	1	1	1.	請負者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	6	1	8	4	1	1	1.	請負者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	*変更
6	1	8	4	0	1	1-8-4	集水柵・マンホール工	6	1	8	5	0	1	1-8-5	集水柵・マンホール工	*変更
6	1	8	4	3	1	3.	請負者は、集水柵及びマンホール工の施工については、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	5	3	1	3.	請負者は、集水柵及びマンホール工の施工については、路面との高さ調整が必要な場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	1	8	5	0	1	1-8-5	地下排水工	6	1	8	6	0	1	1-8-6	地下排水工	*変更
6	1	8	6	0	1	1-8-6	作業土工（床掘り・埋戻し）	6	1	8	6	3	1			*削除
6	1	8	6	0	2		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	6	1	8	6	3	2			*削除
6	1	8	7	0	1	1-8-7	現場打（組立）水路工	6	1	8	7	0	1	1-8-7	場所打（組立）水路工	
6	1	8	7	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	6	1	8	7	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	*変更
6	1	9	0	0	1	第9節	落石雪害防止工	6	1	9	0	0	1	第9節	落石雪害防止工	
6	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	6	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	
6	1	9	1	2	1	2.	請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、危険と思われる斜面内の浮石、転石がある場合は、その処理方法について監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、災害防止のための措置をとった後すみやかに監督職員に報告しなければならない。	6	1	9	1	2	1	2.	請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、 <b>転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに工事監督員に報告しなければならない。	*変更
6	1	9	1	3	1	3.	請負者は、工事着手前及び工事中に斜面内に新たな落石箇所を発見したときは、監督職員に報告し、防止対策について監督職員の指示によるなければならない。	6	1	9	1	3	1	3.	請負者は、工事着手前及び工事中に <b>設計図書</b> に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、工事監督員に報告し、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の指示を受けなければならない。	*変更
6	1	9	2	0	2		請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、記載のないものについては監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	9	2	0	2		請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、 <b>設計図書</b> に記載のないものについては、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	1	9	4	0	1	1-9-4	落石防止網工	6	1	9	4	0	1	1-9-4	落石防止網工	

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 項 頁 以 下						備考				
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報				
6	1	9	4	1	1	1.	請負者は、落石防止網工の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は監督職員と協議しなければならない。	6	1	9	4	1	1	1.	請負者は、落石防止網工の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
6	1	9	4	2	1	2.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	1	9	4	2	1	2.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法によりがたい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	1	9	6	0	1	1 - 9 - 6	防雪柵工	6	1	9	6	0	1	1 - 9 - 6	防雪柵工	
6	1	9	6	1	1	1.	請負者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	6	1	9	6	1	1	1.	請負者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	*変更
6	1	10	0	0	1	第10節	遮音壁工	6	1	10	0	0	1	第10節	遮音壁工	
6	1	10	2	0	1	1 - 10 - 2	材 料	6	1	10	2	0	1	1 - 10 - 2	材 料	
6	1	10	2	5	1	5.	請負者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	10	2	5	1	5.	請負者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	遮音壁基礎工	6	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	遮音壁基礎工	
6	1	10	5	0	2		請負者は、支柱アンカーボルトの設置について、設計図書によるものとし、これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	10	5	0	2		請負者は、支柱アンカーボルトの設置について、設計図書によるものとし、これ以外による場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	2	0	0	0	1	第2章	舗装	6	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
6	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	2	2	0	0	3		別紙新旧対照表参照	6	2	2	0	0	3		別紙新旧対照表参照	*新規
6	2	3	0	0	1	第3節	舗装工	6	2	3	0	0	1	第3節	舗装工	
6	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	6	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	
6	2	3	1	3	1	3.	請負者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。	6	2	3	1	3	1	3.	請負者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	2	3	2	0	1	2 - 3 - 2	材 料	6	2	3	2	0	1	2 - 3 - 2	材 料	
6	2	3	2	3	1	3.	請負者は、設計図書により排水性舗装用混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	2	3	2	3	1	3.	請負者は、設計図書により排水性舗装用混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	橋面防水工	6	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	橋面防水工	
6	2	3	4	5	1	5.	請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に排水管所を発見したときは、監督職員に報告し、排水設備の設置などについて監督職員の指示に従わなければならない。	6	2	3	4	5	1	5.	請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に排水管所を発見したときは、工事監督員に報告し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して工事監督員の指示に従わなければならない。	*変更
6	2	3	6	0	1	2 - 3 - 6	半たわみ性舗装工	6	2	3	6	0	1	2 - 3 - 6	半たわみ性舗装工	
6	2	3	6	4	1	4.	請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第8章8-3-8 半たわみ性舗装工の規定、簡易舗装要綱において路盤の施工及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章 10-3-7 施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定、本編2-3-6 半たわみ性舗装工及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。	6	2	3	6	4	1	4.	請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第8章8-3-8 半たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧 第5章及び第6章 路盤の施工及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章 10-3-7 施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定、本編2-3-6 半たわみ性舗装工及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。	*変更
6	2	3	7	0	1	2 - 3 - 7	排水性舗装工	6	2	3	7	0	1	2 - 3 - 7	排水性舗装工	
6	2	3	7	5	1	5.	排水性舗装用混合物の配合には表2-3を標準とし、表2-4に示す目標値を満足するように決定する。	6	2	3	7	5	1	5.	排水性舗装用混合物の配合は表2-3を標準とし、表2-4に示す目標値を満足するように決定する。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考
旧・条文構成（平成12年度）							新・条文構成（平成17年度）							条文情報
6	2	3	7	5	2	なお、排水性混合物の配合設計は、ダレ試験、カンタプロ試験の併用により最適アスファルト量を設定後、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	6	2	3	7	5	2	なお、排水性混合物の配合設計は、 <b>透水性舗装技術指針（案）</b> による「 <b>排水性舗装技術指針（案）第4章4-3室内設計アスファルト量の設定に従い最適アスファルト量を設定後</b> 」マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について <b>工事監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略する</b> ことができる。	*変更
6	2	3	7	7	1	7. 施工方法については、以下の各規定によらなければならない。	6	2	3	7	7	1	7. 施工方法については、以下の各規定によらなければならない。	
6	2	3	7	7	2	(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置を監督職員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）	6	2	3	7	7	2	(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を <b>工事監督職員</b> に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、 <b>設計図書</b> に関して <b>工事監督職員</b> の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）	*変更
6	2	3	7	8	1	8. 一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を施工計画書に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	6	2	3	7	8	1	8. <b>請負者は、第1編1-1-5第1項の施工計画書の記載内容に加えて</b> 、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	*変更
6	2	3	8	0	1	2-3-8 ゲースアスファルト舗装工	6	2	3	8	0	1	2-3-8 ゲースアスファルト舗装工	
6	2	3	8	2	1	2. 請負者は、基盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。	6	2	3	8	2	1	2. 請負者は、基盤面に異常を発見したときは、 <b>設計図書</b> に関して <b>工事監督職員</b> と協議しなければならない。	*変更
6	2	3	8	6	2	(1) 請負者は、接着剤に歴性・ゴム系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。	6	2	3	8	6	2	(1) 請負者は、接着剤に <b>瀝青</b> ・ゴム系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。	*変更
6	2	3	8	6	3	(2) 接着剤の規格は表2-5を満足するものでなければならない。	6	2	3	8	6	3	(2) 接着剤の規格は表2-5、 <b>表2-6</b> を満足するものでなければならない。	*変更
6	2	3	8	6	8	(5) 請負者は、施工時に接着材をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	6	2	3	8	6	8	(5) 請負者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	*変更
6	2	3	8	8	4	(2) アスファルトの標準混合量の規格は表2-8に適合するものとする。	6	2	3	8	8	4	(2) <b>標準アスファルト量</b> の規格は表2-8に適合するものとする。	*変更
6	2	3	8	8	5	表2-8アスファルトの標準混合量	6	2	3	8	8	5	表2-8 <b>標準アスファルト量</b>	*変更
6	2	3	8	8	6	(3) 請負者は、ゲースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。	6	2	3	8	8	6	(3) 請負者は、ゲースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、 <b>設計図書</b> に関して <b>工事監督職員</b> の承諾を得なければならない。	*変更
6	2	3	8	9	3	表2-9ゲースアスファルトの基準値	6	2	3	8	9	3	表2-9 <b>アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値</b>	*変更
6	2	3	8	11	2	(1) ゲースアスファルトの標準加熱温度は表2-10を満足するものとする。	6	2	3	8	11	2	(1) <b>アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト</b> の標準加熱温度は表2-10を満足するものとする。	*変更
6	2	3	8	11	3	表2-10標準加熱温度	6	2	3	8	11	3	表2-10 <b>アスファルトプラントにおける標準加熱温度</b>	*変更
6	2	3	9	0	1	2-3-9 コンクリート舗装工	6	2	3	9	0	1	2-3-9 コンクリート舗装工	

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報				
6	2	3	9	3	1	3.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は監督職員の承諾を得なければならない。	6	2	3	9	3	1	3.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は <b>配合設計を行い、設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	2	3	11	0	1	2-3-11	ブロック舗装工	6	2	3	11	0	1	2-3-11	ブロック舗装工	
6	2	3	11	4	1	4.	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章アスファルト舗装の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章10-3-7施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定、本編 2-3-11ブロック舗装工の規定に <b>よらなければならぬ。</b>	6	2	3	11	4	1	4.	請負者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、 <b>施工便覧第8章8-3-18インターブロッキングブロック舗装の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章10-3-7施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定、本編2-3-11ブロック舗装工の規定に</b> よらなければならぬ。	*変更
6	2	4	0	0	1	第4節	路面排水工	6	2	4	0	0	1	第4節	路面排水工	
0	0	0	0	0	3			6	2	4	2	0	1	2-4-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加
0	0	0	0	0	3			6	2	4	2	0	3		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	*追加
6	2	4	2	0	1	2-4-2	側溝工	6	2	4	3	0	1	2-4-3	側溝工	*変更
6	2	4	3	0	1	2-4-3	管渠工	6	2	4	4	0	1	2-4-4	管渠工	*変更
6	2	4	3	1	1	1.	請負者は、管渠の設置については、2-4-2側溝工の規定によるものとする。	6	2	4	4	1	1	1.	請負者は、管渠の設置については、 <b>第6編2-4-2側溝工の規定によるものとする。</b>	*変更
6	2	4	3	2	1	2.	請負者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、2-4-2側溝工の規定によるものとする。	6	2	4	4	2	1	2.	請負者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、 <b>第6編2-4-2側溝工の規定によるものとする。</b>	*変更
6	2	4	4	0	1	2-4-4	街渠柵・マンホール工	6	2	4	5	0	1	2-4-5	街渠柵・マンホール工	*変更
6	2	4	4	2	1	2.	請負者は、街渠柵及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1:3の配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。	6	2	4	5	2	1	2.	請負者は、街渠柵及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1:3の <b>容積</b> 配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。	*変更
6	2	4	5	0	1	2-4-5	排水性舗装用路肩排水工	6	2	4	6	0	1	2-4-6	排水性舗装用路肩排水工	*変更
6	2	5	0	0	1	第5節	防護柵工	6	2	5	0	0	1	第5節	防護柵工	
6	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	6	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	
6	2	5	1	2	1	2.	請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、監督職員と協議しなければならない。	6	2	5	1	2	1	2.	請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
0	0	0	0	0	3			6	2	5	2	0	1	2-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	*追加
0	0	0	0	0	3			6	2	5	2	0	2		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	*追加
6	2	5	2	0	1	2-5-2	路側防護柵工	6	2	5	3	0	1	2-5-3	路側防護柵工	*変更
6	2	5	3	0	1	2-5-3	防止柵工	6	2	5	4	0	1	2-5-4	防止柵工	*変更
6	2	6	0	0	1	第6節	標識工	6	2	6	0	0	1	第6節	標識工	
6	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項	6	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項	
6	2	6	1	2	1	2.	請負者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは監督職員と協議しなければならない。	6	2	6	1	2	1	2.	請負者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、 <b>設計図書に関して、</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	2	6	5	0	1	2-6-5	大型標識工	6	2	6	5	0	1	2-6-5	大型標識工	
6	2	6	5	2	1	2.	請負者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。	6	2	6	5	2	1	2.		*削除
6	2	7	0	0	1	第7節	道路付属施設工	6	2	7	0	0	1	第7節	道路付属施設工	
6	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項	6	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項	
6	2	7	1	2	1	2.	請負者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは監督職員と協議しなければならない。	6	2	7	1	2	1	2.	請負者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	2	7	6	0	1	2-7-6	道路植栽工	6	2	7	6	0	1	2-7-6	道路植栽工	

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考	
旧・条文構成 (平成12年度)						新・条文構成 (平成17年度)						条文情報	
編章節条						編章節条						条文	備考
6	2	7	6	1	1	6	2	7	6	1	1	1. 請負者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。	*変更
6	2	7	6	4	1	6	2	7	6	4	1	4. 請負者は、客土、肥料、土壌改良材を、根の回りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	*変更
6	2	7	6	4	2	6	2	7	6	4	2	また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤および使用方法について監督職員の承諾を得るものとする。	*変更
6	2	7	6	6	2	6	2	7	6	6	2	(1) 請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。	*変更
6	2	7	6	12	1	6	2	7	6	12	1	12. 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工方法及び施工範囲を定め監督職員と協議しなければならない。	*変更
6	2	7	6	13	1	6	2	7	6	13	1	13. 植栽箇所の掘削土その他の諸材料は一般交通の障害とならないようすみやかに処理しなければならない。	*削除
6	2	7	10	0	1	6	2	7	10	0	1	2-7-10 ケーブル配管工	
6	2	7	10	0	2	6	2	7	10	0	2	ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第6編2-4-2 側溝工、2-4-3 街渠樹・マンホール工の規定によるものとする。	*変更
6	2	7	11	0	1	6	2	7	11	0	1	2-7-11 照明工	
6	2	7	11	2	1	6	2	7	11	2	1	2. 請負者は、アースオーガにより掘削を行う場合、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。	*変更
6	2	7	11	4	1	6	2	7	11	4	1	4. 請負者は、照明柱の建込みについては、付近の構造物、道路交通に特に支障にならないようつとめなければならない。	*削除
6	3	0	0	0	1	6	3	0	0	0	1	第3章 橋梁下部	
6	3	2	0	0	1	6	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
6	3	2	0	0	3	6	3	2	0	0	3	別紙新旧対照表参照	
6	3	3	0	0	1	6	3	3	0	0	1	第3節 工場製作工	
6	3	3	1	0	1	6	3	3	1	0	1	3-3-1 一般事項	
6	3	3	1	2	1	6	3	3	1	2	1	2. 請負者は、施工計画書に、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	*変更
6	3	3	1	3	1	6	3	3	1	3	1	3. 請負者は、JISB7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得るものとする。	*変更
6	3	3	1	8	1	6	3	3	1	8	1	8. 請負者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書・同解説 (鋼橋編) 15章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						備 考		
6	3	4	0	0	1	第4節 橋台工	6	3	4	0	0	1	第4節 橋台工	
6	3	4	8	0	1	3-4-8 躯体工	6	3	4	8	0	1	3-4-8 橋台躯体工	*変更
6	3	4	8	3	1	3. 請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	3	4	8	3	1	3. 請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	3	4	8	4	1	4. 請負者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支保便覧第5章支承の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	3	4	8	4	1	4. 請負者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支保便覧第5章支承の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	3	4	8	6	1	6. 請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	3	4	8	6	1	6. 請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合や <b>これ以外による場合は、設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	3	4	8	7	1	7. 請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその堅結方法等に十分注意して組立てなければならない。	6	3	4	8	7	0		*削除
6	3	4	8	7	2	また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。	6	3	4	8	7	0		*削除
6	3	4	8	8	1	8. 請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	6	3	4	8	7	1	7. 請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	*変更
6	3	4	8	9	1	9. 請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。	6	3	4	8	8	1	8. 請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。	*変更
6	3	4	8	10	1	10. 請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。	6	3	4	8	9	1	9. 請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。	*変更
6	3	4	8	11	1	11. 請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。	6	3	4	8	10	1	10. 請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。	*変更
6	3	5	0	0	1	第5節 RC橋脚工	6	3	5	0	0	1	第5節 RC橋脚工	
6	3	5	9	0	1	3-5-9 RC躯体工	6	3	5	9	0	1	3-5-9 橋脚躯体工	*変更
6	3	5	9	0	2	RC躯体工の施工については、第6編3-4-8躯体工の規定によるものとする。	6	3	5	9	0	2	RC躯体工の施工については、第6編3-4-8 <b>橋台</b> 躯体工の規定によるものとする。	*変更
6	3	6	0	0	1	第6節 鋼製橋脚工	6	3	6	0	0	1	第6節 鋼製橋脚工	
6	3	6	9	0	1	3-6-9 橋脚フーチング工	6	3	6	9	0	1	3-6-9 橋脚フーチング工	
6	3	6	9	6	1	6. 請負者は、フーチングの箱抜き施工については、道路橋支保便覧第5章支承の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	3	6	9	6	1	6. 請負者は、フーチングの箱抜き施工については、道路橋支保便覧第5章支承の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	3	6	9	7	1	7. 請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその堅結方法等に十分注意して組立てなければならない。	6	3	6	9	7	0		*削除
6	3	6	9	7	2	また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。	6	3	6	9	7	0		*削除
6	3	6	9	8	1	8. 請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。	6	3	6	9	7	1	7. 請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。	*変更
6	3	6	10	0	1	3-6-10 橋脚架設工	6	3	6	10	0	1	3-6-10 橋脚架設工	

編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	編	章	節	条	項	頁	備考
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報						
6	3	6	10	1	1	6	3	6	10	1	1	6	3	6	10	1	1	*変更
																		請負者は、橋脚架設工の施工については、第6編第4章第4節鋼橋架設工(クレーン架設)、道路橋示方書・同解説(鋼橋編)第15章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	3	6	10	5	1	6	3	6	10	5	0	6	3	6	10	5	0	*削除
																		請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその堅結方法等に十分注意して組立てなければならない。
6	3	6	10	5	2	6	3	6	10	5	0	6	3	6	10	5	0	*削除
																		また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。
6	3	6	10	6	1	6	3	6	10	5	1	6	3	6	10	5	1	*変更
																		請負者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものと
6	3	6	10	7	1	6	3	6	10	6	1	6	3	6	10	6	1	*変更
																		請負者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。
6	3	6	10	8	1	6	3	6	10	7	1	6	3	6	10	7	1	*変更
																		請負者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は設計図書によるものとする。
6	3	6	11	0	1	6	3	6	11	0	1	6	3	6	11	0	1	
																		3-6-11 現場継手工
6	3	6	11	2	1	6	3	6	11	2	1	6	3	6	11	2	1	*変更
																		請負者は、現場継手工の施工については、道路橋示方書・同解説(鋼橋編)15章施工、鋼道橋施工便覧 架設編第2章架設工事の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	3	7	0	0	1	6	3	7	0	0	1	6	3	7	0	0	1	
																		第7節 護岸工
6	3	7	8	0	1	6	3	7	8	0	1	6	3	7	8	0	1	*変更
																		3-7-8 石張り・石積み工
6	3	7	8	0	2	6	3	7	8	0	2	6	3	7	8	0	2	*変更
																		石張り・石積み工の施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。
6	4	0	0	0	1	6	4	0	0	0	1	6	4	0	0	0	1	
																		第4章 鋼橋上部
6	4	2	0	0	1	6	4	2	0	0	1	6	4	2	0	0	1	
																		第2節 適用すべき諸基準
6	4	2	0	0	3	6	4	2	0	0	3	6	4	2	0	0	3	
																		別紙新旧対照表参照
6	4	3	0	0	1	6	4	3	0	0	1	6	4	3	0	0	1	
																		第3節 工場製作工
6	4	3	1	0	1	6	4	3	1	0	1	6	4	3	1	0	1	
																		4-3-1 一般事項
6	4	3	1	2	1	6	4	3	1	2	1	6	4	3	1	2	1	*変更
																		2. 請負者は、製作に着手する前に、施工計画書に原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示した場合または監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
6	4	3	4	0	1	6	4	3	4	0	1	6	4	3	4	0	1	
																		4-3-4 検査路製作工
6	4	3	4	1	4	6	4	3	4	1	4	6	4	3	4	1	4	*変更
																		(3) 請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は監督職員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。
6	4	3	13	0	1	6	4	3	13	0	1	6	4	3	13	0	1	
																		4-3-13 仮設材製作工
6	4	3	13	0	2	6	4	3	13	0	2	6	4	3	13	0	2	*変更
																		請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、施工中の安全を確保できる構造と強度を有するものでなければならない。

編章節条項頁以					編章節条	条文	編章節条項頁以					編章節条	条文	備考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報		
6	4	4	0	0	1	第4節	鋼橋架設工	6	4	4	0	0	1	第4節	鋼橋架設工	
6	4	4	1	0	1	4-4-1	一般事項	6	4	4	1	0	1	4-4-1	一般事項	
6	4	4	1	3	1	3.	請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、安全を確認しておかなければならない。	6	4	4	1	3	1	3.	請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	*変更
6	4	4	1	4	1	4.	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確認しなければならない。	6	4	4	1	4	1	4.	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	*変更
6	4	4	1	5	1	5.	請負者は、鋼橋の架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。	6	4	4	1	5	1	5.		*削除
6	4	4	1	5	2	(1)	使用材料	6	4	4	1	5	2	(1)		*削除
6	4	4	1	5	3	(2)	使用機械	6	4	4	1	5	3	(2)		*削除
6	4	4	1	5	4	(3)	架設方法	6	4	4	1	5	4	(3)		*削除
6	4	4	1	5	5	(4)	労務計画	6	4	4	1	5	5	(4)		*削除
6	4	4	1	5	6	(5)	安全衛生計画	6	4	4	1	5	6	(5)		*削除
6	4	4	2	0	1	4-4-2	材料	6	4	4	2	0	1	4-4-2	材料	
6	4	4	2	1	1	1.	請負者は、仮設構造物の設計にあたっては、次の各項目について調査し安全を確認しなければならない。	6	4	4	2	1	1	1.	請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	*変更
6	4	4	2	1	2	(1)	考慮すべき荷重の調査	6	4	4	2	1	2	(1)	仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)	*変更
6	4	4	2	1	3	(2)	適用法規の調査	6	4	4	2	1	3	(2)	関係法令	*変更
6	4	4	2	1	4	(3)	部材の腐食、変形などの有無とその割合の調査	6	4	4	2	1	4	(3)	部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態等)	*変更
6	4	4	2	2	1	2.	仮設構造物の基礎は、支持、転倒、滑動に対して安定であるとともに、その変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整するものとする。	6	4	4	2	2	1	2.	請負者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	*変更
6	4	4	2	3	1	3.	請負者は、仮設構造物の基礎の変位(鉛直、水平、傾き)が上部構造、その他に重大な損傷を与えるおそれがある場合には、本体構造物の基礎と同等の設計を行わなければならない。	6	4	4	2	3	1	3.		*削除
6	4	4	2	4	1	4.	請負者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。	6	4	4	2	4	1	4.		*削除
6	4	4	2	4	2	(1)	著しい変形、腐食のある部材は、交換するか補修を行なうものとする。	6	4	4	2	4	2	(1)		*削除
6	4	4	2	4	3	(2)	変形は、部材長の1/1000以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の許容応力度は、道路橋示方書・同解説 鋼橋編第2章2.1一般及び2.2鋼材の許容応力度によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。	6	4	4	2	4	3	(2)		*削除
6	4	4	2	4	4	(3)	変形が部材長の1/1000を超えるものをやむを得ず使用する場合は、変形による付加曲げモーメントを考慮して耐荷力の照査を行なうものとする。	6	4	4	2	4	4	(3)		*削除
6	4	4	2	4	5	(4)	腐食した部材を使用する場合は、最も腐食欠損した箇所を測定し、欠損量を考慮して耐荷力の照査を行なうものとする。	6	4	4	2	4	5	(4)		*削除
6	4	4	3	0	1	4-4-3	地組工	6	4	4	3	0	1	4-4-3	地組工	
6	4	4	3	2	2	(1)	部材の組立てを、組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行なうものとする。	6	4	4	3	2	2	(1)		*削除
6	4	4	3	2	3	(2)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	6	4	4	3	2	3	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	*変更
6	4	4	3	2	4	(3)	部材の接触面は、組立てに先だって清掃するものとする。	6	4	4	3	2	4	(3)		*削除

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考				
旧・条文構成 (平成12年度)												新・条文構成 (平成17年度)												条 文 情 報
6	4	4	3	2	5	(4)	部材の組立に使用する仮締めボルトとドリフト ピンの合計はその箇所の連結ボルト数の1/3 程度を用いるのを標準とし、そのうち1/3以 上をドリフトピンとするものとする。	6	4	4	3	2	5	(4)		* 削除								
6	4	4	3	2	6		ただし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルト とドリフトピンを用いなければならない。	6	4	4	3	2	6			* 削除								
6	4	4	3	2	7	(5)	組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督 職員に報告し、取り替え、又は補修等の処置を 講じるものとする。	6	4	4	3	2	7	(2)	組立て中に損傷があった場合、すみやかに工事 監督員に報告し、取り替え、又は補修等の処置 を講じるものとする。	* 変更								
6	4	4	3	2	8	(6)	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合する かどうかを確認し、その結果を監督職員に提出 するものとする。	6	4	4	3	2	8	(3)	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合する かどうかを確認し、その結果を工事監督員に提 出するものとする。	* 変更								
6	4	4	4	0	1	4 - 4 - 4	架設工 (クレーン架設)	6	4	4	4	0	1	4 - 4 - 4	架設工 (クレーン架設)									
6	4	4	4	1	1	1.	請負者は、ベント設備・ベント基礎について は、架設前にベント設置位置の地耐力の安全性 を確認しておかなければならない。	6	4	4	4	1	1	1.	請負者は、ベント設備・ベント基礎について は、架設前にベント設置位置の地耐力を確認し ておかなければならない。	* 変更								
6	4	4	4	2	3	(2)	架設作業を行うにあたって、クレーン架設に必 要な架設地点の地耐力等安全性について検討す るものとする。	6	4	4	4	2	3	(2)		* 削除								
6	4	4	4	2	4	(3)	I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上 に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付 けする場合は、水平曲げ剛度が低いので、横倒 れ座屈の検討を行うものとする。	6	4	4	4	2	4	(2)	I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上 に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付 けする場合は、 <b>部材に悪影響を及ぼさないよう にしなければならない。</b>	* 変更								
6	4	4	4	2	5	(4)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋 軸方向の水平力を取り得る橋脚、もしくはベ ントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角 方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討す るものとする。	6	4	4	4	2	5	(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋 軸方向の水平力を取り得る橋脚、もしくはベ ントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角 方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討す るものとする。	* 変更								
6	4	4	4	2	6	(5)	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支 点反力・応力に耐える構造かどうかの断面 チェックを行い、必要に応じて事前に補強して おくものとする。	6	4	4	4	2	6	(4)	大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支 点反力・応力、 <b>断面チェック</b> を行い、 <b>必要に 応じて事前に補強しなければならない。</b>	* 変更								
6	4	4	4	2	7	(6)	架設クレーンの規格については橋体のブロック 質量・現場継手位置、現場のベント設置可能位 置、架設順序、輸送等を考慮して、決定するも のとする。	6	4	4	4	2	7			* 削除								
6	4	4	5	0	1	4 - 4 - 5	架設工 (ケーブルクレーン架設)	6	4	4	5	0	1	4 - 4 - 5	架設工 (ケーブルクレーン架設)									
6	4	4	5	1	1	1.	請負者は、ケーブルクレーン設備については下 記の規定によらなければならない。	6	4	4	5	1	1			* 削除								
6	4	4	5	1	2	(1)	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向 に据付ける特に、据付け誤差があると付加的に 曲げモーメントが生じるので正しい方向、位置 に設置するものとする。	6	4	4	5	1	2	1.	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向 に据付ける <b>ものとする。特に、</b> 据付け誤差があ ると付加的に曲げモーメントが生じるので、正 しい方向、位置に設置するものとする。	* 変更								
6	4	4	5	1	3		また、請負者は、落石のおそれのある箇所では 落石防止の対策を講じなければならない。	6	4	4	5	1	3			* 削除								
6	4	4	5	1	4	(2)	ワイヤロープの末端が、ソケットでなくクリッ プ止めの場合には、張力増加に伴ってワイヤ径 が小さくなるため、適時増締めを行うものとし る。また、クリップ数及び取付け方法は、鋼道 路橋施工便覧 架設編4.4.1ワイヤロープの規定 によるものとする。	6	4	4	5	1	4			* 削除								
6	4	4	5	2	1	2.	請負者は、アンカー設備・鉄塔基礎について、 鉄塔基礎地盤やアンカーで前面土圧を考慮して いる場合は、降雨による流水に対して安全対策 を施さなければならない。また、鉄塔基礎、ア ンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮し て計画時に十分検討するものとする。	6	4	4	5	2	1	2.	請負者は、 <b>鉄塔基礎、アンカー等は取りこわし の必要性の有無も考慮したものとする。</b>	* 変更								

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	備 考												
旧・条文構成（平成12年度）													新・条文構成（平成17年度）													条 文 情 報
6	4	4	5	3	1	3.	請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力の安全性を確認しておかなければならない。	6	4	4	5	3	1	3.	請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	* 変更										
6	4	4	5	4	1	4.	請負者は、桁架設について、ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。	6	4	4	5	4	1		* 削除											
6	4	4	6	0	1	4-4-6	架設工（ケーブルエレクション架設）	6	4	4	6	0	1	4-4-6	架設工（ケーブルエレクション架設）											
6	4	4	6	1	1	1.	請負者は、ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第6編4-4-5架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるなければならない。	6	4	4	6	1	1	1.	請負者は、ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第2編5-8-5架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるなければならない。	* 変更										
6	4	4	6	2	2	(1)	直吊工法	6	4	4	6	2	2	(1)	直吊工法											
6	4	4	6	2	3		主策のサグ変化を少なくするために、架設順序は鉄塔側から左右対称に行うものとする。	6	4	4	6	2	3		* 削除											
6	4	4	6	2	4		製作キャンパーよりあげこした状態で組立て、全体荷重がかかった状態で閉合可能なスペースをとれる状態にするものとする。	6	4	4	6	2	4		* 削除											
6	4	4	6	2	5		架設過程において下弦材、補剛桁などを組立てるときは、仮締めボルト、ドリフトピンの数を少なくし部材間の自由度を増す方法を検討するものとする。	6	4	4	6	2	5		請負者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	* 変更										
6	4	4	6	2	6		キャンパー変化による桁端の角度の変化を検討するものとする。	6	4	4	6	2	6		* 削除											
6	4	4	6	2	7	(2)	斜吊工法	6	4	4	6	2	7	(2)	斜吊工法											
6	4	4	6	2	8		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材応力と変形を検討し、安全を確認しなければならない。	6	4	4	6	2	8		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	* 変更										
6	4	4	6	2	9		請負者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。	6	4	4	6	2	9		請負者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。											
6	4	4	6	2	10		請負者は、上下フランジの温度差によるキャンパー及び曲り量を調査し、閉合方法を検討しなければならない。特に、落し込みスペースの確保、斜吊策の調整方法を検討するものとする。	6	4	4	6	2	10		* 削除											
6	4	4	6	2	11		請負者は、エンドポストを斜吊鉄塔に兼用する場合は、エンドポスト下端に一時的にヒンジを挿入して、アーチ完成後撤去しなければならない。	6	4	4	6	2	11		* 削除											
6	4	4	6	2	12	(3)	ケーブル式架設は風の影響を受けやすいため、架設時期は十分検討し決定しなければならない。やむを得ず台風時期に架設する場合には、請負者は、耐風対策等の対策を講じるものとする。	6	4	4	6	2	12	(3)	* 削除											
6	4	4	7	0	1	4-4-7	架設工（架設桁架設）	6	4	4	7	0	1	4-4-7	架設工（架設桁架設）											
6	4	4	7	1	1	1.	請負者は、架設桁設備については下記の規定によるなければならない。	6	4	4	7	1	1		* 削除											
6	4	4	7	1	2	(1)	架設桁は、継手などで軸心に変化があったり、不必要な孔が部材にあったりするので、現場で組立てられた状態で再度計算し、耐力を確認するものとする。	6	4	4	7	1	2		* 削除											
6	4	4	7	1	3	(2)	作業途中、橋体キャンパーなどの影響で予想外の荷重が作用することがあるので検討するものとする。	6	4	4	7	1	3		* 削除											
6	4	4	7	2	1	2.	請負者は、軌条設備については下記の規定によるなければならない。	6	4	4	7	2	1		* 削除											
6	4	4	7	2	2	(1)	軌条設備設置位置の地盤反力及びレールと枕木の支圧について検討し、安全を確認するものとする。	6	4	4	7	2	2		* 削除											

編 章 節 条 項 頁 以 下							編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下							編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下							備 考					
旧・条文構成(平成12年度)														新・条文構成(平成17年度)														条 文 情 報
6	4	4	7	2	3		(2)	軌条設置にあたり、レールの継手部に段差が生じないように据付るものとする。	6	4	4	7	2	3								* 削除						
6	4	4	7	3	1		3.	ベント設備・基礎については、第6編4-4-4架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。	6	4	4	7	3	1		1.	ベント設備・基礎については、第2編5-8-4架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。					* 変更						
6	4	4	7	4	1		4.	請負者は、横取り設備については、橋台、橋脚に設置する横取り梁を横断勾配を考慮し、水平に設置しなければならない。	6	4	4	7	4	1		2.	請負者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。					* 変更						
6	4	4	7	5	1		5.	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。	6	4	4	7	5	1		3.	請負者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。					* 変更						
6	4	4	7	5	2		(1)	手延機による方法	6	4	4	7	5	2		(1)	手延機による方法											
6	4	4	7	5	3			地組高さ、橋体キャンパー、手延機のたわみを考慮して手延機の取付け角度を決めるものとする	6	4	4	7	5	3									* 削除					
6	4	4	7	5	4			架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を検討するものとする。	6	4	4	7	5	4			架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。						* 変更					
6	4	4	7	5	5			桁架設がローラ方式の場合は、連結部とソールプレートにテーパプレートをあらかじめ取付けて、送出し作業を容易にするものとする。	6	4	4	7	5	5									* 削除					
6	4	4	7	5	6		(2)	移動ベントによる方法	6	4	4	7	5	6									* 削除					
6	4	4	7	5	7			移動ベントが転倒しないように鉛直荷重、水平荷重を考慮して台車の長さや幅を拡げるなど安全性を検討し、不等沈下のないようにするものとする。	6	4	4	7	5	7										* 削除				
6	4	4	7	5	8			また、作業時間に制限をうける場合は、事前に作業手順、作業時間及び人員配置などを検討するものとする。	6	4	4	7	5	8										* 削除				
6	4	4	7	5	9		(3)	台船による方法	6	4	4	7	5	9		(2)	台船による方法						* 変更					
6	4	4	7	5	10			橋体を台船に積み換える時に台船が沈む沈下量を考慮し、架台高さを計画するものとする。また、反対に台船から橋台または橋脚に移動する場合は、台船が浮上するためジャッキアップや注排水の準備をするものとする。潮位の影響に対しても同様に検討するものとする。	6	4	4	7	5	10			請負者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。							* 変更				
6	4	4	7	5	11			台船は、風、水流に影響されやすいため、送出し中には親綱と繰船ロープを配するものとする。また、後方の台車には水平方向、上下方向に移動可能なボギー方式なども設備するものとする。	6	4	4	7	5	11										* 削除				
6	4	4	7	5	12		(4)	横取り工法	6	4	4	7	5	12		(3)	横取り工法											
6	4	4	7	5	13			横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにするものとする。	6	4	4	7	5	13			横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにするものとする。											
6	4	4	7	5	14			横取り作業は、一般に水平か、多少上り勾配の方が作業性は良いが、下り勾配の場合は、おしみワイヤをとるものとする。	6	4	4	7	5	14			横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとるものとする。							* 変更				
6	4	4	7	5	15			横取り作業にはI桁の場合2桁以上組んだものを横取りするよう検討するものとする。また、曲線橋の場合は、転倒しないように特に注意するものとする。転倒のおそれのある場合は、中間に横取り用架台を設けるなど転倒防止策を設備して横取り作業を行なうものとする。	6	4	4	7	5	15										* 削除				
6	4	4	8	0	1		4 - 4 - 8	架設工(送出し架設)	6	4	4	8	0	1		4 - 4 - 8	架設工(送出し架設)											
6	4	4	8	1	1		1.	請負者は、送出し工法については架設中の構造系が設計上の構造系と異なり、また架設中の支持点が完成系と異なるので、設計時から架設中の応力、変形、局部応力等を検討し、また仮設構造物についても応力、変形などを検討しなければならない。	6	4	4	8	1	1		1.	請負者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。							* 変更				
6	4	4	8	1	2			また、送出し作業には、いかなる場合でもおしみワイヤをとるものとする。	6	4	4	8	1	2										* 削除				
6	4	4	9	0	1		4 - 4 - 9	架設工(トラベラークレーン架設)	6	4	4	9	0	1		4 - 4 - 9	架設工(トラベラークレーン架設)											

編章節条項頁		編章節条	条文	編章節条項頁		編章節条	条文	備考		
旧・条文構成(平成12年度)				新・条文構成(平成17年度)				条文情報		
6	4	4	9	1	1	1	1	請負者は、片持式工法の場合については、架設中の構造系が完成系と異なるので、架設中の部材の応力や変形について、安全性を検討しておくしなければならない。	1. 請負者は、片持式工法については、 <b>完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。</b>	*変更
6	4	4	9	2	1	6	4	請負者は、片持架設の各段階ごとの応力とたわみの算定と、閉合直前の温度差によるキャンパーと曲り量を調査して、あらかじめ調整装置を準備しておくなければならない。		*削除
6	4	4	9	3	1	6	4	請負者は、最小断面部(連続桁の変曲点部)の応力を検討し、トラス橋の場合は、トラベークレーンが上弦材を通る時の各段階での応力を検討して安全であることを確認しなければならない。		*削除
6	4	4	9	4	1	6	4	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力を算定し、その対策を講じなければならない。	2. 請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が <b>桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。</b>	*変更
6	4	4	9	5	1	6	4	請負者は、閉合のため、各支点到調整可能な装置を設置し、またセットバックして押した桁を引寄せることのできる設備を準備しなければならない。		*削除
6	4	4	9	6	1	6	4	請負者は、現場の事情で、トラベークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時の上弦材応力を検討しなければならない。	3. 請負者は、現場の事情で、トラベークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に <b>悪影響を及ぼさないようにしなければならない。</b>	*変更
6	4	4	9	7	1	6	4	請負者は、計画時のトラベークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベークレーンの自重に差を生じる場合があるので、施工前に検討しておくなければならない。	4. 請負者は、計画時のトラベークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベークレーンの自重に差がある <b>場合には、</b> 施工前に検討しておくなければならない。	*変更
6	4	4	10	0	1	6	4	4-4-10 現場継手	4-4-10 現場継手	
6	4	4	10	1	6	6	4	(3) 接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、監督職員と協議しなければならない。	(3) 接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	4	4	10	4	5	6	4	(3) トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%にして締付けるものとする。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。	(3) トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を <b>標準とする。</b>	*変更
6	4	4	10	5	1	6	4	請負者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4-1のとおりとする。	5. 請負者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4-1のとおりとする。	
6	4	4	10	5	2	6	4	なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行なうものとする。これ以外の場合、監督職員の承諾を得なければならない。	なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行なうものとする。	*変更
6	4	5	0	0	1	6	4	第5節 橋梁現場塗装工	第5節 橋梁現場塗装工	
6	4	5	3	0	1	6	4	4-5-3 現場塗装工	4-5-3 現場塗装工	
6	4	5	3	3	1	6	4	3. 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、処置を講じなければならない。	3. 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、 <b>工事監督員に報告し、必要な処置を講じなければならない。</b>	*変更
6	4	5	3	4	1	6	4	4. 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレスプレーを使用する場合は、監督職員と協議しなければならない。	4. 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレスプレーを使用する場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	4	5	3	8	2	6	4	塩分付着量の測定結果がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議するものとする。	塩分付着量の測定結果がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議するものとする。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考												
旧・条文構成 (平成12年度)													新・条文構成 (平成17年度)													備 考
旧・条文構成 (平成12年度)													新・条文構成 (平成17年度)													備 考
6	4	5	3	9	1	9	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	4	5	3	9	1	9	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督職員と協議しなければならない。	*変更										
6	4	5	3	13	6	(5)	請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。	6	4	5	3	13	6	(5)	請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。											
6	4	5	3	13	7		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	5	3	13	7		ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督職員の承諾を得なければならない。	*変更										
6	4	6	0	0	1	第6節	床版工	6	4	6	0	0	1	第6節	床版工											
6	4	6	2	0	1	4 - 6 - 2	床版工	6	4	6	2	0	1	4 - 6 - 2	床版工											
6	4	6	2	1	3	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について監督職員と協議するものとする。	6	4	6	2	1	3	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について工事監督職員と <b>設計図書に関して</b> 協議するものとする。	*変更										
6	4	6	2	1	4	(3)	型枠及び支保工は、たわみを考慮するとともに、型枠の表面は平滑とし、型枠相互及び型枠と主桁の間に隙間及びずれが生じないようにするものとする。	6	4	6	2	1	4	(3)		*削除										
6	4	6	2	1	5	(4)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮するものとする。	6	4	6	2	1	5	(3)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮するものとする。	*変更										
6	4	6	2	1	6	(5)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込中、その形状を保つようしなければならない。	6	4	6	2	1	6	(4)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ <b>設計図書に関して</b> 工事監督職員の承諾を得るものとする。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込中、その形状を保つようしなければならない。	*変更										
6	4	6	2	1	7	(6)	床版には、排水柵及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	6	4	6	2	1	7	(5)	床版には、排水柵及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	*変更										
6	4	6	2	1	8	(7)	コンクリートは、打設計画で定めた位置で打継ぎしなければならない。	6	4	6	2	1	8	(7)		*削除										
6	4	6	2	1	9	(8)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。	6	4	6	2	1	9	(6)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。	*変更										
6	4	6	2	1	13	(9)	連続桁の床版コンクリートの打込み順序は、桁、床版に有害な変形、内部応力が残らないように各径間中央部を先行し、支点部付はその後打込むものとする。	6	4	6	2	1	13	(9)		*削除										
6	4	6	2	1	14	(10)	単純桁の床版コンクリートは、連続して打込むものとする。やむを得ず打継目設ける必要がある場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	6	4	6	2	1	14	(10)		*削除										
6	4	6	2	1	15	(11)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	6	4	6	2	1	15	(7)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	*変更										
6	4	6	2	1	16	(12)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	6	4	6	2	1	16	(8)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	*変更										
6	4	6	2	1	17	(13)	コンクリート打込み中、絶えず床版厚さを確認し、また、鉄筋及び型枠の状況について監視するものとする。打ち込み後は、コンクリート表面が乾燥しないようにし、所定の期間、養生を行わなければならない。	6	4	6	2	1	17	(9)	コンクリート打込みにあたっては、 <b>型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編第5章5 - 3 - 8養生に基づき施工しなければならない。</b>	*変更										

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)								新・条文構成(平成17年度)								条文情報		
6	4	6	2	1	18		(14)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	6	4	6	2	1	18		(10)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	*変更
6	4	6	2	1	19		(15)	工事完了時には、鋼桁下フランジの上面や橋脚天端にコンクリート片、木片等の異物を残さないよう十分に清掃するものとする。また、足場及び支保工解体時に主桁に損傷を与えた場合は、ただちに監督職員にと協議するものとする。	6	4	6	2	1	19		(11)	工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編第1章1-1-34後片付け)を行わなければならない。	*変更
6	4	6	2	1	20		(16)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、カンバーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	6	4	6	2	1	20		(12)	請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、カンバーを測定し、その記録を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	*変更
6	4	9	0	0	1	第9節		歩道橋本体工	6	4	9	0	0	1	第9節		歩道橋本体工	
6	4	9	6	0	1	4-9-6		歩道橋架設工	6	4	9	6	0	1	4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工	*変更
6	4	9	6	1	1	1.		請負者は、横断歩道橋架設にあたっては、架設時の応力と変形を検討し安全を確認しなければならない。	6	4	9	6	1	1			請負者は、歩道橋の架設にあたって、現地架設条件を踏まえ、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、歩道橋本体に悪影響がないことを確認しておくなければならない。	*変更
6	5	0	0	0	1	第5章		コンクリート橋上部	6	5	0	0	0	1	第5章		コンクリート橋上部	
6	5	2	0	0	1	第2節		適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節		適用すべき諸基準	
6	5	2	0	0	3			別紙新旧対照表参照	6	5	2	0	0	3			別紙新旧対照表参照	*変更
6	5	3	0	0	1	第3節		工場製作工	6	5	3	0	0	1	第3節		工場製作工	
6	5	3	1	0	1	5-3-1		一般事項	6	5	3	1	0	1	5-3-1		一般事項	
6	5	3	1	2	1	2.		請負者は、工場製作工の施工については、原寸、工作、溶接に係わる事項を施工計画書にそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示した場合、または監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができるものとする。	6	5	3	1	2	1	2.		請負者は、工場製作工の施工については、原寸、工作、溶接、仮組立に係わる事項を第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、それぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、または設計図書について工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができるものとする。	*変更
6	5	3	1	3	1	3.		請負者は、JISB7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	6	5	3	1	3	1	3.		請負者は、JISB7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書について工事監督員の承諾を得るものとする。	変更
6	5	4	0	0	1	第4節		コンクリート主桁製作工	6	5	4	0	0	1	第4節		コンクリート主桁製作工	
6	5	4	1	0	1	5-4-1		一般事項	6	5	4	1	0	1	5-4-1		一般事項	
6	5	4	1	1	1	1.		本節は、コンクリート主桁製作工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT(I)桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、プレベーム桁製作工、PCホーラスラブ製作工、RC場所打ホーラスラブ製作工、PC版桁製作工、PC箱桁製作工、PC片持箱桁製作工、PC押し箱桁製作工その他これらに類する工種について定め	6	5	4	1	1	1	1.		本節は、コンクリート主桁製作工としてプレテンション桁購入工、ポストテンション桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、プレベーム桁製作工、PCホーラスラブ製作工、RC場所打ホーラスラブ製作工、PC版桁製作工、PC箱桁製作工、PC片持箱桁製作工、PC押し箱桁製作工その他これらに類する工種について定めるものとする。	*変更
6	5	4	1	2	1	2.		請負者は、コンクリート橋の施工については、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。	6	5	4	1	2	1	2.		請負者は、コンクリート橋の製作工については、第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。	*変更
6	5	4	1	2	3	(2)		施工方法(鉄筋工、PC工、コンクリート工等)	6	5	4	1	2	3	(2)		施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	*変更
6	5	4	1	2	4	(3)		主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	6	5	4	1	2	4	(3)		主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	*変更
6	5	4	1	2	5	(4)		型枠	6	5	4	1	2	5				*変更
6	5	4	1	2	6	(5)		労務計画(職種、人員、作業期間、資格等)	6	5	4	1	2	6				*削除
6	5	4	1	2	7	(6)		安全衛生計画(公害防止策を含む)	6	5	4	1	2	7				*削除
6	5	4	1	2	8	(7)		試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査、維持方法等)	6	5	4	1	2	8	(4)		試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	*削除

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下	編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						備 考				
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						備 考				
6	5	4	3	0	1	5-4-3	ポストテンションT(Ⅰ)桁製作工	6	5	4	3	0	1	5-4-3	ポストテンション桁製作工	*変更
6	5	4	3	3	1	3.	請負者はP C 緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。	6	5	4	3	3	1	3.	請負者はP C 緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。	
6	5	4	3	3	7	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。	6	5	4	3	3	7	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、 <b>第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて</b> 、工事監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。	*変更
6	5	4	3	3	12	(9)	プレストレッシング終了後のP C 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	5	4	3	3	12	(9)	プレストレッシング終了後のP C 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	5	4	3	4	1	4.	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	6	5	4	3	4	1	4.	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	
6	5	4	3	4	2	(1)	請負者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	6	5	4	3	4	2	(1)	請負者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	
6	5	4	3	4	3		グラウトに用いるセメントはJIS R5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督職員の承諾を得るものとする。	6	5	4	3	4	3		グラウトに用いるセメントはJIS R5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得るものとする。	*変更
6	5	4	3	4	7		グラウトは膨張率が10%以下の配合とするものとする。	6	5	4	3	4	7		グラウトは膨張率が <b>0.5%</b> 以下の配合とするものとする。	*変更
6	5	4	3	4	8		グラウトのブリーディング率は、3%以下とするものとする。	6	5	4	3	4	8		グラウトのブリーディング率は、 <b>0.0%</b> 以下とするものとする。	*変更
6	5	4	3	4	19	(6)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。	6	5	4	3	4	19	(6)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工について、事前に <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得るものとする。	*変更
6	5	4	3	6	3	(2)	桁高が1.5m以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、請負者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。	6	5	4	3	6	3			*削除
6	5	4	4	0	1	5-4-4	プレキャストブロック購入工	6	5	4	4	0	1	5-4-4	プレキャストセグメント購入工	*変更
6	5	4	4	0	2		プレキャストブロック購入については、第6編5-4-2プレテンション桁購入工の規定によるものとする。購入工出来形については、組み立て工以外の規定はポストテンションT(Ⅰ)桁製作工の規定による。	6	5	4	4	0	2		プレキャストブロック購入については、第6編5-4-2プレテンション桁購入工の規定によるものとする。購入工出来形については、組み立て工以外の規定はポストテンション <b>桁製作工</b> の規定による。	*変更
6	5	4	5	0	1	5-4-5	プレキャストブロック桁組立工	6	5	4	5	0	1	5-4-5	プレキャストセグメント主桁組立工	*変更
6	5	4	5	2	3		これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSCE-H101-1999プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(土木学会コンクリート標準示方書・規準編)による。	6	5	4	5	2	3		これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSCE-H101- <b>2001</b> プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(土木学会コンクリート標準示方書・規準編)による。	*変更
6	5	4	5	3	1	3.	P C ケーブル及びP C 緊張の施工については、第6編5-4-3ポストテンションT(Ⅰ)桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	5	3	1	3.	P C ケーブル及びP C 緊張の施工については、第6編5-4-3ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	5	4	3	(2)	グラウトについては、第6編5-4-3ポストテンションT(Ⅰ)桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	5	4	3	(2)	グラウトについては、第6編5-4-3ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	6	0	1	5-4-6	プレビーム桁製作工	6	5	4	6	0	1	5-4-6	プレビーム桁製作工	
6	5	4	6	1	5	(3)	プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、監督職員にプレフレクション管理計画書を提出するものとする。	6	5	4	6	1	5	(3)	プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施し、 <b>第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書に加えて</b> 、工事監督員にプレフレクション管理計画書を提出するものとする。	*変更
6	5	4	7	0	1	5-4-7	P C ホローアラブ製作工	6	5	4	7	0	1	5-4-7	P C ホローアラブ製作工	

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 文	備 考		
旧・条文構成（平成12年度）							新・条文構成（平成17年度）							条文情報		
6	5	4	7	3	1	3 .	コンクリートの施工については、第6編5-4-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	7	3	1	3 .	コンクリートの施工については、第6編5-4-3ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	7	4	1	4 .	P Cケーブル・P C緊張の施工については、第6編5-4-3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	7	4	1	4 .	P Cケーブル・P C緊張の施工については、第6編5-4-3 ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	7	6	1	6 .	グラウトの施工については、第6編5-4-3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	7	6	1	6 .	グラウトの施工については、第6編5-4-3 ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	9	0	1	5 - 4 - 9	P C版桁製作工	6	5	4	9	0	1	5 - 4 - 9	P C版 <b>桁製作工</b>	
6	5	4	9	2	1	2 .	コンクリート・P Cケーブル・P C緊張の施工については、第6編5-4-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	9	2	1	2 .	コンクリート・P Cケーブル・P C緊張の施工については、第6編5-4-3ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	9	4	1	4 .	横締めケーブル・横締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第6編5-4-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	9	4	1	4 .	横締めケーブル・横締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第6編5-4-3 <b>ポストテンション桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	10	0	1	5 - 4 - 10	P C箱桁製作工	6	5	4	10	0	1	5 - 4 - 10	P C箱 <b>桁製作工</b>	
6	5	4	10	2	1	2 .	コンクリート・P Cケーブル・P C緊張の施工については、第6編5-4-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	10	2	1	2 .	コンクリート・P Cケーブル・P C緊張の施工については、第6編5-4-3ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	10	4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第6編5-4-3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	10	4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第6編5-4-3 ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	11	0	1	5 - 4 - 11	P C片持箱桁製作工	6	5	4	11	0	1	5 - 4 - 11	P C片持箱 <b>桁製作工</b>	
6	5	4	11	1	1	1 .	コンクリート・P C鋼材・P C緊張の施工については、第6編5-4-3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	11	1	1	1 .	コンクリート・P C鋼材・P C緊張の施工については、第6編5-4-3 ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	11	4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第6編5-4-3 ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	11	4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第6編5-4-3 ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	12	0	1	5 - 4 - 12	P C押し箱桁製作工	6	5	4	12	0	1	5 - 4 - 12	P C押し箱 <b>桁製作工</b>	
6	5	4	12	1	1	1 .	コンクリート・P C鋼材・P C緊張の施工については、第6編5-4-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	12	1	1	1 .	コンクリート・P C鋼材・P C緊張の施工については、第6編5-4-3 ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	12	4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第6編5-4-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。	6	5	4	12	4	1	4 .	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第6編5-4-3ポストテンション <b>桁製作工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	5	4	12	5	1	5 .	請負者は、完成時に不要となる仮設鋼材は、安全に緊張力が解放できる施工方法としなければならない。	6	5	4	12	5	1	5 .		*削除
6	5	4	12	6	1	6 .	請負者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。	6	5	4	12	6	1	5 .	請負者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。	*変更
6	5	4	12	6	3	(2)	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	5	4	12	6	3	(2)	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとする。 <b>主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</b>	*変更
6	5	5	0	0	1	第5節	コンクリート橋架設工	6	5	5	0	0	1	第5節	コンクリート橋架設工	
6	5	5	1	0	1	5 - 5 - 1	一般事項	6	5	5	1	0	1	5 - 5 - 1	一般事項	
6	5	5	1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確認しなければならない。	6	5	5	1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、 <b>工事目的物の品質・性能に係る安全性</b> が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	*変更

編章節条項頁以	編章節条	条文	編章節条項頁以	編章節条	条文	備考
旧・条文構成 (平成12年度)			新・条文構成 (平成17年度)			条文情報
6 5 5 1 4 1	4.	請負者は、コンクリート橋の架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。	6 5 5 1 4 1	4.		* 削除
6 5 5 1 4 2	(1)	使用材料	6 5 5 1 4 2			* 削除
6 5 5 1 4 3	(2)	使用機械	6 5 5 1 4 3			* 削除
6 5 5 1 4 4	(3)	架設方法	6 5 5 1 4 4			* 削除
6 5 5 1 4 5	(4)	労務計画	6 5 5 1 4 5			* 削除
6 5 5 1 4 6	(5)	安全衛生計画	6 5 5 1 4 6			* 削除
6 5 5 1 4 7		なお、設計図書に示した場合または監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	6 5 5 1 4 7			* 削除
6 5 5 3 0 1	5-5-3	架設工(架設桁架設)	6 5 5 3 0 1	5-5-3	架設工(架設桁架設)	
6 5 5 3 1 1	1.	請負者は、既架設桁を使用して、架設しようとする桁を運搬する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。	6 5 5 3 1 1			* 削除
6 5 5 3 2 1	2.	請負者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。	6 5 5 3 2 1			* 削除
6 5 5 3 3 1	3.	桁架設については、第6編5-5-2架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。	6 5 5 3 3 1	1.	桁架設については、第6編5-5-2架設工(クレーン架設)の規定によるものとする。	* 変更
6 5 5 5 0 1	5-5-5	架設支保工(移動)	6 5 5 5 0 1	5-5-5	架設支保工(移動)	
6 5 5 5 2 1	2.	請負者は、架設支保移動据付については、特に作業手順を遵守し、桁のプレストレス導入を確認した後に移動を行わなければならない。	6 5 5 5 2 1			* 削除
6 5 5 6 0 1	5-5-6	架設工(片持架設)	6 5 5 6 0 1	5-5-6	架設工(片持架設)	
6 5 5 6 1 1	1.	請負者は、柱頭部の仮固定が必要な場合は、撤去時のことを考慮して施工しなければならない。	6 5 5 6 1 1			* 削除
6 5 5 6 2 1	2.	作業車の移動については、第6編5-5-5 架設支保工(移動)の規定によるものとする。	6 5 5 6 2 1	1.	作業車の移動については、第6編5-5-5 架設支保工(移動)の規定によるものとする。	* 変更
6 5 5 6 3 1	3.	請負者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	6 5 5 6 3 1	2.	請負者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	* 変更
6 5 5 6 4 1	4.	支保工基礎の施工については、第1編5-4-2支保の規定によるものとする。	6 5 5 6 4 1	3.	支保工基礎の施工については、第1編5-4-2支保の規定によるものとする。	* 変更
6 5 5 7 0 1	5-5-7	架設工(押し架設)	6 5 5 7 0 1	5-5-7	架設工(押し架設)	
6 5 5 7 1 1	1.	請負者は、架設計画書に基づいた押し装置及び滑り装置を用いなければならない。	6 5 5 7 1 1			* 削除
6 5 5 7 2 1	2.	請負者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを確認しなければならない。	6 5 5 7 2 1	1.	請負者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを確認しなければならない。	* 変更
6 5 5 7 3 1	3.	請負者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	6 5 5 7 3 1	2.	請負者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	* 変更
6 5 5 7 4 1	4.	請負者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	6 5 5 7 4 1	3.	請負者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	* 変更
6 5 6 0 0 1	第6節	床版・横組工	6 5 6 0 0 1	第6節	床版・横組工	
6 5 6 2 0 1	5-6-2	床版・横組工	6 5 6 2 0 1	5-6-2	床版・横組工	
6 5 6 2 0 2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第6編5-4-3ポストテンションT(I)桁製作工の規定によるものとする。	6 5 6 2 0 2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第6編5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	* 変更
6 6 0 0 0 1	第6章	トンネル(NATM)	6 6 0 0 0 1	第6章	トンネル(NATM)	
6 6 1 0 0 1	第1節	適用	6 6 1 0 0 1	第1節	適用	
6 6 1 0 8 1	8.	請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、ただちに監督職員に報告するとともに必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、ただちに監督職員に報告するものとする。	6 6 1 0 8 1	8.	請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、 <b>工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、すみやかに工事監督員に報告するものとする。</b>	* 変更

編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁	編 章 節 条 項 頁	編 章 節 条 項 頁					備 考				
旧・条文構成(平成12年度)					新・条文構成(平成17年度)					条文情報						
6	6	1	0	9	1	9	請負者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。また、計測については、設計図書に従い、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	6	6	1	0	9	1	9	請負者は、 <b>設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。</b> なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	*変更
6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	6	2	0	0	5		別紙新旧対照表参照	6	6	2	0	0	5		別紙新旧対照表参照	*変更
6	6	3	0	0	1	第3節	トンネル掘削工	6	6	3	0	0	1	第3節	トンネル掘削工	
6	6	3	2	0	1	6-3-2	掘削工	6	6	3	2	0	1	6-3-2	掘削工	
6	6	3	2	5	1	5	請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限り。)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り監督職員の承諾を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。	6	6	3	2	5	1	5	請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限り。)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。	*変更
6	6	3	2	7	1	7	請負者は、タイヤ方式により運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時、軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トロ等の逸走防止等設備を設けるものとする。	6	6	3	2	7	1			*削除
6	6	3	2	8	1	8	請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	6	6	3	2	8	1	7	請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、 <b>工事監督員</b> の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、 <b>工事監督員</b> に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、 <b>工事監督員</b> の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	*変更
6	6	4	0	0	1	第4節	支保工	6	6	4	0	0	1	第4節	支保工	
6	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項	6	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項	
6	6	4	1	3	1	3	請負者は、施工中、支保工に異常が生じた場合はただちに補強を行い、安全の確保と事故防止につとめるとともに、ただちに監督職員に報告しなければならない。	6	6	4	1	3	1	3	請負者は、 <b>施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</b> 請負者は、 <b>すみやかに</b> 工事監督員に報告しなければならない。	*変更
6	6	4	1	4	1	4	請負者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	6	4	1	4	1	4	請負者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	6	4	2	0	1	6-4-2	材料	6	6	4	2	0	1	6-4-2	材料	
6	6	4	2	4	2		なお、湧水の状態・地山条件等により、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。	6	6	4	2	4	2			*削除
6	6	4	3	0	1	6-4-3	吹付工	6	6	4	3	0	1	6-4-3	吹付工	
6	6	4	3	1	1	1	請負者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。なお、湧水等により、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。	6	6	4	3	1	1	1	請負者は、吹付コンクリートの施工については、 <b>湿式方式としなければならない。</b>	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 項 頁 以 下	編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考			
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報				
6	6	4	3	5	1	5.	請負者は、吹付けコンクリートの施工について、粉じん低減措置を講じるとともに、作業員に保護具を着用させなければならない。	6	6	4	3	5	1		*削除	
6	6	4	3	6	1	6.	請負者は、地山からの湧水のため吹付けコンクリートの施工が困難な場合には、監督職員と協議しなければならない。	6	6	4	3	6	1		*削除	
6	6	4	3	7	1	7.	請負者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。	6	6	4	3	7	1	5.	請負者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。	*変更
6	6	4	4	0	1	6-4-4	ロックボルト工	6	6	4	4	0	1	6-4-4	ロックボルト工	
6	6	4	4	2	1	2.	請負者は、設計図書に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について監督職員と協議するものとする。	6	6	4	4	2	1	2.	請負者は、設計図書に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について工事監督員と設計図書に関して協議するものとする。	*変更
6	6	4	4	4	1	4.	請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・穿孔の状態等からこれによりがたい場合は、定着方式・定着材について監督職員と協議するものとする。	6	6	4	4	4	1	4.	請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・穿孔の状態等からこれによりがたい場合は、定着方式・定着材について工事監督員と設計図書に関して協議するものとする。	*変更
6	6	5	0	0	1	第5節	覆工	6	6	5	0	0	1	第5節	覆工	
6	6	5	3	0	1	6-5-3	覆工コンクリート工	6	6	5	3	0	1	6-5-3	覆工コンクリート工	
6	6	5	3	4	1	4.	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面形状に応じて十分安全かつ、他の作業に差し支えないように設計し、製作しなければならない。	6	6	5	3	4	1		*削除	
6	6	5	3	5	1	5.	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	6	6	5	3	5	1	4.	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	*変更
6	6	5	3	6	1	6.	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	6	6	5	3	6	1	5.	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	*変更
6	6	5	3	7	1	7.	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	6	6	5	3	7	1	6.	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	*変更
6	6	5	3	8	1	8.	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	6	6	5	3	8	1	7.	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	*変更
6	6	5	3	9	1	9.	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測(A)の結果に基づき、監督職員と協議しなければならない。	6	6	5	3	9	1	8.	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測(A)の結果に基づき、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	6	6	0	0	1	第6節	インバート工	6	6	6	0	0	1	第6節	インバート工	
6	6	6	3	0	1	6-6-3	インバート掘削工	6	6	6	3	0	1	6-6-3	インバート掘削工	
6	6	6	3	2	1	2.	請負者は、インバート掘削の施工時期について監督職員と協議しなければならない。	6	6	6	3	2	1	2.	請負者は、インバート掘削の施工時期について工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
6	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工	6	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工	
6	6	7	3	0	1	6-7-3	箱抜工	6	6	7	3	0	1	6-7-3	箱抜工	
6	6	7	3	0	2		請負者は、箱抜工の施工に際して、設計図書によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	6	7	3	0	2		請負者は、箱抜工の施工に際して、設計図書によりがたい場合は、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
6	6	7	5	0	1	6-7-5	地下排水工	6	6	7	5	0	1	6-7-5	地下排水工	
6	6	7	5	0	2		請負者は、地下排水工における横断排水の施工については、設計図書によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	6	7	5	0	2		請負者は、地下排水工における横断排水の施工については、設計図書によりがたい場合は、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
6	6	8	0	0	1	第8節	坑門工	6	6	8	0	0	1	第8節	坑門工	

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報		
6	6	8	2	0	1	6-8-2	坑口付工	6	6	8	2	0	1	6-8-2	坑口付工	
6	6	8	2	1	1	1.	請負者は、坑口付工の施工にあたって、設計図書に定めのない場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	6	8	2	1	1			*削除
6	6	8	2	2	1	2.	請負者は、坑口周辺工事における地山の移動沈下等に対応できる体制を整えておかなければならない。	6	6	8	2	2	1	1.	請負者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編第1章1-1-3設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。	*変更
6	6	8	5	0	1	6-8-5	明り巻工	6	6	8	5	0	1	6-8-5	明り巻工	
6	6	8	5	0	2		請負者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に監督職員と協議しなければならない。	6	6	8	5	0	2		請負者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に設計図書に関して工事監督職員と協議しなければならない。	*変更
6	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工	6	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工	
6	6	9	2	0	1	6-9-2	材料	6	6	9	2	0	1	6-9-2	材料	
6	6	9	2	0	2		請負者は、掘削補助工法に使用する材料について、関連法規に適合する材料とし、施工計画書を作成し、監督職員と協議しなければならない。	6	6	9	2	0	2		請負者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。なお、協議の結果については、第1編第1章1-1-5第3項に基づく施工計画書を作成し提出しなければならない。	*変更
6	6	9	3	0	1	6-9-3	掘削補助工A	6	6	9	3	0	1	6-9-3	掘削補助工A	
6	6	9	3	0	2		請負者は、掘削補助工Aの施工については、設計図書に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インパート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。	6	6	9	3	0	2		請負者は、掘削補助工Aの施工については、設計図書に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インパート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、工事監督員に示されていない場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、工事監督員と設計図書に関して協議し、必要最小限としなければならない。	*変更
6	6	9	4	0	1	6-9-4	掘削補助工B	6	6	9	4	0	1	6-9-4	掘削補助工B	
6	6	9	4	1	1	1.	請負者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きポーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディーブウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書を作成し監督職員と協議しなければならない。	6	6	9	4	1	1	1.	請負者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きポーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディーブウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して工事監督員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、第1編第1章1-1-5第3項による施工計画を工事監督員に提出しなければならない。	*変更
6	6	9	4	2	1	2.	請負者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、すみやかに中止し、監督職員と協議しなければならない。	6	6	9	4	2	1	2.	請負者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、すみやかに中止し、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
6	7	0	0	0	1	第7章	トンネル(矢板)	6	7	0	0	0	1	第7章	トンネル(矢板)	
6	7	1	0	0	1	第1節	適用	6	7	1	0	0	1	第1節	適用	

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条 文	備 考		
旧・条文構成（平成12年度）						新・条文構成（平成17年度）						備 考		
6	7	1	0	9	1	9 . 請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、ただちに監督職員に報告するとともに必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、ただちに監督職員に報告するものと適用すべき諸基準	6	7	1	0	9	1	9 . 請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、 <b>工事を中止し</b> 、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、 <b>すみやかに</b> 工事監督員に報告するものとする。	*変更
6	7	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	6	7	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
6	7	2	0	0	5	別紙新旧対照表参照	6	7	2	0	0	5	別紙新旧対照表参照	*変更
6	7	3	0	0	1	第3節 トンネル掘削工	6	7	3	0	0	1	第3節 トンネル掘削工	
6	7	3	2	0	1	7 - 3 - 2 掘削工	6	7	3	2	0	1	7 - 3 - 2 掘削工	
6	7	3	2	5	1	5 . 請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、地山の部分的な突出（原則として覆工の設計巻厚の1/3以内）は岩質が堅硬で、かつ、将来とも覆工の強度等に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、監督職員の承諾を得て設計巻厚線内に入れることができるものとする	6	7	3	2	5	1	5 . 請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、地山の部分的な突出（原則として覆工の設計巻厚の1/3以内）は岩質が堅硬で、かつ、将来とも覆工の強度等に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得て設計巻厚線内に入れることができるものとする	*変更
6	7	3	2	7	1	7 . 請負者は、タイヤ方式により運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時、軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トコ等の逸走防止等設備を設けるものとする	6	7	3	2	7	1		*削除
6	7	3	2	8	1	8 . 請負者は、設計図書における岩区分（支保ターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。	6	7	3	2	8	1	7 . 請負者は、設計図書における岩区分（支保ターン含む）の境界を確認し、工事監督員の確認を受けなければならない。	*変更
6	7	4	0	0	1	第4節 支保工	6	7	4	0	0	1	第4節 支保工	
6	7	4	1	0	1	7 - 4 - 1 一般事項	6	7	4	1	0	1	7 - 4 - 1 一般事項	
6	7	4	1	2	1	2 . 請負者は、施工中、支保工に異常が生じた場合はただちに補強を行い、安全の確保と事故防止につとめるとともに、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	6	7	4	1	2	1	2 . 請負者は、施工中、 <b>自然条件の変化等により</b> 、支保工に異常が生じた場合は、 <b>工事を中止し</b> 、必要に応じ <b>災害防止のための措置をとらなければならない</b> 。請負者は、すみやかに工事監督員に報告しなければならない。	*変更
6	7	4	3	0	1	7 - 4 - 3 鋼製支保工	6	7	4	3	0	1	7 - 4 - 3 鋼製支保工	
6	7	4	3	2	1	2 . 請負者は、鋼製支保工の施工にあたり底版支保面が軟弱で沈下のおそれがある場合は、沈下防止を図るための方法を監督職員と協議しなければならない。	6	7	4	3	2	1	2 . 請負者は、鋼製支保工の施工にあたり底版支保面が軟弱で沈下のおそれがある場合は、沈下防止を図るための方法を <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	7	5	0	0	1	第5節 覆工	6	7	5	0	0	1	第5節 覆工	
6	7	5	3	0	1	7 - 5 - 3 覆工コンクリート工	6	7	5	3	0	1	7 - 5 - 3 覆工コンクリート工	
6	7	5	3	5	1	5 . 請負者は、覆工コンクリート打設の施工にあたり、鋼製支保工以外の支保工材料を除去することが危険であり、やむを得ず設計巻厚線内に入れる場合は、監督職員の承諾を得るものとする	6	7	5	3	5	1	5 . 請負者は、覆工コンクリート打設の施工にあたり、鋼製支保工以外の支保工材料を除去することが危険であり、やむを得ず設計巻厚線内に入れる場合は、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得るものとする。	*変更
6	7	5	5	0	1	7 - 5 - 5 裏込注入工	6	7	5	5	0	1	7 - 5 - 5 裏込注入工	
6	7	5	5	1	1	1 . 請負者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については監督職員の承諾を得るものとする。	6	7	5	5	1	1	1 . 請負者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得るものとする。	*変更
6	8	0	0	0	1	第8章 コンクリートシェッド	6	8	0	0	0	1	第8章 コンクリートシェッド	
6	8	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	6	8	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
6	8	2	0	0	3	別紙新旧対照表参照	6	8	2	0	0	3	別紙新旧対照表参照	*変更
6	8	3	0	0	1	第3節 プレキャストシェッド下部工	6	8	3	0	0	1	第3節 プレキャストシェッド下部工	
6	8	3	6	0	1	8 - 3 - 6 受台工	6	8	3	6	0	1	8 - 3 - 6 受台工	

編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁	編 章 節 条 項 頁					備 考		
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報		
条文						条文								
6	8	3	6	3	1	3.	6	8	3	6	3	1	3.	*変更
6	8	3	6	4	1	4.	6	8	3	6	4	1		*削除
6	8	3	6	4	2		6	8	3	6	4	2		*削除
6	8	3	6	5	1	5.	6	8	3	6	5	1	4.	*変更
6	8	3	6	6	1	6.	6	8	3	6	6	1	5.	*変更
6	8	3	6	7	1	7.	6	8	3	6	7	1	6.	*変更
6	8	3	6	8	1	8.	6	8	3	6	8	1	7.	*変更
6	8	6	0	0	1	第6節	6	8	6	0	0	1	第6節	
6	8	6	2	0	1	8-6-2	6	8	6	2	0	1	8-6-2	
6	8	6	2	0	2		6	8	6	2	0	2		*変更
6	9	0	0	0	1	第9章	6	9	0	0	0	1	第9章	
6	9	2	0	0		第2節	6	9	2	0	0	1	第2節	
6	9	2	0	0	3		6	9	2	0	0	3		*変更
6	9	3	0	0	1	第3節	6	9	3	0	0	1	第3節	
6	9	3	1	0	1	9-3-1	6	9	3	1	0	1	9-3-1	
6	9	3	1	2	1	2.	6	9	3	1	2	1	2.	*変更
6	9	3	1	3	1	3.	6	9	3	1	3	1	3.	*変更
6	9	4	0	0	1	第4節	6	9	4	0	0	1	第4節	
6	9	4	6	0	1	9-4-6	6	9	4	6	0	1	9-4-6	
6	9	4	6	4	1	4.	6	9	4	6	4	1	4.	*変更
6	9	4	6	5	1	5.	6	9	4	6	5	1	5.	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成（平成12年度）							新・条文構成（平成17年度）							条 文 情 報		
6	9	4	6	6	1	6	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	9	4	6	6	1	6	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	9	4	6	8	1	8	請負者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。	6	9	4	6	8	1			*削除
6	9	4	6	8	2		また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。	6	9	4	6	8	2			*削除
6	9	4	6	9	1	9	請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	6	9	4	6	9	1	8	請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	*変更
6	9	4	6	10	1	10	請負者は、止水板の施工については、設計図書によらなければならない。	6	9	4	6	10	1	9	請負者は、止水板の施工については、設計図書によらなければならない。	*変更
6	9	4	6	11	1	11	請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。	6	9	4	6	11	1	10	請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。	*変更
6	9	4	6	12	1	12	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	6	9	4	6	12	1	11	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	*変更
6	9	4	6	13	1	13	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	6	9	4	6	13	1	12	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	*変更
6	9	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド上部工	6	9	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド上部工	
6	9	5	3	0	1	9-5-3	架設工	6	9	5	3	0	1	9-5-3	架設工	
6	9	5	3	2	1	2	請負者は、架設にあたって、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、安全を確かめておかななければならない。	6	9	5	3	2	1			*削除
6	9	5	3	3	1	3	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確かめなければならない。	6	9	5	3	3	1			*削除
6	9	5	3	4	1	4	請負者は、鋼製シェッドの架設にあたって、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。	6	9	5	3	4	1			*削除
6	9	5	3	4	2	(1)	使用材料	6	9	5	3	4	2			*削除
6	9	5	3	4	3	(2)	使用機械	6	9	5	3	4	3			*削除
6	9	5	3	4	4	(3)	架設方法	6	9	5	3	4	4			*削除
6	9	5	3	4	5	(4)	労務計画	6	9	5	3	4	5			*削除
6	9	5	3	4	6	(5)	安全衛生計画	6	9	5	3	4	6			*削除
6	9	5	3	5	1	5	請負者は、仮設構造物の設計施工にあたっては、第6編4-4-2材料の規定によるものとする。	6	9	5	3	5	1	2	請負者は、仮設構造物の設計施工にあたっては、第6編4-4-2材料の規定によるものとする。	*変更
6	9	5	3	6	1	6	請負者は、地組工の施工にあたっては、第6編4-4-3地組工の規定によるものとする。	6	9	5	3	6	1	3	請負者は、地組工の施工にあたっては、第6編4-4-3地組工の規定によるものとする。	*変更
6	9	5	3	7	1	7	請負者は、鋼製シェッドの架設については、第6編8-4-3架設工の規定によるものとする。	6	9	5	3	7	1	4	請負者は、鋼製シェッドの架設については、第6編8-4-3架設工の規定によるものとする。	*変更
6	9	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工	6	9	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工	
6	9	6	4	0	1	9-6-4	耐震連結装置工	6	9	6	4	0	1	9-6-4	落橋防止装置工	
								6	10	0	0	0	1	第10章	地下横断歩道	*新規
								6	11	0	0	0	1	第11章	地下駐車場	*新規
6	10	0	0	0	1	第12章	共同溝	6	12	0	0	0	1	第12章	共同溝	
6	10	4	0	0	1	第4節	開削土工	6	12	4	0	0	1	第4節	開削土工	
6	10	4	1	0	1	12-4-1	一般事項	6	12	4	1	0	1	12-4-1	一般事項	

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	条 文	備 考	
旧・条文構成(平成12年度)								新・条文構成(平成17年度)								条文情報	
0	0	0	0	0	0				6	12	4	1	2	1	2.	請負者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	*追加
6	10	4	1	2	1	2.	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って布掘を行わなければならない。なお、埋設物が確認されたときは埋設物を露出させなければならない。		6	12	4	1	3	1	3.	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認しなければならない。なお、埋設物が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	*変更
6	10	4	2	0	1	12-4-2	掘削工		6	12	4	2	0	1	12-4-2	掘削工	
6	10	4	2	1	1	1.	請負者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。		6	12	4	2	1	1			*削除
6	10	4	2	2	1	2.	請負者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は監督職員と協議するものとする。		6	12	4	2	2	1			*削除
6	10	4	2	3	1	3.	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等については、設計図書に定められていない場合は監督職員に協議しなければならない。		6	12	4	2	3	1	1.	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等については、設計図書に定められていない場合は設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	10	4	2	4	1	4.	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は監督職員と協議するものとする。		6	12	4	2	4	1	2.	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、工事監督員と協議するものとする。	*変更
6	10	5	0	0	1	第5節	現場打ち構築工		6	12	5	0	0	1	第5節	現場打ち構築工	
6	10	5	2	0	1	12-5-2	現場打ち躯体工		6	12	5	2	0	1	12-5-2	現場打ち躯体工	
6	10	5	2	2	1	2.	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、施工方法を監督職員に提出しなければならない。		6	12	5	2	2	1	2.	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に明記しなければならない。また、これを変更する場合には、施工計画書に記載して、工事監督員に提出しなければならない。	*変更
6	10	5	5	0	1	12-5-5	カラー継手工		6	12	5	5	0	1	12-5-5	カラー継手工	
6	10	5	5	0	2		請負者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督職員と協議しなければならない。		6	12	5	5	0	2		請負者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	10	6	0	0	1	第6節	プレキャスト構築工		6	12	6	0	0	1	第6節	プレキャスト構築工	
6	10	6	3	0	1	12-6-3	縦締工		6	12	6	3	0	1	12-6-3	縦締工	
6	10	6	3	0	2		縦締工の施工については、第6編 5-4-3 ポストテンションT(I)桁製作工の5項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定によるものとする。		6	12	6	3	0	2		縦締工の施工については、第6編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の3項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定によるものとする。	*変更
6	10	6	4	0	1	12-6-4	横締工		6	12	6	4	0	1	12-6-4	横締工	
6	10	6	4	0	2		現場で行う横締工の施工については、第6編 5-4-3 ポストテンションT(I)桁製作工の5項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定によるものとする。		6	12	6	4	0	2		現場で行う横締工の施工については、第6編 5-4-3 ポストテンション桁製作工の3項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定によるものとする。	*変更
6	10	6	5	0	1	12-6-5	可とう継手工		6	12	6	5	0	1	12-6-5	可とう継手工	
6	10	6	5	0	2		請負者は、可とう継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督職員と協議しなければならない。		6	12	6	5	0	2		請負者は、可とう継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	10	7	0	0	1	第7節	付属設備工		6	12	7	0	0	1	第7節	付属設備工	
6	10	7	2	0	1	12-7-2	設備工		6	12	7	2	0	1	12-7-2	設備工	
6	10	7	2	0	2		請負者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督職員と協議しなければならない。		6	12	7	2	0	2		請負者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	11	0	0	0	1	第13章	電線共同溝		6	13	0	0	0	1	第13章	電線共同溝	
6	11	3	0	0	1	第3節	電線共同溝工		6	13	3	0	0	1	第3節	電線共同溝工	
6	11	3	1	0	1	13-3-1	一般事項		6	13	3	1	0	1	13-3-1	一般事項	

編 章 節 条 項 頁					編 章 節 条 項 頁	編 章 節 条 項 頁	編 章 節 条 項 頁					備 考				
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報				
6	11	3	1	2	1	2.	請負者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	13	3	1	2	1	2.	請負者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、 <b>設計図書</b> に関して、工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	12	0	0	0	1	第14章	道路維持	6	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
6	12	1	0	0	1	第1節	適用	6	14	1	0	0	1	第1節	適用	
6	12	1	0	4	1	4.	請負者は、工事区内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告し、監督職員の指示によらなければならない。	6	14	1	0	4	1	4.	請負者は、工事区内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、 <b>第1編総則1-1-46の規定に基づき処置しなければならない。</b>	*変更
6	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	12	2	0	0	5		別紙新旧対照表参照	6	14	2	0	0	5		<b>別紙新旧対照表参照</b>	*削除
6	12	4	0	0	1	第4節	舗装維持工	6	14	4	0	0	1	第4節	舗装維持工	
6	12	4	3	0	1	14-4-3	コンクリート舗装補修工	6	14	4	3	0	1	14-4-3	コンクリート舗装補修工	
6	12	4	3	8	2		なお、請負者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	6	14	4	3	8	2		なお、請負者は、使用する計測装置について、施工前に、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	12	4	3	9	2		なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。	6	14	4	3	9	2		なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	12	4	3	11	1	11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に監督職員と工法を協議しなければならない。	6	14	4	3	11	1	11.	請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、 <b>施工前に設計図書</b> に関して <b>工事監督員と協議しなければならない。</b>	*変更
6	12	4	4	0	1	14-4-4	アスファルト舗装補修工	6	14	4	4	0	1	14-4-4	アスファルト舗装補修工	
6	12	4	4	1	1	1.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し監督職員の承諾を得なければならない。	6	14	4	4	1	1	1.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	12	4	4	4	1	4.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、その処置方法について <b>施工前に監督職員と協議しなければならない。</b>	6	14	4	4	4	1	4.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、 <b>設計図書</b> に関して <b>施工前に工事監督員と協議しなければならない。</b>	*変更
6	12	4	4	8	1	8.	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、監督職員と協議することとする。	6	14	4	4	8	1	8.	請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>工事監督員と協議することとする。</b>	*変更
6	12	4	4	10	1	10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に監督職員と協議しなければならない。	6	14	4	4	10	1	10.	請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、 <b>施工前に設計図書</b> に関して <b>工事監督員と協議しなければならない。</b>	*変更
6	12	4	4	13	1	13.	請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、監督職員と協議しなければならない。	6	14	4	4	13	1	13.	請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、 <b>設計図書</b> に関して <b>工事監督員と協議しなければならない。</b>	*変更
6	12	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	14	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	
6	12	6	5	0	1	14-6-5	漏水補修工	6	14	6	5	0	1	14-6-5	漏水補修工	
6	12	6	5	1	1	1.	請負者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に監督職員と協議しなければならない。	6	14	6	5	1	1	1.	請負者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、 <b>施工前に設計図書</b> に関して <b>工事監督員と協議しなければならない。</b>	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							備 考		
6	12	8	0	0	1	第8節	植栽維持工	6	14	8	0	0	1	第8節	植栽維持工	
6	12	8	3	0	1	14-8-3	樹木・芝生管理工	6	14	8	3	0	1	14-8-3	樹木・芝生管理工	
6	12	8	3	18	1	18.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は監督職員と協議しなければならない。	6	14	8	3	18	1	18.	請負者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、 <b>設計図書に関して工事監督員と協議</b> しなければならない。	*変更
6	12	11	0	0	1	第11節	応急処理工	6	14	11	0	0	1	第11節	応急処理工	
6	12	11	1	0	1	14-11-1	一般事項	6	14	11	1	0	1	14-11-1	一般事項	
6	12	11	1	3	1	3.	応急処理工の施工による発生材の処理は、第6編13-12-2殻等運搬処理工の規定によるものとする	6	14	11	1	3	1	3.	応急処理工の施工による発生材の処理は、第6編 <b>14-12-2殻等運搬処理工</b> の規定によるものとする	*変更
6	13	0	0	0	1	第15章	雪 寒	6	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒	
6	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
0	0	0	0	0	0		別紙新旧対照表参照	6	15	2	0	0	0		<b>別紙新旧対照表参照</b>	*新規
6	13	3	0	0	1	第3節	除雪工	6	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	
6	13	3	1	0	1	15-3-1	一般事項	6	15	3	1	0	1	15-3-1	一般事項	
6	13	3	1	2	1	2.	除雪工においては、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容を、下記のとおりとする。	6	15	3	1	2	1	2.	除雪工においては、第1編1-1-5施工計画書第1項に規定する <b>施工計画書の記載内容に加えて</b> 、以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編1-1-5施工計画書第1項において規定している計画工程表については、 <b>記載しなくてよいものとする。</b>	*変更
6	13	3	1	2	2	(1)	工事概要	6	15	3	1	2	2			*削除
6	13	3	1	2	3	(2)	現場組織表(作業要員の構成及び作業命令系統含む)	6	15	3	1	2	3			*削除
6	13	3	1	2	4	(3)	情報連絡体制(氏名、職名及び連絡方法)	6	15	3	1	2	4	(1)	情報連絡体制(氏名、職名及び連絡方法)	*変更
6	13	3	1	2	5	(4)	安全管理	6	15	3	1	2	5			*削除
6	13	3	1	2	6	(5)	機械配置計画	6	15	3	1	2	6	(2)	機械配置計画	*変更
6	13	3	1	2	7	(6)	主要資材	6	15	3	1	2	7			*削除
6	13	3	1	2	8	(7)	施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等含む)	6	15	3	1	2	8			*削除
6	13	3	1	2	9	(8)	施工管理計画	6	15	3	1	2	9			*削除
6	13	3	1	2	10	(9)	緊急時の体制及び対応	6	15	3	1	2	10			*削除
6	13	3	1	2	11	(10)	交通管理	6	15	3	1	2	11			*削除
6	13	3	1	2	12	(11)	環境対策	6	15	3	1	2	12			*削除
6	13	3	1	2	13	(12)	現場作業環境の整備	6	15	3	1	2	13			*削除
6	13	3	1	2	14	(13)	その他	6	15	3	1	2	14			*削除
6	13	3	1	3	1	3.	請負者は、除雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に監督職員と協議しなければならない。	6	15	3	1	3	1	3.	請負者は、除雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に <b>設計図書に関して工事監督員と協議</b> しなければならない。	*変更
6	13	3	4	0	1	15-3-4	運搬除雪工	6	15	3	4	0	1	15-3-4	運搬除雪工	
6	13	3	4	2	1	2.	請負者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、監督職員と協議しなければならない。	6	15	3	4	2	1	2.	請負者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、 <b>設計図書に関して工事監督員と協議</b> しなければならない。	*変更
6	13	3	6	0	1	15-3-6	歩道除雪工	6	15	3	6	0	1	15-3-6	歩道除雪工	
6	13	3	6	2	1	2.	請負者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針(案)の規定によるなければならない。	6	15	3	6	2	1	2.	請負者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針(案)を <b>参考とするものとする。</b>	*変更
6	13	3	7	0	1	15-3-7	安全処理工	6	15	3	7	0	1	15-3-7	安全処理工	
6	13	3	7	1	1	1.	雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示によるものとする。	6	15	3	7	1	1	1.	雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、工事監督員の指示によるものとする。 <b>また、実施時期、施工方法については、第1編第1章1-1-5施工計画書の規定に則して記載し、工事監督員に提出</b> しなければならない。	*変更

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							備 考		
6	14	0	0	0	1	第16章	道路修繕	6	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
6	14	1	0	0	1	第1節	適用	6	16	1	0	0	1	第1節	適用	
6	14	1	0	5	1	5.	請負者は、工事期間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、すみやかに監督職員にその処置について報告しなければならない。	6	16	1	0	5	1	5.	請負者は、工事期間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、 <b>第1編総則1-1-46の規定に基づき処置しなければならない。</b>	*変更
6	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
0	0	0	0	0	0		別紙新旧対照表参照	6	16	2	0	0		別紙新旧対照表参照	*新規	
6	14	3	0	0	1	第3節	工場製作工	6	16	3	0	0	1	第3節	工場製作工	
6	14	3	1	0	1	16-3-1	一般事項	6	16	3	1	0	1	16-3-1	一般事項	
6	14	3	1	2	1	2.	請負者は、製作に着手する前に、施工計画書に原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示した場合または監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略できるものとする。	6	16	3	1	2	1	2.	請負者は、製作に着手する前に、 <b>第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて</b> 、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示 <b>されている</b> 場合または <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	*変更
6	14	3	5	0	1	16-3-5	R C橋脚巻立て鋼板製作工	6	16	3	5	0	1	16-3-5	R C橋脚巻立て鋼板製作工	
6	14	3	5	2	1	2.	鋼板製作	6	16	3	5	2	1	2.	鋼板製作	
6	14	3	5	2	2	(1)	請負者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、監督職員の承諾を受けなければならない。	6	16	3	5	2	2	(1)	請負者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を受けなければならない。	*変更
6	14	3	5	2	3	(2)	鋼板の加工は、工場で行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	3	5	2	3	(2)	鋼板の加工は、 <b>工場で行うものとする。</b>	*変更
6	14	3	5	2	6	(5)	請負者は、先付けの鋼板には裏あて材を点溶接し、吊り金具を取り付けなければならない。	6	16	3	5	2	6			*削除
6	14	3	5	3	1	3.	型鋼製作	6	16	3	5	3	1	3.	型鋼製作	
6	14	3	5	3	2	(1)	請負者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し監督職員の承諾を受けなければならない。	6	16	3	5	3	2	(1)	請負者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を受けなければならない。	*変更
6	14	3	5	3	3	(2)	型鋼の加工は、工場で行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	3	5	3	3	(2)	型鋼の加工は、 <b>工場で行うものとする。</b>	*変更
6	14	4	0	0	1	第4節	舗装修繕工	6	16	4	0	0	1	第4節	舗装修繕工	
6	14	4	3	0	1	16-4-3	路面切削工	6	16	4	3	0	1	16-4-3	路面切削工	
6	14	4	3	0	2		請負者は、路面切削前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。	6	16	4	3	0	2		請負者は、路面切削前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	14	4	4	0	1	16-4-4	舗装打換え工	6	16	4	4	0	1	16-4-4	舗装打換え工	
6	14	4	4	1	1	1.	既設舗装の撤去	6	16	4	4	1	1	1.	既設舗装の撤去	
6	14	4	4	1	2	(1)	請負者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	4	1	2	(1)	請負者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。	*変更
6	14	4	4	1	3	(2)	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、その処置方法についてすみやかに監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	4	1	3	(2)	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層のより下層に不良部分が発見された場合には、 <b>ただちに工事監督員に報告し</b> 、すみやかに工事監督員と <b>設計図書に関して</b> 協議しなければならない。	*変更
6	14	4	4	2	1	2.	舗設	6	16	4	4	2	1	2.	舗設	

編 章 節 条 項 頁 以					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							条文情報		
6	14	4	4	2	3	(1)	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	4	2	3	(1)	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。	*変更
6	14	4	4	2	4	(2)	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	4	2	4	(2)	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	*変更
6	14	4	5	0	1	16-4-5	切削オーバーレイ工	6	16	4	5	0	1	16-4-5	切削オーバーレイ工	
6	14	4	5	1	1	1.	路面切削工については、第6編14-4-4の規定によるものとする。	6	16	4	5	1	1	1.	路面切削工については、第6編14-4-4アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。	*変更
6	14	4	5	2	3	(2)	請負者は、施工面に異常を発見した時は、その処置方法について速やかに監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	5	2	3	(2)	請負者は、施工面に異常を発見した時は、 <b>ただちに工事監督員に報告し</b> 、速やかに工事監督員と <b>設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更
6	14	4	6	0	1	16-4-6	オーバーレイ工	6	16	4	6	0	1	16-4-6	オーバーレイ工	
6	14	4	6	1	2	(1)	請負者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し監督職員の承諾を得なければならない。	6	16	4	6	1	2	(1)	請負者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、 <b>設計図書</b> に関して <b>工事監督員</b> の承諾を得なければならない。	*変更
6	14	4	6	1	5	(3)	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	6	1	5	(3)	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。	*変更
6	14	4	6	1	6	(4)	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法についてすみやかに監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	6	1	6	(4)	請負者は、施工面に異常を発見したときは、 <b>ただちに工事監督員に報告し</b> 、すみやかに <b>工事監督員と設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更
6	14	4	6	2	2	(1)	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	6	2	2	(1)	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によるものとする。	*変更
6	14	4	6	2	3	(2)	舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	6	2	3	(2)	舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	*変更
6	14	4	7	0	1	16-4-7	路上再生路盤工	6	16	4	7	0	1	16-4-7	路上再生路盤工	
6	14	4	7	1	1	1.	施工面の整備	6	16	4	7	1	1	1.	施工面の整備	
6	14	4	7	1	3	(2)	既設アスファルト混合物の切削除去または予備破碎などの処置は設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	7	1	3	(2)	既設アスファルト混合物の切削除去または予備破碎などの処置は設計図書によるものとする。	*変更
6	14	4	7	1	4	(3)	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法についてすみやかに監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	7	1	4	(3)	請負者は、施工面に異常を発見したときは、 <b>ただちに工事監督員に報告し</b> 、すみやかに <b>工事監督員と設計図書</b> に関して協議しなければならない。	*変更
6	14	4	7	2	1	2.	添加材料の使用量	6	16	4	7	2	1	2.	添加材料の使用量	
6	14	4	7	2	2	(1)	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	7	2	2	(1)	セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によるものとする。	*変更
6	14	4	7	2	3	(2)	請負者は、施工に先立って舗装試験法便覧(3-8-1)または同便覧(3-8-2)に示す試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする	6	16	4	7	2	3	(2)	請負者は、施工に先立って舗装試験法便覧(3-8-1)または同便覧(3-8-2)に示す試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について <b>工事監督員</b> の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に <b>使用するセメント量</b> について <b>工事監督員</b> が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする	*変更
6	14	4	7	3	1	3.	最大乾燥密度	6	16	4	7	3	1	3.	最大乾燥密度	

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下	編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	備 考
旧・条文構成 (平成12年度)						新・条文構成 (平成17年度)						条文情報		
6	14	4	7	3	2	請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の資料を用い、路上再生路盤工法技術方針(案)の表-7の〔注〕に示す方法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	6	16	4	7	3	2	請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、路上再生路盤工法技術方針(案)の表-7の〔注〕に示す方法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	14	4	7	5	1	5. 材料の準備及び破碎混合	6	16	4	7	5	1	5. 材料の準備及び破碎混合	
6	14	4	7	5	4	(2) 請負者は、施工中に異常を発見した場合には、その処置方法についてすみやかに監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	7	5	4	(2) 請負者は、施工中に異常を発見した場合には、 <b>ただちに工事監督員に報告し、すみやかに工事監督員と設計図書に関して協議</b> しなければならない。	*変更
6	14	4	8	0	1	16-4-8	6	16	4	8	0	1	16-4-8	
6	14	4	8	1	1	1. 施工面の整備	6	16	4	8	1	1	1. 施工面の整備	
6	14	4	8	1	2	(1) 請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。	6	16	4	8	1	2	(1) 請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	14	4	8	1	5	(3) 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	8	1	5	(3) 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。	*変更
6	14	4	8	1	6	(4) 請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法についてすみやかに監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	8	1	6	(4) 請負者は、施工面に異常を発見したときは、 <b>ただちに工事監督員に報告し、すみやかに工事監督員と設計図書に関して</b> 協議しなければならない。	*変更
6	14	4	8	2	1	2. 室内配合	6	16	4	8	2	1	2. 室内配合	
6	14	4	8	2	2	(1) 請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第1編3-6-2アスファルト舗装の材料、表3-12マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	6	16	4	8	2	2	(1) 請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第1編3-6-2アスファルト舗装の材料、表3-12マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に工事監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	*変更
6	14	4	8	2	3	(2) 請負者は、リベープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第1編3-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	6	16	4	8	2	3	(2) 請負者は、リベープ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第1編3-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得なければならない。	*変更
6	14	4	8	3	1	3. 現場配合	6	16	4	8	3	1	3. 現場配合	
6	14	4	8	3	2	請負者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料、表3-12マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、監督職員の承諾を得最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	6	16	4	8	3	2	請負者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料、表3-12マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員の承諾を得最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料の該当する項により	*変更
6	14	4	8	4	1	4. 基準密度	6	16	4	8	4	1	4. 基準密度	

編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	編 章 節 条 項 頁 以 下					編 章 節 条	条 文	備 考		
旧・条文構成（平成12年度）							新・条文構成（平成17年度）							条 文 情 報		
6	14	4	8	4	2		請負者は、路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に監督職員の承諾を得なければならない	6	16	4	8	4	2		請負者は、路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に <b>基準密度について</b> 工事監督員の承諾を得なければならない	*変更
6	14	4	8	8	1	8	交通解放温度	6	16	4	8	8	1	8	交通解放温度	
6	14	4	8	8	2		請負者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50 以下になってから交通解放を行わなければならない。	6	16	4	8	8	2		交通解放時の舗装表面温度は、工事監督員の指示による場合を除き50 以下としなければならない。	*変更
6	14	4	9	0	1	16-4-9	プレキャストRC舗装版工	6	16	4	9	0	1	16-4-9	プレキャストRC舗装版工	
6	14	4	9	1	1	1	請負者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	9	1	1	1	請負者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。	*変更
6	14	4	9	2	1	2	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層のより下層に不良部分が発見された場合には、その処置方法についてすみやかに監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	9	2	1	2	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層のより下層に不良部分が発見された場合には、 <b>ただちに工事監督員に報告し、すみやかに</b> 工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
6	14	4	10	0	1	16-4-10	歩道舗装修繕工	6	16	4	10	0	1	16-4-10	歩道舗装修繕工	
6	14	4	10	2	1	2	請負者は、施工面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。	6	16	4	10	2	1	2	請負者は、施工面に異常を発見したときは、 <b>設計図書に関して</b> 工事監督員と協議しなければならない。	*変更
6	14	5	0	0	1	第5節	道路構造物修繕工	6	16	5	0	0	1	第5節	道路構造物修繕工	
0	14	0	0	0	3			6	16	5	2	0	1	16-5-2	作業土工（床堀り・埋戻し）	*追加
0	14	0	0	0	3			6	16	5	2	0	2		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	*追加
6	14	5	2	0	1	16-5-2	排水構造物修繕工	6	16	5	3	0	1	16-5-3	排水構造物修繕工	
6	14	5	2	1	1	1	排水構造物修繕工のうち、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の施工については、第6編1-7-2側溝工の規定によるものとする。	6	16	5	3	1	1	1	排水構造物修繕工のうち、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の施工については、第6編1-8-3側溝工の規定によるものとする。	*変更
6	14	5	2	2	1	2	排水構造物修繕工のうち、管（函）渠型側溝の施工については、第6編1-7-3管渠工の規定によるものとする。	6	16	5	3	2	1	2	排水構造物修繕工のうち、管（函）渠型側溝の施工については、第6編1-8-4管渠工の規定によるものとする。	*変更
6	14	5	2	3	1	3	排水構造物修繕工のうち、集水桝、人孔、蓋の施工については、第6編1-7-4集水桝・マンホール工の規定によるものとする。	6	16	5	3	3	1	3	排水構造物修繕工のうち、集水桝、人孔、蓋の施工については、第6編1-8-5集水桝・マンホール工の規定によるものとする。	*変更
6	14	5	2	4	1	4	排水構造物修繕工のうち、地下排水の施工については、第6編1-7-5地下排水工の規定によるものとする。	6	16	5	3	4	1	4	排水構造物修繕工のうち、地下排水の施工については、第6編1-8-6地下排水工の規定によるものとする。	*変更
6	14	5	2	5	1	5	排水構造物修繕工のうち、現場打水路、側溝蓋、柵渠の施工については、第6編1-7-7現場打水路工の規定によるものとする。	6	16	5	3	5	1	5	排水構造物修繕工のうち、現場打水路、側溝蓋、柵渠の施工については、第6編1-8-7現場打（組立）水路工の規定によるものとする。	*変更
6	14	5	3	0	1	16-5-3	防護柵修繕工	6	16	5	4	0	1	16-5-4	防護柵修繕工	
6	14	5	4	0	1	16-5-4	標識修繕工	6	16	5	5	0	1	16-5-5	標識修繕工	
6	14	5	5	0	1	16-5-5	道路付属施設修繕工	6	16	5	6	0	1	16-5-6	道路付属施設修繕工	
6	14	5	6	0	1	16-5-6	作業土工（床堀り・埋戻し）	6	16	5	6	8	2			*削除
6	14	5	6	0	2		作業土工の施工については、第1編 3-3-3作業土工の規定によるものとする。	6	16	5	6	8	3			*削除
6	14	5	8	3	1	3	石・ブロック積（張）修繕工のうち、石積（張）基礎、石積み、石張り天端コンクリートの施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定によるものとする。	6	16	5	8	3	1	3	石・ブロック積（張）修繕工のうち、石積（張）基礎、石積み、石張り天端コンクリートの施工については、第1編3-5-5 <b>石張・石積工</b> の規定によるものとする。	*変更
6	14	5	9	0	1	16-5-9	法面修繕工	6	16	5	9	0	1	16-5-9	法面修繕工	

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	備 考	
旧・条文構成 (平成12年度)						新・条文構成 (平成17年度)						条文情報			
6	14	5	9	5	1	5 .	5 .	6	16	5	9	5	1	5 .	*変更
						法面修繕工のうち、じゃかご、ふとんかごの施工については、第6編1-4-6P C法砕工の規定によるものとする。							法面修繕工のうち、じゃかご、ふとんかごの施工については、第6編1-4-6 <b>かご工</b> の規定によるものとする。		
6	14	5	9	6	1	6 .	6 .	6	16	5	9	6	1	6 .	*変更
						法面修繕工のうち、ロックネット、繊維網の施工については、第6編1-8-4落石防止網工の規定によるものとする。							法面修繕工のうち、ロックネット、繊維網の施工については、第6編1- <b>9</b> -4落石防止網工の規定によるものとする。		
6	14	5	9	7	1	7 .	7 .	6	16	5	9	7	1	7 .	*変更
						法面修繕工のうち、落石防護柵の施工については、第6編1-8-5落石防護柵工の規定によるものとする。							法面修繕工のうち、落石防護柵の施工については、第6編1- <b>9</b> -5落石防護柵工の規定によるものとする。		
6	14	5	9	8	1	8 .	8 .	6	16	5	9	8	1	8 .	*変更
						法面修繕工のうち、防雪柵の施工については、第6編1-8-6防雪柵工の規定によるものとする。							法面修繕工のうち、防雪柵の施工については、第6編1- <b>9</b> -6防雪柵工の規定によるものとする。		
6	14	5	9	9	1	9 .	9 .	6	16	5	9	9	1	9 .	*変更
						法面修繕工のうち、雪崩予防柵基礎、雪崩予防柵、雪崩予防柵アンカーの施工については、第6編1-8-7雪崩予防柵工の規定によるものとする							法面修繕工のうち、雪崩予防柵基礎、雪崩予防柵、雪崩予防柵アンカーの施工については、第6編1- <b>9</b> -7雪崩予防柵工の規定によるものとする		
6	14	6	0	0	1	第6節	第6節	6	16	6	0	0	1	第6節	
						橋梁修繕工							橋梁修繕工		
6	14	6	0	0		16 - 6 - 1	16 - 6 - 1	6	16	6	0	0	1	16 - 6 - 1	
						一般事項							一般事項		
6	14	6	1	2	1	2 .	2 .	6	16	6	1	2	1	2 .	*変更
						請負者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。							請負者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。		
6	14	6	1	3	1	3 .	3 .	6	16	6	1	3	1		*削除
						請負者は、橋下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。									
6	14	6	3	0	1	16 - 6 - 3	16 - 6 - 3	6	16	6	3	0	1	16 - 6 - 3	
						床版補強工 (鋼板接着工法)							床版補強工 (鋼板接着工法)		
6	14	6	3	1	1	1 .	1 .	6	16	6	3	1	1	1 .	*変更
						請負者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、監督職員と協議しなければならない。							請負者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、 <b>設計図書</b> に関して工事監督員と協議しなければならない。		
6	14	6	3	2	1	2 .	2 .	6	16	6	3	2	1	2 .	*変更
						請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない							請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。 <b>い。</b>		
6	14	6	4	0	1	16 - 6 - 4	16 - 6 - 4	6	16	6	4	0	1	16 - 6 - 4	
						床版補強工 (増桁架設工法)							床版補強工 (増桁架設工法)		
6	14	6	4	3	1	3 .	3 .	6	16	6	4	3	1	3 .	*変更
						既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定するケレンを行なうものとする。特に定めていない場合は、監督職員の指示によらなければならない。							既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定するケレンを行なうものとする。 <b>る。</b>		
6	14	6	4	0	0			6	16	6	4	9	1	9 .	*追加
													<b>クラック処理の施工については、第2編8 - 6 - 3クラック補修工の規定によるものとする。</b>		
6	14	6	4	0	0			6	16	6	4	10	1	10 .	*追加
													<b>請負者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。</b>		
6	14	6	4	0	0			6	16	6	4	11	1	11 .	*追加
													<b>請負者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、事前に工事監督員と設計図書に関して協議するものとする。</b>		
6	14	6	5	0	1	16 - 6 - 5	16 - 6 - 5	6	16	6	5	0	1	16 - 6 - 5	
						床版増厚補強工							床版増厚補強工		
6	14	6	5	1	1	1 .	1 .	6	16	6	5	1	1	1 .	*変更
						請負者は、舗装版撤去の施工については第6編13-4-3路面切削工及び第6節15-4-8プレキャストRC舗装版工の規定によるものとする。							請負者は、舗装版撤去の施工については第6編 <b>16</b> -4-3路面切削工及び第6編 <b>16</b> -4- <b>9</b> プレキャストRC舗装版工の規定によるものとする。		
6	14	6	5	3	1	3 .	3 .	6	16	6	5	3	1	3 .	*変更
						請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議しなければならない							請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。 <b>い。</b>		

編章節条項頁以						編章節条	編章節条項頁以						編章節条	備考												
旧・条文構成(平成12年度)													新・条文構成(平成17年度)													条文情報
6	14	6	5	4	1	4.	請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	6	16	6	5	4	1	4.	請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。		*変更									
6	14	6	6	0	1	16-6-6	床版取替工	6	16	6	6	0	1	16-6-6	床版取替工											
6	14	6	6	1	1	1.	請負者は、舗装版撤去の施工については第6編15-4-3路面切削工の規定によるものとする。	6	16	6	6	1	1	1.	請負者は、舗装版撤去の施工については第6編16-4-3路面切削工の規定によるものとする。		*変更									
6	14	6	6	2	1	2.	請負者は、増桁架設の施工については第6編15-6-4床版補強工(増桁架設工法)の規定によるものとする。	6	16	6	6	2	1	2.	請負者は、増桁架設の施工については第6編16-6-4床版補強工(増桁架設工法)の規定によるものとする。		*変更									
6	14	6	6	7	1	7.	橋梁用高欄付けについては第6編15-6-13橋梁地覆・高欄修繕工の規定によるものとする。	6	16	6	6	7	1	7.	橋梁用高欄付けについては第6編16-6-15橋梁地覆・高欄修繕工の規定によるものとする。		*変更									
6	14	6	9	0	1	16-6-9	鋼製支承修繕工	6	16	6	9	0	1	16-6-9	鋼製支承修繕工											
6	14	6	9	2	1	2.	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し監督職員と協議しなければならない。	6	16	6	9	2	1	2.	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し、工事監督員に提出するとともに設計図書に関して協議しなければならない。		*変更									
6	14	6	9	3	1	3.	請負者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の応力検討及びジャッキアップによる応力集中等の検討を行い監督職員に提出しなければならない。	6	16	6	9	3	1	3.	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を来さないようにしなければならない。		*変更									
6	14	6	10	0	1	16-6-10	P C 橋支承修繕工	6	16	6	10	0	1	16-6-10	P C 橋支承修繕工											
6	14	6	10	2	1	2.	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し監督職員と協議しなければならない。	6	16	6	10	2	1	2.	請負者は、施工に先立ち補修計画を作成し、工事監督員に提出するとともに設計図書に関して協議しなければならない。		*変更									
6	14	6	10	3	1	3.	請負者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の応力検討及びジャッキアップによる応力集中等の検討を行ない、監督職員に提出しなければならない。	6	16	6	10	3	1	3.	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を来さないようにしなければならない。		*変更									
6	14	6	12	0	1	16-6-12	沓座拡幅工	6	16	6	12	0	1	16-6-12	沓座拡幅工											
6	14	6	12	3	1	3.	鋼製沓座設置については、設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。	6	16	6	12	3	1	3.	鋼製沓座設置については、設計図書によるものとする。		*変更									
6	14	6	13	0	1	16-6-13	耐震連結装置修繕工	6	16	6	13	0	1	16-6-13	落橋防止装置修繕工		*変更									
6	14	6	17	0	1	16-6-17	R C 橋脚鋼板巻立て工	6	16	6	17	0	1	16-6-17	橋脚鋼板巻立て工(エポキシ系樹脂)		*変更									
6	14	6	17	1	1	1.	請負者は、橋脚面と注入材の接着をよくするために、コンクリート面を、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。また、コンクリート面がぬれている場合は、布等でふき取り乾燥させなければならない。	6	16	6	17	0	1		補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に工事監督員と設計図書に関して協議するものとする。		*変更									
6	14	6	17	2	1	2.	請負者は、コンクリート表面に、豆板等の不良部分があれば取り除き、エポキシ樹脂で埋めなければならない。									*変更										
6	14	6	17	3	1	3.	請負者は、鋼板取付けにあたっては、橋脚の形状寸法を確認し施工しなければならない。									*変更										
6	14	6	17	4	1	4.	請負者は、鋼板組立用アンカーの打設は柱面に垂直に施工しなければならない。また、定着アンカーの打設は鉛直に施工しなければならない。なお、削孔後、孔内に湧水が発生した場合は、対処方法を検討のうえ工事監督員と協議しなければならない。								*変更											
6	14	6	17	5	1	5.	アンカーボルトは、注入時引き抜き力に確実に抵抗できるように配置し、橋脚の鉄筋およびコンクリートに支障のないよう十分注意し、また、削孔後の孔内のほこり等は確実に除去するものとする。								*変更											

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条	編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考
旧・条文構成(平成12年度)							新・条文構成(平成17年度)							新・条文構成(平成17年度)						条文情報
6	14	6	17	6	1	6.							6.							*変更
6	14	6	17	7	1	7.							7.							*変更
6	14	6	17	8	1	8.							8.							*変更
6	14	6	17	9	1	9.							9.							*変更
6	14	6	17	10	1	10.							10.							*変更
6	14	6	17	11	1	11.							11.							*変更
6	14	6	17	12	1	12.							12.							*変更
6	14	6	17	13	1	13.							13.							*変更
6	14	6	17	14	1	14.							14.							*変更
6	14	6	17	15	1	15.							15.							*変更
6	14	6	17	16	1	16.							16.							*変更
6	14	6	17	17	1	17.							17.							*変更
6	14	6	17	18	1	18.							18.							*変更



編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 項 頁 以 下						備 考	
旧・条文構成（平成12年度）						新・条文構成（平成17年度）						条文情報	
						6	16	6	18	15	1	15. 鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は、100cmを標準とする。	*変更
						6	16	6	18	16	1	16. 鋼板下端および鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにしなければならない。また、美観にも留意してシールしなければならない。	*変更
						6	16	6	18	17	1	17. 無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。	*変更
						6	16	6	18	18	1	18. 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。	*変更
						6	16	6	18	19	1	19. モルタルの練り上がり温度は、10～30を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。	*変更
						6	16	6	18	20	1	20. 無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力およびモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。	*変更
						6	16	6	18	21	1	21. 無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所から注入パイプより丁寧に圧入する。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2cmの高さまで圧入するものとする。注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する。注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、及び鋼板上端のシール仕上げを行わなければならない。	*変更
						6	16	6	18	22	1	22. 請負者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を工事監督員に提出しなければならない。	*変更
						6	16	6	18	23	1	23. 請負者は、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行い工事監督員に報告しなければならない。	*変更
						6	16	6	18	24	1	24. 請負者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
						6	16	6	18	25	1	25. 根巻きコンクリートおよび申請めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。	*変更
						6	16	6	18	26	1	26. 請負者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布するものとする。	*変更

編 章 節 条 項 頁						編 章 節 条 項 頁						備 考				
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)						条文情報				
						6	16	6	18	27	1	27.	請負者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。	*変更		
						6	16	6	18	28	1	28.	請負者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編第1章総則1-1-36環境対策の規定によるものとする。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	*変更		
						6	16	6	18	29	1	29.	請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表16-3により実施し、その結果を工事監督員に報告するものとする。	*変更		
						6	16	6	18	30	1	30.	超音波探傷試験の検査技術者は、(社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	*変更		
						6	16	6	18	31	1	31.	表16-3の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、工事監督員と設計図書に関して協議するものとする。	*変更		
						6	16	6	18	32	1	32.	請負者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査および超音波探傷試験を実施するものとする。	*変更		
6	14	7	0	0	1	第7節	現場塗装工	6	16	7	0	0	1	第7節	現場塗装工	
6	14	7	3	0	1	16-7-3	橋梁現場塗装工	6	16	7	3	0	1	16-7-3	橋梁現場塗装工	
6	14	7	3	2	2		測定結果は、塩分付着量がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議しなければならない。	6	16	7	3	2	2		測定結果は、塩分付着量がNaCl100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合は、工事監督員と設計図書について協議しなければならない。	*変更
6	14	7	4	0	1	16-7-4	付属物塗装工	6	16	7	4	0	1	16-7-4	付属物塗装工	
6	14	7	4	0	2		付属物塗装工の施工については、第6編15-7-3橋梁現場塗装工の規定によるものとする。	6	16	7	4	0	2		付属物塗装工の施工については、第6編16-7-3橋梁現場塗装工の規定によるものとする。	*変更
6	14	7	5	0	1	16-7-5	張紙防止塗装工	6	16	7	5	0	1	16-7-5	張紙防止塗装工	
6	14	7	5	1	1	1.	素地調整については、第6編15-7-3橋梁現場塗装工の規定によるものとする。	6	16	7	5	1	1	1.	素地調整については、第6編16-7-3橋梁現場塗装工の規定によるものとする。	*変更
6	14	7	5	2	1	2.	請負者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の指示によるものとする。	6	16	7	5	2	1	2.	請負者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、設計図書によらなければならない。	*変更
6	14	7	5	3	1	3.	請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。特に定めていない場合は、監督職員の指示によるものとする。	6	16	7	5	3	1	3.	請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。	*変更
6	14	8	0	0	1	第8節	トンネル修繕工	6	16	8	0	0	1	第8節	トンネル修繕工	
6	14	8	1	0	1	16-8-1	一般事項	6	16	8	1	0	1	16-8-1	一般事項	
6	14	8	1	2	1	2.	請負者は、トンネル内の作業については、一酸化炭素濃度等作業環境に注意をし施工しなければならない。	6	16	8	1	2	1			*削除
6	14	8	1	3	1	3.	請負者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	6	16	8	1	3	1	2.	請負者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	*変更
6	14	8	1	4	1	4.	請負者は、トンネル修繕箇所に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。	6	16	8	1	4	1	3.	請負者は、トンネル修繕箇所に異常を発見したときは、工事監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	*変更
								6	16	8	4	0	1	16-8-4	裏込注入工	*追加
								6	16	8	4	1	1	1.	裏込注入工の施工については、第6編7-5-5裏込注入工の規定によるものとする。	*追加

編 章 節 条 項 頁 以 下						編 章 節 条 項 頁 以 下						備考	
編 章 節 条						編 章 節 条						条文情報	
旧・条文構成(平成12年度)						新・条文構成(平成17年度)							
						6	16	8	4	2	1	2. 請負者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して工事監督員の承諾を受けるものとする。	*追加
						6	16	8	4	3	1	3. 請負者は、注入量について一作業終了後、工事監督員の数量確認を受けるものとする。	*追加

第7編 公園緑地編	改訂無し
第8編 下水道編	改訂無し
第9編 港湾編	工種体系の変更に伴う全面改訂のため、新旧対照表省略